

第百六十六回
国会

参議院厚生労働委員会會議録第三十三号

(三四六)

平成十九年六月二十八日(木曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

六月二十二日

辞任

野村 哲郎君

松村 祥史君

福山 哲郎君

峰崎 直樹君

六月二十五日

辞任

清水嘉与子君

関谷 勝嗣君

武見 敏三君

藤井 基之君

六月二十六日

辞任

岡田 直樹君

神取 忍君

小泉 昭男君

野村 哲郎君

六月二十七日

辞任

関谷 勝嗣君

武見 敏三君

藤井 基之君

下田 敦子君

山本 孝史君

鰐淵 洋子君

六月二十八日

辞任

辻 泰弘君

補欠選任

藤末 健三君

補欠選任

藤井 基之君

関谷 勝嗣君

山本 孝史君

辻 泰弘君

補欠選任

岡田 直樹君

小泉 昭男君

神取 忍君

野村 哲郎君

補欠選任

清水嘉与子君

武見 敏三君

関谷 勝嗣君

藤井 基之君

補欠選任

神取 忍君

岸 信夫君

松村 祥史君

浅尾慶一郎君

福山 哲郎君

弘友 和夫君

補欠選任

藤末 健三君

委員長
理事

鶴保 庸介君

副大臣

総務 副大臣

財務 副大臣

厚生労働副大臣

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣法制局第四

部長

人事官

総務大臣官房審

議官

総務省行政管

理局長

総務省行政評価

局長

総務省自治行政

局公務員部長

外務省アジア大

洋州局長

財務省主計局次

長

文部科学省高等

教育局私学部長

厚生労働省保険

局長

厚生労働省年金

局長

厚生労働省政策

統括官

社会保険庁長官

社会保険庁総務

部長

社会保険庁運営

部長

説明員

会計検査院事務

総局第二局長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○日本年金機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金

法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議

院送付)

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に

係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(鶴保庸介君)

ただいまから厚生労働委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、峰崎直樹君、野村哲郎君、鰐淵洋

子君、武見敏三君及び下田敦子君が委員を辞任さ

れ、その補欠として辻泰弘君、弘友和夫君、岸信

夫君、神取忍君及び浅尾慶一郎君が選任されまし

た。

○委員長(鶴保庸介君)

政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

日本年金機構法案外二案の審査のため、本日の

委員会に、理事会協議のとおり、社会保険庁長官

村瀬清司君外十四名の政府参考人の出席を求め、

その説明を聴取したいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君)

日本年金機構法案、国民

年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の

一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給

付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関す

る法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を

行います。

第七部

厚生労働委員会會議録第三十三号

平成十九年六月二十八日

【参議院】

質疑のある方は順次御発言願います。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

最初に、自民党中川秀直幹事長が、一億人に対して加入履歴、納付記録を一刻も早く知らせることが不安、不信の除去に最も有効だというふうな指摘をしたということについて、これ、私の委員会で大体都合四回ぐらい同趣旨の提案をしてまいりまして、それとほぼ同様の発言をされたこと、非常に重要だというふうに思っています。

改めてこのことについて大臣に、与党の言わば最高幹部からも私が提起した問題とほぼ同趣旨の発言があったわけで、やっぱり今のうちに不安な人は問い合わせてこいというやり方ではなくて、きちっとやつぱり直ちにすべての受給者、加入者に保険料納付記録を示すと、これやつぱり一番今国民にとって知りたい情報であるし、直ちにやるべきことではないかと思うんですが、これまでかなり消極的というか、ちよつとなかなか難しいとの発言だったんですが、こういう事態になっていきますので、改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の年金記録の問題に対する対応策につきましては、私どもといたしましては、例の五千万件の未統合の問題につきまして、まず受給者の皆さんの記録がその中にあつたら一番これを修正するのが先決であろうと、こういうふうに考えまして、この五千万の記録の中の二千八百五十万なり、あるいは生年の明らかでない三十万を加えた二千八百八十万件の突合をする。それからまた、被保険者についても同様の残りの二百五十万なりなんの突合をする。そういうことで、同一人の可能性のあるものをお知らせしながら、その方々に対してこの年金の記録、経歴をすべてお知らせしながら御確認をいただく。こういうことで、もとよりそれ以外はないと言つていたわけではございません。

したがいまして、受給者についての同一人の可能性のない方が三千万人のうちのくらいあります。か、そういうような方々にももう言わばほとんど同時というか、そういうことで並行的に年金の

履歴をお知らせしながら御確認をいただく、それからまた、被保険者についても同様、この同一人の可能性がない方々にも並行してその年金の経歴を履歴をお知らせしながら確認をする、確認をしていただく、こういうことを考えておりますので、どれだけのタイミングの違いが出てくるのかということに尽きるのではないかと。

我々といましては、この突合の作業のプログラミングと、年金の履歴をもう一度呼び出されたのプログラミングというののもそんなにすごい時差があるわけではないし、まず我々としては、かねてから申し上げているように、受給者の受給の基礎になった記録に漏れがあるということでは、これはもう一番申し訳ないことであつて、最も真つ先には是正すべきものであつて、こういう考え方を取つていくことでございまして、いづれにしても全体として言へば、すべての年金の受給者及び現役の加入者の皆さんに年金履歴をお送りをして確認をいただくということは行うという考え方で進んでおります。

○小池晃君 それは別に統合しなくても履歴を送るといふのはできるわけですから、そういう意味では、突合してからよりもむしろ手間としてはこれは掛からないはずの仕事なんですね、再三言つていふように。

今の話だとやつぱり来年度ということになってくる、来年度以降ということになってくるんじゃないかと思うんですが、やつぱり再三指摘しているように、これは何かいろいろな作業をして突き合わせて送るというのではなくて今持っている政府の情報を送るということなんです。私は、その来年度の定期便に合わせてということではなくて、臨時便でこれは直ちにやるべき仕事であるというふうに思っています。

そういう意味では、やつぱりいついつやるというところまで今もし作業の関係で言えなくても、やつぱりこれは可及的速やかに加入者、受給者に対して履歴を送るということをやりたいというふうに思っています。そのことをはつきり言つていただきます。

たい。

○国務大臣(柳澤伯夫君) それは基本的に私ども

もそのとおりに考えておるわけでございまして、あえて言えば、突合をして可能性のある人を早く明確にして、我々としてはそういうことについて更に御注意をいただきたいながらの確認をしていただくということにございまして、全体として我々が受給者、現役加入者に対してきつと年金履歴をお送りして確認をするということは、これはもうはつきりやるということに御理解いただいて結構でございます。

○小池晃君 これは急いでやるということですね。うなずいていらつしやいます。

無年金に対する対策についてもこれに併せて聞きたいんですが、その二十五年の加入期間に満たされずに掛け捨てになつてしまつた人というのは、これはやつぱり一番深刻な人だと私も思っています。こういう人たちにに対してはどう周知するのかについて、これは個別に納付状況を確認するということなのか、それとも一般的に介護保険料の案内に書き込むというふうなところなのか、ちよつと簡単にお答えください。

○政府参考人(青柳親房君) いわゆる無年金の方につきましては、言わば最新の住所などの情報をもとに管理をしておらない状況にございます。

したがいまして、どういうやり方が一番適切かということについていろいろ考えましたけれども、結果的には、その無年金の方が多く含まれていると考えるならば介護保険料の普通徴収の対象者の方々、この方々に介護保険料の納入告知書等を必ず毎年送付するということがあるわけでございまして、例えばそういう際に年金記録の確認を行うためのチラシなどを同封するということになるわけですが、これは市町村にお願いをすることになるわけですが、一般的な広報に加えてこのようなやや個別的な仕組みも言わば加味することによりまして無年金の方にも御案内をさせていただきたいと、こんなようなイメージで考えております。

○小池晃君 個別的とは言うけど、結局、一般的

に無年金の方はそうなつていて可能性があるので注意していただきたいということになつちゃうわけで、私はこれでは対策としては不十分だと。

大臣、これはやつぱり、年金がゼロになるか、掛け捨てになるか、それとももらえるかというのは、その人の最後の人生にとってある意味じゃ本当に生死に握るような重大問題だと思うんですね。そういう意味では、国のミスによつて二十五年に達せず掛け捨てになるなんという事態は絶対にあつてはならないというふうに思っています。その点では、先ほど主張したように、やつぱり定期便じゃなく臨時便を出せというふうには私は主張をしてきたんですが、この際にやはり加入者、受給権者だけではなくて、いったん被保険者になつた人についてその保険料の履歴も知らせて、やはり、あなたの履歴こうなつていきますということを個別にお知らせする、無年金者の人についても。

これは、今の住所分らないといういろんな問題も、もちろんいろんな困難あると思いますが、これはもう文字どおり市町村の力もかりて、徹底的にやつぱりそういう人一人一人も出さないようにこれは工夫して見る必要があるんじゃないかと考えるんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私ども、実は御指摘を受けるまでもなく、この問題をどう処理するか、対処するかということを考えてきたわけございまして、現段階においては、今運営部長の方からお答えを申し上げましたとおり、介護の保険に絡ませてこの御注意を喚起させていただいて、是非そういう方々についての申出というものを考えたということにございまして、更に何か考えられないか、これは検討を要する課題だと思ひます。

ただし、非常に、じゃ、今の一億件のほかに我々はオンライン上に膨大な記録を持つています。一回でも加入した人の記録を持つています。か、それと、仮に五千万件のうちの、何というか、この納付の期間が割と長いような方と

いうような方と、こちらの一億件以外の、あと一億件以上恐らくあるでしょう、そういうものをどう突合するかというような可能性があり得るのかどうか。これはまあ、私どもも今の介護保険の絡みでこの確認をしていただくと、確認についての御注意を喚起していただくということのほかに何かいい知恵があるのかないのか、これは今後とも検討をしなければならぬ課題だと、こういうふうに思います。思いますけれども、非常に難しい問題だということも同時に御理解いただいているかと思えます。

○小池晃君 これは是非検討をしつかり本当にやるべきだというふうに思います。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕

それから、今日資料でお配りしましたが、基礎年金番号設定のための基本計画、これは社会保険庁の方からいただいた資料です。これは要するに、九七年、基礎年金番号を導入する際に内部的にマニュアルのような形で使われたんだと思います。

これを見ますといろいろなことが出ておりまして、例えば、ちよつと最初にお伺いしたいのは、三ページ目に基本計画を策定するに当たつての前提条件というのが書かれておりまして、こゝでその(4)として、基礎年金番号の設定は過去の被保険者記録の整備とは連動しない方式とすると、こうあります。部長、これはどういう意味ですか。

○政府参考人(青柳親房君) 今御紹介のございました基本計画、これは平成五年の五月に、基礎年金番号を平成九年から導入するということに先立ちましてその基本計画を定めたものでございます。

今お尋ねのございました部分につきましては、基礎年金番号の付番に先立ちまして過去の年金記録をどう整理するかということは非常に大きな課題になるわけでございますけれども、過去の年金記録の中では、本人を特定する項目として非常に重要な要素であるところの住所情報が完全には保有されておりました。したがって、こ

れを何か早期に整理をした後で基礎年金番号を導入するというようなことは、理想的な手段であつたかもしれないけれども、当時は非常に難しいであらうという見通しを持ったわけでございます。

そこで、最終的には、基礎年金番号をまず速やかに導入するという観点から、まず導入時点で加入しているそれぞれの制度の年金手帳の記号番号等を基礎年金番号にするという方式を取りまして、過去の年金記録については、これとは別に、並行いたしまして過去記録の整理というものをを行うということを入念的に記述したものと理解しております。

○小池晃君 要するに、これ過去記録の整理は取りあえず後回しにして、その時点で加入している年金で番号を全部振つてしまおうということだつたと思うんですね。私、こういうやり方が今日の事態を生んだ一つの背景にあると思うんです。

これは一ページ目には、なぜその基礎年金番号を導入するのかということが基礎年金番号の必要性ということであるいろいろな書かれております。その当時の認識が分かるんですね。

どういう認識だつたかという、年金の事務処理が制度間でばらばらなため、国民年金一号、三号の適用漏れが生じたり、あるいは併給調整が不徹底だつたり、年金相談や裁定時に時間を要したり、正確な被保険者記録の確認が困難な場合が生じていると、こういうふうに出てあります。

その上で、こういうふうに出てくるんですね。こうした問題は、制度が適正に運営されないということだけではなく、無年金者の発生や制度自身の公平性、安定性が図られないことにもつながり、公的年金に対する国民の信頼が揺らぎかねないと、だから基礎年金番号を導入するんだというふうに出てくるわけですね。

私、ここに書かれていることは正に今日の事態そのものを見るような感じがするわけですね。要するに、こういう事態を起こさないために基礎年金番号を導入することが当時の認識であつたにもかかわらず、結果として、過去の記録の整

理は後回しにして、取りあえず番号を付けるというところでスタートしてしまつた。その過去の番号の整理はきちんとやられたかという点、非常に遅々として進まなかつた。それがやつぱり今日の五千万件という宙に浮いた記録を生み出した背景にあつたのではないかとこのように思います。

大臣、この資料を通じて、やはりこの今日の事態を生んだ原因というのは正にこの経過にあつたというふうにも思われませんか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 今委員が御指摘になられたこの計画、基本計画でございますが、その三ページのところに非常にせつかついことが書いてあるわけですね。要するに、全年金加入者を対象とした全制度共通の生涯不変の一人一番号、こういうものを実現しようと、こういうような目的を設定しながら、なぜ過去の被保険者記録のつながり、つなぎということを後に回したんだろうかというのを考えると、こういう御指摘であります。私どもも、この当初の制度設計、この点が特にそういう感じがするわけですが、やはり不十分だつたというふうに考えます。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

特に、この際、老齢年金を既に受給しているいわゆる受給者の方々についてのこの過去記録の突合をなぜしなかつたんだろうかという点については、返す返すも私も残念なことだつたというふうにも思いますし、それからまた、その後、じゃ過去記録というものについて統合の努力あるいは進捗管理というふうなことに付いて本當に十分であつたかどうかという点についても、今日の事態から見ますとやはり不十分だつたと言わざるを得ないというふうに考えているところでございまして。

○小池晃君 この資料の二ページ目にはこんなことも書いてあるんです。三年から五年ごとに被保険者記録を通知することによって、管理している被保険者記録と本人とのそごを防止することができ、こんなことを言っているわけですね。これ、なぜこういうことを提起しながらやらな

かつたんですか。

○政府参考人(青柳親房君) この基本計画は、先ほど申し上げましたように、平成五年の段階で例えばこういうことが新たに可能になるということとで構想したものでございました。

しかしながら、被保険者記録の通知につきましては、御承知のように、本格的には来年四月からのねんきん定期便、また一部、部分的ではありますけれども、国民年金につきましては、過去一年間の保険料の納付の記録をやつと言わば私も御通知を申し上げるという制度が近年になってスタートしたわけでございます。基礎年金番号そのものの統合についても、御承知のように、この九年度で一千八百八十八万人の方に御連絡を申し上げて、やつと九百万人程度統合することができたというように形で、基礎年金番号の統合自身が当初の見通しに比べると少しスピードがダウンしたということもこれであり、当初予定していた様々なサービスの改善というものについても全体として遅れて実施せざるを得なかつたというような事情にあつたということで御拝察をいただきたいと存じます。

○小池晃君 いや、大臣ね、これ十五年前ですよ。十五年前に三年から五年ごとに通知するということを提案、考えているわけですね、当時。さも、ねんきん定期便つて新しく考えたかのように言うけれども、結局十五年前からこういう計画あつた。しかも、今やろうとしている定期便というのは十年ごとですよ。これ、三年から五年ごとに送ると言っているんですよ。だから、当初考えたときよりも後退したものをやうやく十五年たつて始めようかという話になっているということですよ。

もしこれがこういう計画のとおりやられていれば、私は今日の事態のかんりの部分防げた可能性はあると思うんですよ。

大臣、その点ではやつぱり、こういうことを今までやらなかつたということについては、これはやつぱりきつと責任は認めていただきたい。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、先ほども申し上げましたとおり、基礎年金番号への統合の努力、あるいはその進捗の管理、こういうことについて十分であったかと言われれば、私ども、やっぱり今日の事態から見れば不十分であったと言わざるを得ないと、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。私どもとして、やはりこの統合の努力というものにおいて不十分だったということとは言わざるを得ないと思います。

○小池晃君 その点は明確だと思います。

それから、この間、この委員会でも取り上げた共済年金の宙に浮いた記録問題ですが、これは要するに、九七年の基礎年金番号導入時に共済についてはその時点での加入者と受給権者だけに番号を付けたことによって、九七年一月の時点で退職をしていって、かつ年金受給年齢に達していかつた場合には基礎年金番号は付いていない。その記録が、先日いただいた数字では、国家公務員共済では約六十七万、地方公務員共済では六十八万、私学共済では四十六万で、合計百八十一万あったと。

社会保険庁にお聞きしますが、これは、五千九十五万の宙に浮いた記録とはまた別に百八十一万の共済年金のいわゆる基礎年金番号に統合されていない宙に浮いた記録があったという理解でよろしいですね。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまお尋ねのございました基礎年金番号に統合されていない共済組合員の記録というのは、いわゆる五千万件とは別のものであるというのは、お尋ねのとおりでございます。

ただ、一言付け加えていただきますが、共済組合、それぞれの共済組合さんにおかれましては、基本的には同一人について複数の加入記録はございません。それぞれの共済組合で過去の記録について一元的に管理されているというふうになっております。

したがって、基礎年金番号に統合されていない共済組合員の記録というのは、裁定の際に

その基礎年金番号に統合されるということが確定でございますので、例えば未支給につながる可能性というのはほとんどないというふうにお考えをいただいてよろしいのではないかと思っております。

また、共済組合の記録そのものにつきまして、既に昨年の四月二十八日に閣議決定されております被用者年金制度の一元化等に関する基本方針の中で年金相談等の情報共有化の推進という項目に基づきまして、この一元化の施行時期でございます二十二年度の三月を目途にこれを計画的に統合を進めていくという方針が決まっておりますので、私どもとしてはそういうことを踏まえて着実に統合を進めてまいりたいというふうに考えております。

○小池晃君 未支給につながるリスクはない、大丈夫だというふうにおっしゃいますが、三共済、財務省、総務省、文科省においていただいておりますが、この百八十一万のそれぞれの記録の中に年金受給年齢である六十五歳を過ぎた記録というのは一つもないんですか、それぞれお答えください。

○政府参考人(鈴木正規君) 今御指摘ありましたように、直近時点の平成十九年六月現在で、国家公務員共済の場合、基礎年金番号が付番されていない件数が六十七万あるということでございまして、今のお尋ねの六十五歳以上の方ににつきましては、ただいま即こでそういう方が何名いるかいないのかということとをちよつとまだお答えできない状況にないということをお理解いただければと思っております。

○小池晃君 一人もいないのかと。

○政府参考人(鈴木正規君) そこはまだちよつとよく分からないものですから、絶対ないということも申し上げられないとは思っております。というの、具体的には、例えばお亡くなりになられた方なんかもおられるかもしれませんが、そういうことも考えると、ゼロであると断定するということはなかなか難しいと思っております。

す。

○政府参考人(上田敏士君) 地方公務員共済組合の関係につきましても、先生その後御指摘ございましたので、今、各、六十七の地方の共済組合がございまして、今、調べさせております。したがって、今の時点で幾つということも言えませんが、あるともないとも言えませんので、次長が言ったのと同じように、ないと断定はできないということでございます。

○政府参考人(磯田文雄君) 私どもの方も、日付は十九年三月現在で約四十六万件ということでデータを集めたわけですが、お尋ねの六十五歳以上の件数ということになりますと、現在、鋭意、私学事業団で今数字を積み上げていく段階ということであるということをお理解いただきたいと思います。

なお、全くないかという御質問についてでございますが、先ほど他の省からもございましたように、既に死亡している方、それから大学ですと他の国からお越しただいての方たちがございまして、その方が短期間組合員であつてその後お帰りになつていくと、こういうものが記録上あり得るのではないかと推察されます。

○小池晃君 いずれにしても、これはないとは言えないわけですよ。未支給につながるリスクがないんだと、ほとんどこれ大丈夫なんだと、社会保険庁はそういう無責任なことを私言うべきでないと思ひますよ。これはきちつと調べなければ、実際は受給漏れになつていくケースだつてあるかもしれないじゃないですか、今の話だつたらば、それは否定できないわけですよ。そういう無責任なことを言わないでいただきたい。そもそも共済は一組合に一人できちつと管理されているから大丈夫だと言ふのは私は無責任過ぎる。じゃ厚生年金はきちつと管理されていないとでも言うのかという話になつて、国民が聞いたらどう思うかという話だと私は思ひますが。

あれこれ言い訳していますが、大臣、基礎年金番号に統合されていない記録は一年以内に名寄せ、統合をするというのが安倍総理の約束だったはずなんです。基礎年金番号に統合されていない記録という点では、この三共済の記録も性格は全く同じなわけですよ。だとすれば、これはその一元化の三年後をめどに、大体三年後つて社会保険庁をなくそうという、その後でだれが責任持つのかという話にもなるでしょう。私は、これは三年後をめどにはなくて、この百八十一万件も五千九十五万件と同時に、これは一年以内に名寄せの対象にすべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、現実に社会保険庁の中に記録があるわけではありません。これは、社会保険庁にとつてみますと、全然別の少なくとも今までは管理の下にあったということでございます。

もとより、この統合の問題というのは、最終的には、先ほど当初の基本計画にもありましたようにお一人一生番号とあることですので他の制度についても統合されるということが原則でありますので、委員の指摘もよく分かるわけでございますけれども、ちよつと今私が、今まで一元化が済んでいない段階、雇用者年金の一元化が済んでいない段階でそこまで明確に申し上げるべきかどうか、まだ法案を我々提出をしていないだけでございます。御審議もいただいているという状況でございますので、したがって、これを他の厚生年金、国民年金と同じように平仄を合わせてやるという、この姿勢はよく、私も全く同じなんです。が、そこまで言い切るような資料の管理の状況にないということも御理解をいただきたいと思ひます。

○小池晃君 これは一元化の問題とは別問題です。基礎年金番号に統合されていない記録という点では同じなんだから、それは総理の約束との関係でやるべきだと申し上げているんです。きちつと私は総理の公約との関係でやるべきものであるというふうに思ひます。

それから、天下りの問題ですが、社会保険庁が

N T Tデータと日立に総額一兆四千億円の発注をしている。その一方で、私どもの調べで少なくとも十五人が関連企業に天下りしているということも明らかにになりました。大臣は、その質疑の際に、日本年金機構についても何らかの規制、現行の公務員程度の規制というものについて今後検討していかなければならないというふうに私に答弁されましたが、具体的にどのような規制を考えておられるのか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 私は、日本年金機構から民間企業あるいはその他の独立行政法人等への退職職員の再就職ということについては、これはもう本当に、仮に日本年金機構が非公務員型の法人ということになりました後においても、もう十分に国民の皆さんから批判を浴びるようなことは行うべきでない、こういうふうに考えております。そういう考えから、私は、何らかの規制を検討しなければならぬということをお願い申し上げます。その際、現行の公務員制度の規制というものを念頭に置いて、それと同程度の規制を考えたいのだと、こういうことを確かに委員の御質疑に対して御答弁を申し上げました。

で、それから先にもどのようなことを具体的に考えたかということをご説明いただけますけれども、まだそのいとも十分に取れないものですから、今ここで具体的に申し上げるだけの私も検討をすることはかなわなかったわけでご説明申し上げますけれども、いずれにしても、現行の公務員制度の規制というものを踏まえて、その内容をきちつと策定をし、そして今、冒頭申し上げたように、この点について国民の批判を招くようなことは一切根絶したいと、このように考えております。

○小池晃君 一切とか十分とか言うけど、具体的には何もないじゃないですか。こういうことをきちつと決めてから機構というのは議論すべきじゃないですか。法案だけ通しちゃって、後からそういう規制考えるというのは、私は全くこんでもないあべこべな議論だというふうに申し上げたい。こういう中で組織だけつくつてしまうという

のは余りにも無責任ですよ。

それから、社会保険病院のことについても関連して聞きたいんですが、これ、社会保険庁解体されれば全国五十三ある社会保険病院の一部がなくなる、こういう報道もあって、患者、住民あるいは職員の皆さんが、自分のところの病院大丈夫かという心配もあります。

ちよつとお聞きしたいんですが、これは設置者である社会保険庁が解体というふうになった場合には、今後の設置者は一体どうなるんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 病院の取扱いにつきましては、かねてからこの委員会も含めて様々な場所でも申し上げているように、地域の医療体制を損なうことがないように整理合理化を検討していかなければならないという状況になっております。

したがって、これらの病院をどこが所有するかということについては、最終的にこの整理合理化計画を取りまとめた、その中で明らかにされていくべきものというふうに現時点では考えております。

○小池晃君 この病院の行方なんです、○二年に出された社会保険病院の見直し方針では、単独で経営自立ができる病院と、それから単独での経営自立は困難であるが地域医療にとって重要な病院、これは基本的に存続するとなっております。聞くところでは、五十三か所のうち昨年の赤字は二病院のみだというふうに聞いています。

整理機構法案の審議で衆議院の附帯決議があつて、厚生年金病院の整理合理化計画に関しては、地域の医療体制を損なうことのないように、十分な検証をした上で策定することというふうにされています。大臣も答弁されていますが、社会保険病院についても、政府は厚生年金病院と平仄を合わせて検討するということだったわけですが、ちよつと確認しますが、つまり現時点で政府方針というのは、見直しの方針で統合、移譲、売却を検討するという対象となっているような言わば

赤字の病院も含めて、これは地域医療との関係ということでも十分に検証した上で策定すると、こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいま委員から御紹介がございましたけれども、幾つか確認をしておかなきゃいけない事柄があるかと思っております。

一つは、平成十七年に独立行政法人の年金・健康保険福祉施設整理機構法案を御審議いただきました際に、これは衆議院の方の厚生労働委員会ではございますが、この附帯決議で、地域の医療体制を損なうことがないよう、厚生年金病院の整理合理化を進めるということが与野党の合意で附帯決議に盛り込まれたという経緯がございます。

また一方、社会保険病院につきましても、経緯はただいま委員からお話ございましたように、やや古くございまして、一つは平成十四年の十二月の段階で、社会保険病院の在り方を見直しについてという私も厚生労働省の方針をまとめさせていただきまして、この中で、その施設整備には保険料を投入しないこととするのと同時に、経営改善を図つて平成十八年度に整理合理化計画を策定するということが定められておりました。

しかしながら、社会保険病院の取扱いにつきましても、ただいま申し上げました整理機構法案審議時の経緯にかんがみすれば、厚生年金病院と平仄を合わせていくということがその後必要になつてきたという事情の変更がございました。

またさらに、近年の地域医療等の状況を踏まえれば、地域の医療体制を損なうことがないよう、厚生年金病院及び社会保険病院が現に地域において果たしている役割をどのように維持していくかということを念頭に置いてその整理合理化を進めていくことが求められているというふうに私も認識をいたしております。

したがって、いずれにせよ、今後、各般の御意見を踏まえながら、なるべく早急にこの整理合理化計画を取りまとめるべくというところで対処させていただきたいと考えております。

○小池晃君 大臣、この問題では、例えば社会保険中央病院とか診療所がある新宿の区議会では、全会一致で公的医療機関としての存続という意見書が上がっています。社会保険中央病院の実情を聞くと、赤字にしないという駄目だ、つぶされちゃうということ、ベスアップもストップされている。将来不安から、中堅医師や看護士の退職も続いている。七対一看護も結局取れない状況にあると聞いております。

五年経過したんですが、やっぱり地域住民も職員ももちろん患者さんも不安を持っているわけで、やはりこれに対してしっかりと大臣としてお答えいただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 非常に難しい問題になっております。要は、社会保険病院というのは、社会保険庁が今度解体されてしましますので、一体だれがこれからその主体になるのかという問題がございまして、これは委員が冒頭のこのくだりの質問で掲げられた問題である。しかし、私どもとしては、これしっかりと整理合理化をしなればならない、こういう考え方で。

しかし、他方、今の地域医療の状況を見ますと、社会保険病院がすべてがとは申せないけれども、しれませんが、それぞれに地域医療にとつて非常に重要な存在になっているということも、これももう本当に否定すべくもないこととござい

ます。そういうことで、地域医療の観点からこの病院の存続というものを求める声というのはもう非常に多く上がつておまして、私にも個別の陳情、地方からも度々御陳情をいただいております。この二つの要請をどのように解決していくんだというところが非常に重要な問題になっているわけでございますけれども、とにかく私も社会保険庁が解体されるというふうなこの中で、とにかくできるだけ速やかに解決の方策を

探つていかなければならないということとございまして、私ども、これは部内でもそうしたある種プロジェクト的なものを組織して検討をし

でもらっておりますし、また与党の側でもいろんな御意見があつて、それらとのすり合わせもして、とにかくこの難しい問題に対して解決の方策を編み出さなきゃいけないということでございます。

その際、委員が御指摘になるように、地域医療として不可欠な存在ということ、しかもその存在をそうしたものと今後とも維持していくためには、またいろいろの手だても内容的に講じなければならぬ、そうした要請があるということも十分我々念頭に置いているということでございます。

○小池晃君 これは病院と同様に、社会保険診療所、健康管理センターというの保健機関としての役割を果たしておりますので、しっかりと公的な機関として継続していくべきだと思います。急性期医療も健診も、非常に今医療体制が弱体化している下で、やはりその公的な機能をしっかりと強めていくことこそ必要だということも申し上げておきたいと思ひます。

それから、法案では、職員の採用について、いったん退職して法人職員となることを希望した対象者から採用者を決定するというふうにしております。その際、設立委員会が新機構職員の採用基準と労働条件を示して募集をする。人事管理に関する学識経験者から成る職員採用審査会の意見を聴いて採否を決定するという仕組みのようですが、この人事管理に関する学識経験者というのは、一体どういう人を想定しているのか。

○政府参考人(清水美智夫君) 機構の職員の採用につきましても、設立委員会が職員の採用審査に係ります第三者機関の意見を聴いて採否を決定するというところ、御指摘のとおりでございます。

この法案におきましては、この第三者機関につきましても、設立委員会が人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができ、学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任すべきということとされておるわけでございます。

したがいまして、設立委員、これが選出されまして、ここにおきまして、人事管理に関して専門的な学識又は実践的な能力を有しまして、採用審査に当たりまして機構にふさわしい人材であるか否かについて中立公正な立場で客観的に判断することができ、そういう適切な人選が行われるものと考えてございます。

○小池晃君 雇用する責任というのは、これはあくまで設立委員会にあるわけですね。しかし、審査会というのは労働条件に責任を負うという立場にありません。雇用責任のない機関が職員採用に対して意見を言うということになっているわけですが、そこでお聞きしたいんですが、職員採用審査会というのはもうどこまで個々の応募者の採否についての意見を述べるのか、述べるのがそもそもできるのか、真に公平な採用となるという、先ほど言ったけど、ルールは一体どういうふうにしていくのか、お答えください。

○政府参考人(清水美智夫君) 今回の法案では、先ほど御説明申しましたとおり、第三者機関の意見を聴いて設立委員会が判断するわけでございますけれども、この点に關しまして、学識経験者の人選は、先ほど申し上げましたように、中立の立場で公正な判断をすることができ、者のうちから大臣の承認を受けて行うということを義務付けてございます。

また、密室性を排除するという必要性がございまして、学識経験者の会議体から意見を聴くというようにしてございます。さらに、意見はあくまで意見聴取でございまして、最終的な採否の決定というものはあくまで設立委員の権限ということになっておるわけでございます。

このような形を取つてございまして、職員の採用に關しまして適切な判断を行うための適正な手続であるというふうな考えてございます。

○小池晃君 これは、じゃ、決定権ないと言いますけれども、労使当事者でないような機関が個々の応募者の採否を左右するようなことは、これはあつてはならないはずですね。そういうことには

しないでいただきたいというふうに思います。

それから、法人の採用、配置転換、分限などの判断基準についてですが、これ、不正免除の問題では例えば千七百五十二人の職員が処分を受けております。さらに今回、処分されたことを理由にして分限処分というふうになれば、これは同じ行為で二重の処罰ということになってしまふ。

憲法三十九条では二重処罰も禁止されているわけですが、既に処分が終わつていて不正免除を行った否かが採用の際の条件になってくるということになれば、これは憲法三十九条の精神にも反する不当な二重制裁ということになると思ふんですが、いかがですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 日本年金機構の設立委員の採用行為ということ、処罰ということとはちよつと違うことではないかというふうに考へておるわけでございますが、いずれにいたしましても、機構の職員の採用に關しましては設立委員が独自の採用基準で定めるといふことにしてございまして、現時点で私どもの方が具体的な採用基準をお答えするということはまだできないわけでございます。

それと、また職員の採用に当たりましては、先ほど申し上げましたような学識経験者の意見を聴いてということになってございまして、その際には、それまでの勤務成績等を基に厳正な審査を行う、そして機構の業務を担うにふさわしい人材と判断された者が採用されることになるということをお考へておるわけでございます。

○小池晃君 続いて、国民年金法の問題についてお聞きをしたいんですが、二〇〇二年の国民年金被保険者実態調査によりますと、これ大臣、国民年金保険料の滞納者のうち、国保料、国民健康保険料を完納している人は五八・三％だといふわけですね。すなわち、年金の保険料は払えないだけども、でも命だけはまあ何とかというところで国保の方は払つている人は六割いるんですね。暮らして大変な中でやつぱり命のことは何とかという思いがここに出ているというふうに私は思うんですが、

すが、こういう実態、大臣としてはどういうふうな受け止めていらっしゃるんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 一般論として言えば、健康保険は本当に日々の生活にかかりのあることとてございまして一方、年金は、やはり自分が年を取つて所得の稼得ができなくなるという事態でございまして、時間的な関係、余裕というのか、その観点からすればそうしたことが起こるということも今委員の御指摘のとおりだと、このように考えます。起りがちなことであるということについては御指摘のとおりかと思ひます。

ただ、我々は今回、国民健康保険の保険料というのか、そういうものとの絡みで年金についてもひとつ保険料をお納めくださいという機会をできるだけ多く持たせていただくという意味で、市町村の窓口との接触の機会というものを多くしていただくという、そういう仕組みをお願いいたしておるわけでございまして、そのこと自体で何か健康保険の方で受けるサービスというものについて異同が起る、異なる状況が生まれてくるということではないのであるというふうに理解をいたしておりまして、是非、私どもはこの国民健康保険の関係についても市町村から年金の保険料については納付のお願い、さらには、場合によつては、払えない方については免除をさせていただいて終局的に年金の給付につなげていくと、こういう努力をさせていただきたいということをお願いをしております。

○小池晃君 今大臣は起りがちだと。確かに起りがちだと思ふんですが、やつぱりね、生活苦しいですから。その中で一体何に出すか。まずやつぱり命だ。そういうときに、国保料を払つていられるにもかかわらず年金の保険料を滞納するだけでやつぱり保険証を取り上げる、これは本当に私は許されないやり方だと思ふんです。

ちよつと具体的に聞いていきたいんですが、その短期証の発行については今後省令で基準を決めていくというんですが、どういう基準で、もう簡潔にちよつと運営部長、簡潔に答えていただきたい

いんですが、どういう方を対象に考えておられますか。

○政府参考人(青柳親房君) 今回の措置につきましては、例えば一か月でも滞納すれば直ちに対象とするというようなことは考えておりません。考え方としては、長期にわたって未納である方を念頭に置いて対応するということが基本になるだろうと思います。

ただ、具体的な対象者の基準を定めるに当たりましては、市町村における円滑かつ効果的な実施を図る観点から、市町村の御意見もよく聴きながら今後進めていきたいと考えておりますが、現時点で一つの例示を挙げさせていただければ、社会保険庁におきまして各種の納付督促を行ったにもかかわらず、例えば十三月を超えて未納があるといったような方を一つの対象として想定をしておるといふことでございます。

○小池晃君 十三月以上未納の方ってどれくらいあるんですか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまの十三月というのは一つの例示ではございますが、数字ということでお答えを申し上げますと、平成十九年四月現在において、国民年金の保険料十三月以上未納という方が四百三十六万人ということでございます。ただ、このうち、所得の要件等を見て免除申請をしていただければ免除に該当するかなという方々をある程度除かなければいけないと思っておりますので、仮に、非常に大胆な推計でこれを除いたとすれば、三百四十二万人というのが一つの目安となる数字かと存じます。

○小池晃君 かなり広範な人が対象になるわけですね。その中には、今後六十歳まで保険料を納付しても例えば最低加入期間に達しないという方もいるはずですが、そういう人にまで短期証の発行を対象とするんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 今後、国民年金の保険料を納付しても受給資格に満たない方というのは、現在最大限七十歳まではこの二十五年を満たすために加入していただける形になっております

ので、大変にそういう方々が広範にいるということでお答えするのはなかなか適切ではないかと存じますが、ただ、制度的なもののから申し上げますれば、国民年金法上は保険料の納付義務を負うことになっておりますので、私どもは実は納付勧奨は行わせていただいております。

ただ、今回の措置は、介護保険や医療保険の高齢者の保険料が年金から天引きされるという仕組みとなつていて、あるいは今後なることがございますので、住民の年金受給権を確保するということが、例えばこうした介護保険や医療保険の保険者である市町村にとっても非常に重要な課題であるということも背景にした仕組みでございます。

したがって、そういうことを考えますれば、今後、国民年金保険料を納付しても二十五年の資格要件を満たせないような方は対象外とするというのが一つの方向ではないかと存じます。

ただ、繰り返しになって大変恐縮でございますが、七十歳まで加入していただくということが最大限制度的にも可能でございますので、そういう方々には納付をきちんと勧奨いたしまして、年金受給権に結び付けていただくというのが第一義であるということも繰り返させていただきたいと存じます。

○小池晃君 短期証発行の対象者、最大三百四十二万人というお話もありました。しかし、そういう方の中には、やっぱりお子さんが病気でいるとか例えば失業したとか、いろんな事情があるはずなんです。年金保険料を払いたくても払えないという事情をいろいろとお持ちだと思っております。

そこでお聞きしますが、今まで社会保険庁は、年金保険料の特例、納付特例、行ってきた際にはこういう個別の様々な事情というのは考慮されたんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 個別に勘案すべきものは、例えば失業といったような場合については、これは制度的にそれが免除の対象というようになつておるわけでございますが、例えば

お尋ねにございました長期入院で所得が低下したケースといったような方の場合については、例えばそれがあくまでも免除の基準に該当するというところの場合には当然該当するケースもあるかと存じます。

しかしながら、個別具体のケースを一つ一つに何か勘案をしながら免除を運用しておくということとはこの免除制度の基本的な仕組みではございませんで、基本的には、一定の要件に該当した方について免除の対象にしていこうということが制度の基本的な考え方であるということとは是非とも御理解を賜りたいと存じます。

○小池晃君 今まで年金については納付特例はかなり機械的に一定の基準を示す人は全部やつていたわけでしょう。そういうことを聞いているんです。まあうなずいていますが。

大臣、これはやっぱり先ほど言ったように、命の問題だから何とか国保料払っているけれども、年金までは回らないという人がいて、いずれもその背後、深刻な生活苦があるわけですね。やっぱり短期証の対象について、私はこれ発行すべきでないと思うんですが、今後省令で基準を決めていくということになれば、やっぱり個別の事情をしつかり判断するということの検討はこれ当然やるべきじゃないですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 短期証の発行ということとが、何か自分の健康に関する医療サービスの変化が何か起こるということとは、委員もこれはもう百も承知のことでございますが、ないわけでございいます。

ただ、短期であるがために、市町村の窓口においていにならないやならないという、そういう機会が多くなるということではございまして、そういうときに、私どもとしては、是非年金のことについても、保険料の納付であるとか、あるいは場合によつては免除の手続につなげるとかというようなことについて、そういうことをお話をしていたただく機会を持つていただきたいということに尽きるわけでございます。

したがって、短期の健康保険証を出すことにつきまして、これをむしろ、非常に個別の判断をしてしまふということがどのようなことになるのか。私どもとしては、単にいろいろと手続を進めていただくための機会を持つていただくということではございまして、是非そうしたことに付いてむしろ御理解をいただきたいということを現在考えております。

○小池晃君 ただ、これは自治体の裁量にあくまで任せられるべき問題です。性格としては、そういうふうになつてはいるはずですが、構造としては、やっぱり短期証の発行については自治体の裁量権があるということも申し上げておきたいと思ひます。

その上で、短期証というのはペナルティーじゃないんだということを先ほどからおつしやつていますが、ちよつとまず最初に確認したいのは、国保料の未納による短期証の発行については、その後、国保料の納付が行われなかった場合には資格証に切り換えているケースもあります。

国民年金保険料の未納者に対して発行する保険証はどうなるのか。これは保険証を更新しないで資格証に切り替える、年金の保険料が入らなければ資格証にする、これはあり得るんですか。こんなことはやつてはいけないと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) 仮にそういう、被保険者の方々がまずは短期証が交付されている状況からスタートいたしまして、その後引き続き国民年金の保険料を納付しないというケースが続いたと。そのときに国民年金の保険料が未納であることを理由にこれを資格証明書に替えることができるかというお尋ねでございしますが、私どもはそういうことは考えておりませんし、法律上もこれではできないという理解に至っております。

○小池晃君 大臣、短期証というのは接触の機会を増やすんだと、ペナルティーではないんだとおつしやるんですが、現場はそうなっていないんですよ。もう納付相談と関係なく、短期証を郵便

で送り付けてそれつぎというような、そういう対応が一杯あるんですよ。短期証の発行はどんどん増えている、そういう中で、接触の機会を確保して保険料の減免相談に応ずるとか、医療をちゃんと受けられるようにすると言っただけでも、結局、送り付けてもう自動的に資格証に切り替えるなんということが現場ではどんどんやられているんですね、これは、国保行政の現場では。

大臣 私聞きたいのは、今回のこの措置によつて、そもそも国保制度と国民年金というのは全く別なわけです。全く別な制度の国民年金保険料の未納を理由にして短期証を発行する。この短期証を発行することで国民年金保険料の納付率はどれだけ向上すると見込んで今回の提案されているんですか。大臣です、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) どうしてこの健康保険の保険証と年金の保険料の機会の確保というものを関連させるのかということにつきましては、私ども、これは年金を受給されるようになりますと、例えば国民健康保険の保険料についてもそこから源泉徴収というか、そこから控除されるというような形で納付をするというような制度もあるわけでございまして、年金というものをしっかりと受給していただくようにするということは、即国民健康保険の保険料の納付、あるいはその確実な納付による健康保険サービスの受給といったことに結び付くということがありますものですから、そうしたことで関係をさせたということでござい
ます。

○小池晃君　そう言ったんじゃないくて、こういう制度によつて国民年金の保険料の納付がどれだけ向上するというふうに見込んで提案しているんですかと聞いているんです。

○政府参考人 青柳親房君 国民年金の納付対策につきましては、例えば単独の制度、こういう制度をやったから何ポイント上がるというふうにお考えいただくべきものではないんではないかと思っております。私ども、例えば国民健康保険の制度との連携もそうでありますし、従来から進め

ております。所得情報を活用したきめ細かな各所得階層ごとの対応ということもそうでありまして、それら全体としてどのような効果を上げていくか、そして必要な目標達成を図っていくかというふうに施策を組み立てておるつもりでございます。是非そのように御理解を賜りたいと存じます。

○小池晃君 年金未納対策と言いつつながら納付率向上にどれだけ役立つか言えないんですよ。こんないい加減なことでペナルティーを国民に科すということは私は断じて納得できないということを申し上げておきたいと思います。

それから、今、安倍自公政権が社会保障番号制度を導入するということを言い出している問題をお聞きたい。簡単にお答えいただきたいんですが、社会保障番号制度を導入することが宙に浮いた年金記録、過去の記録の問題の解決に一体どういう関係があるのか、お答えください。

○政府参考人(薄井康紀君) お答え申し上げます。

社会保障番号の導入によりまして、過去の未統合の年金記録の問題、これが直接的に解決されるものではないと考えております。ただ、制度や保険者をまたがります事務処理を行う必要がある場合、個人情報との突合を簡易迅速に行うことができます、あるいは国民サイドから申し上げますと、各制度固有の番号を保管する必要がなくなりますので、一つの番号で手続や問い合わせを行うことができる、こういうふうなメリットがございます。

また、一人一番号が徹底されてＩＴ化を推進することによりまして、個人が自らの情報を管理することが可能となりますので、今回のような問題の将来に向けての再発の防止、こういったことにつながるものと考えているところでございます。

○小池晃君 将来に向けてのという話で、今問題になっている過去の宙に浮いた記録の解決とは関係ない話なんです。しかも、社会保障番号を導入しているアメリカでは、社会保障番号の盗難など

で年間二十万人成り落まし被害ということに遭っているというふうにも報道されています。大臣、この制度というのは、国民の個人情報、プライバシーの保護、この点からも慎重に検討しなきゃいけないんじゃないですか。だって、所得情報だけじゃなくて、どういう病氣したか、どういう治療したか、どういう介護したか、一発で分かっちゃうわけで、これほど重要な個人情報ない。それを基礎年金番号すらまともに管理できないような政府に任せていいのか、国民は本当に心配に思うと思いますよ。私はそういう点で、プライバシーという点で極めて慎重であるべきだと思いますが、大臣、この点ではどうですか。

人情報の保護ということはどう何よりも大事なことでたと私どもも考えておりまして、この点につきましてはもう本当に慎重の上にも慎重な検討が必要だということは論をまたないことだと、このように考えております。

○委員長(鶴保庸介君) 小池晃君、時間です。

○小池晃君 今日、一時間にわたって議論させていただきましたけれども、最後に社会保障番号の一人の問題で言えば、これはそもそも日本経団連が一人の負担と給付の関係を明確にしてカットしていくということが最初のねらいで、消えた年金問題というのは言わば国の行政運営能力が問われている問題で、こういうときに全く関係がない、今

○国務大臣(柳澤伯夫) 私どもは、今回の年金記録問題の処理というのは、もとより現状起きている問題を解決するというのが大事だという

の事態の解決には関係ない問題を持ち込むのは、さくさ紛れというか、これは私は関係ない、許されないというふうに思っております。

ふう

ふうに思っておりますが、同時に再発の防止というもので、将来に向けてのいろいろな提起されている問題についてしっかりとした的確な対処をするということも非常に重要だというように考えているわけでございます。そういう意味の中で、我々別に社会保障番号を導入するなどということを申し上げている段階にはないわけでございますけれども、この問題、再発防止のためにどういう取組がよろしいかということを考えているわけでございます。

改めて、最後に、この問題の事態の解決について、私たちはこれまで責任の所在ということを書いて、私たちはこれまでも責任の所在ということを書いて、確かにすべきだということを書くと同時に、やっぱりこの消えた年金問題の解決というのは与党野党超えて、党派の違いを超えて解決のための知恵を出し合うべきだということも言っています。そういう中で、社会保険庁の解体、民営化、分割というのは最悪の責任逃れであるということも主張してまいりました。

そういうときに、私どもの今回のいわゆる骨太二〇〇七においてもこの点は申し上げたわけでございませうけれども、健康ＩＴカードということで、健康の観点でこれからそうしたＩＴ化を図っていくということを検討するというところで掲げさせていただいているわけでございます。そういうようなことも他方検討させていただいているというところの中で、この年金記録の問題についてもそういうＩＴ化というようなものが再発防止のためにどれだけ役立つかと、こういうことを検討する、そういう考え方に立っているわけでございませう。

の解決の措置を政府の責務として書き込む修正案も各会派に提案もさせていたでいております。今国会というの、私は、これだけ国民の関心が高まるために徹底的に知恵を出すということに集中すべきだというふうに思っております。その点で、社会保険庁を解体、分割するということについては、この問題が少なくとも解決するまでは凍結をするべきだと、だから、今国会でこの法案を数の力で押し通すなどということはむしろこの問題の解決を遠ざけることになるということを厳しく指摘をして、私の質問を終わります。

そうしたときに、今委員から御指摘のあつた個

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

宙に浮いた年金と消えた年金と捨てられた年金などの問題が明らかになっていきます。この問題の事態の解明はまだ発展途上です。重要な問題は、総理も含め、政府が、社会保険庁がこのような問題があることを知っていたということ。宙に浮いた年金も消えた年金も捨てられた年金も、これは社会保険庁が知っていました。にもかかわらず、この問題についてはおかむりをしてこの年金機構法案を作ろうとしている、これは本当に臭い物にふたをして、全部ふたをして次に行こうという、問題の解決を逆にするやむやにしている。国民の年金に対する痛みが全く分かっていないというふうに考えています。

先日、私たちは、ワンピシという埼玉にある旧台帳を保管しているところ、津田筆頭理事、小池さん、私、保坂展人衆議院議員共々行つてまいりました。前日の月曜日には島田智哉子さんも行ったわけですが、そこでブロックされるというひどい事態に遭いました。これは後ほど村瀬長官にお聞きをいたしますが。

今何が起きているか。表面的には賞与の返上をするとかパフォーマンスをやる。しかし、事態の究明、国会における事実の究明や事実の確認を妨害しまくっているというのが今の社会保険庁です。どうして妨害をして事実究明を阻むのか。これはもう臭い物にふたで、とにかく国会を押しやりやると、強行採決、内閣にふさわしい本当に終わりをやるのではないかと大変危惧を感じております。

国民の年金受給にかかわる年金記録の管理は重要です。社民党は独自の調査チームを編成して、昭和十七年から二十九年までの被保険者年金記録、いわゆる旧台帳の行方を追及をしてきました。その結果、オンラインシステムに未入力データが千四百三十万件以外に三十六万人、船員保険が存在することを明らかにしました。この委員会が千四百三十万件以外にありませんねと聞いた、ありませんと明確な答弁にもかかわらず、すぐさま、船員保険三十六万人が未入力であ

ることがすぐ分かりました。これはもう厚生労働省分かつていたわけですね。社会保険庁、皆さんの「つうしん」の中で書いています。これもひどいと、なぜ私たちが言わないと明らかにしないのかと思います。

また、八十三万件に及ぶ旧台帳が廃棄されている疑いが強くなりました。皆さんにお配りしている手元のものを見て下さい。配付資料二となっている「旧台帳（紙台帳）保有状況」というものがあります。

これは、この委員会にすべての人に配られた中身です。ところが、三十年史を見ると、同じものが違っていることが分かりました。旧台帳、私たちが旧台帳だというふうに思っていました。旧台帳が三千百十九万件。ところが、三十年史を見ますと、私たちに示されていないもの、消えている記述があります。なぜ消したのか。これはこう書いてあります。移管を受けた三千二百二十九万件のうち、百十万件は年金裁定済み分、農林漁業団体職員共済組合移管分等の台帳であり、磁気テープ化又はマイクロフィルム化はしていない。つまり、旧台帳は私たちに示した三千百十九万件ではなかったんです。三十年史にははっきり二行書いてあります。

何でこれが消えているのか。なぜ私たちの委員会にうそばかりつくのか。うそばかりついていたんですよ、うその上塗り、うそばかりついていた。三千百十九万件だと言ってきたけれど、旧台帳三千二百二十九万件なんです。そしてそれは捨てた。

私は、厚生労働委員会、六月十四日、大臣に聞きました。旧台帳何で捨てたのか。答えは、マイクロフィルムも原簿だと、マイクロフィルムでバックアップを取っているから、マイクロフィルムを原簿だと言いました。でも当時、永年保存、紙台帳は永年保存と規程ではつきりなっています。まず、この規程違反、しかもバックアップを取っていない。いいですか。マイクロフィルム化

もしてなくて捨てているものがある。農林漁業団体職員共済組合へ渡したという分はあるんですが、問題なのはこの八十三万件です。

これは厚生年金保険法、きちつと保存せよという、原簿を保存せよというのは厚生年金保険法二十八条違反です。大臣、八十三万件、あるいはこのマイクロフィルム化もしていない、入力もしていない、でも台帳を捨てた。これは明確なる厚生年金保険法二十八条違反だと考えますが、いかがですか。いや、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫) 旧台帳の八十三万件につきまして、もし破棄されたとするならば、それは厚生年金保険法第二十八条違反ではないかという、そういうお尋ねでございます。

これにつきましては、現在、本当に捨てられたのかどうかというのを調査中でございます。またその調査の結果は明らかではございません。そういうことでもし仮に廃棄したら、それはどういう問題を惹起するかといえば、これは社会保険庁長官は被保険者に関する原簿を備えということになっておりまして、原簿というものについては、被保険者の氏名あるいは資格の取得、喪失の年月日、標準報酬等が記録をされたものということでございます。したがって、私も、八十三万件の被保険者台帳が廃棄されているとすれば、それは不適切な取扱いであるということと申し上げざるを得ないということでございます。

ただし、先ほど委員のお話にもございましたとおり、これにつきましては被保険者名簿というものが社会保険事務所におきまして保存をされておりました、そういうことであるところから、これはマイクロフィルム化されておるわけですから、これは法令上記録すべきとされている事項をこの名簿は網羅いたしておりますので、旧台帳の年金加入記録が社会保険事務所のいわゆる名簿で確認できることから実務上の問題は生じないものと考えているところでです。

○福島みずほ 大臣、勘違いされていますよ。この八十三万件は、マイクロフィルム撮れていな

い、そして磁気化もされていない、しかも捨てたということなんです。

これについて、六月二十二日、社民党は記者会見をしました。これについてはどうかと。この委員会、先週木曜日、会期延長で飛びました。その前日確認をしたら、捨てましたという答弁です。私たちはこれを記者会見をしました。社会保険庁は記者会見で、もつと、私たちに言ってくれなかつたこと、国会には報告しなかつたことを記者会見で言っています。この配付資料の三です。百十万件の行方、八十三万件の行方、裁定済台帳二十万件、廃棄五十一万件、その他十二。廃棄しているじゃないですか。

大臣、廃棄している数については何万件か。八十三からいろいろあるかもしれません。しかし、これは明確に厚生年金保険法二十八条ははつきりと原簿を備えと、こうなっているわけですね。マイクロフィルムを撮っていない、そして磁気化もしていない、台帳も捨てた。明確じゃないですか。これは厚生年金保険法二十八条違反ということと、大臣、よろしいですね。一言で答えてください。いや、大臣。いや、結構です。結構です。大臣、答えてください。

○政府参考人(青柳房房) ただいま委員からお尋ねのあった件につきましては、確かに厚生年金保険法の二十八条あるいは施行規則に照らしたときに不適切な取扱いではないかということ、私、この件について記者会見をさせていただきまして、私にもお答えを申し上げております。そのように私も認識をいたしております。

○福島みずほ いや、ふざけるんじゃないと言いたいですよ。不適切じゃないですよ。法律違反じゃないですか。大臣、いかがですか。はつきり言ってください。不適切じゃないですよ。法律は、不適切、不適切でないことはあります。法律は、違反か違反でないかです。答えてください。

○国務大臣(柳澤伯夫) これは、形の上でマイクロにそのものを撮っていないわけですから、や

はりこれは法令違反ということだと思ひます。

今委員は百万件のことについて仰せられたかと思ひますけれども、私が聞いていたところでは、農林に行ったのが二十七万件でございまして、その他ということについては、これは私学共済等にやはり同じように移管したというふうについておるところでございまして、廃棄ということについては五十一万件というように委員の配付の資料でもなっておりますけれども、そういう実態だということに承知をしていただきたいと思います。

○福島みずほ君 なおだんだん訳が分からなくなつていますが、六月十四日は、というか、私は旧台帳を捨てたことが問題だと思ひました。

大臣の答弁は、マイクロフィルムで撮つていたから大丈夫というお答えでした。ところが、私には配つてない、分からない。しかし、三十年史よく読んだら消えているんですよ。この八十三万件、今五十一万件捨てたとおっしゃいましたが、明確に法令違反だとおっしゃいました。国民の重要な記録、マイクロフィルムを撮らない、磁気化もしない、旧台帳を捨てた。宙に浮いた年金とそれから入力してない年金と捨てた年金とあるんですよ。これ、つながらないじゃないですか。大臣、国民の重要な年金記録を捨てた、これについて国民に謝罪すべきではないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほど冒頭申し上げたように、形式的に原簿とされるものをそのものとしてマイクロにも撮らずに廃棄をしたということについては、私は、私は委員が御指摘のとおりだということに申し上げました。

しかし、それで実務上何か困ることがあるかという、その基になる名簿というものを我々は社会保険事務所で持つていて、これについてはマイクロフィルムに撮つて保存がなされているわけでございますので、したがって、今度、記録の照合等で何か相手になる記録が全くななくなつていくかという、この点はなくなつておらないということに御理解を賜りたいということをお願いいたします。

上げていくわけでございます。

○福島みずほ君 いや、問題すり替えないでください。法令違反だとおっしゃったじゃないですか。法令違反なんですよ。捨てたんですよ、法律に違反して。法令違反だとおっしゃったじゃないですか。実務上障害がある、ない、そんなこと聞いてません。国民の重要な年金記録を捨てた、この点について謝罪をすべきではないかという質問です。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、そうした取扱い、まだ実は廃棄をしたということかどうかというのを調査中なんです。調査中なんですけれども、もし廃棄をしたということであれば、これは法令違反であつて、遺憾極まりないことだということでございます。

しかし、今言つたように、実務上何か障害があるのかによつて非常に大きくなるかという、全く同じ名簿というものを私どもは保存しております。これはマイクロフィルムに撮つてあるということでございますので、今度の照合等の作業には決定的に支障があるというわけではありせんということに御理解を賜りたいと申し上げておきます。

○福島みずほ君 大臣の答弁がくるくる変わるの理解ができません。さつき捨てたとおっしゃったじゃないですか。

今日、配付資料の三、これは記者会見のときに配られたものです。国会にうそばかりついてきているんですよ、記者会見ではこういうのを出しながら、うそばかりついてはいるじゃないですか。国会には全然明らかにしないで、私たちに違ふものを出してらっしゃいます。記者会見で出しているこの資料について、私たち国会議員に説明するに、ないじゃないですか。

この記者会見で配られた台帳の移管、裁定済台帳約二十万、廃棄約五十一万、その他十二万というふうな書いてあります。はつきり廃棄して書いてあるじゃないですか。これ記者会見で配つてらっしゃいます。明確な法令違反です。

大臣、国民の重要な記録を廃棄したということについて謝罪すべきだ、どうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私は実務を行つていらっしゃるから直接聞いていたわけですが、廃棄とここに書いてありますけれども、本当に廃棄したかどうかは、物理的に廃棄したかどうかというのを調査を今しているんですよ、そういう説明を聞いていただくわけでございます。したがって、私は、先ほど御答弁申し上げたとおり、廃棄をしたとすれば、それは法令違反である、極めて遺憾であると、こういうことを申し上げておきます。

○福島みずほ君 いや、うそばかり言つて、これは質問ができません。私の先週木曜日に質問するためのレクでは、捨てましたとはつきり言いましたよ。駄目です。(発言する者あり)

○委員長(鶴保庸介君) 大臣の答弁を聞いてからにしましょう。

○福島みずほ君 駄目です。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○福島みずほ君 済みません、大臣に。青柳さん、結構です。大臣に。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(青柳親房君) 大変失礼いたしました。

まず、廃棄という事柄についてでございますが、役所の取扱ひとしては廃棄扱いになつていくという点については福島先生の御指摘のとおりでございます。ただ、大臣の方が申し上げました点を補足させていただきます。

ていただきますと、まずどういう中身のどういう書類のものが廃棄されているのかというこの確認、及びいつこの廃棄が実際に行われたかということについて、私ども、まだ確認が取れておりませんので、その限りにおいてこの点を調査をさせていただいていくということを補足をさせていただきます。

○委員長(鶴保庸介君) 引き続き柳澤厚生労働大臣、答弁いただけますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 率直に私が事務当局から報告を受けていることは、確かにここに廃棄と書いてあるということでございますけれども、廃棄というようになことを、そう軽々しくこういう公文書を廃棄するということをやれるわけがないわけでありまして、役所の組織としては廃棄の決裁を取るなりなんなりして、きちつとどういう中身のものをいつどういう手段でもって廃棄をするかという、そういう裏付けがあつてこういうものは廃棄されるべきだと、こういう前提に立っています。

したがって、そういう手続書類というものが今判明していない、見付かつていないという、そういう段階であると。したがって、その実務者はどういうことを言つたかという、その書類と同時に、本当にまあそれがシュレッターに掛けたとか、あるいは焼却したとかというようなことがあればそれはもう明確でありますけれども、そういうこともないものですか、ある意味大変紛らわしい言い方で、もし誤解を生じたとしたら問題で、私、恐縮に思いますけれども、実際に廃棄をしたかどうかも含めて今調査中というようになことを実務家から私は報告を受けたわけなんです。

しかし、ここで廃棄ということ的前提にして御議論をされるということであれば、それは私はもうそういう趣旨で受け答えをしていかざるを得ないというふうにも考えます。

○福島みずほ君 大臣、さつき大臣は、だつて、事務方は廃棄したと言つてはいるじゃないですか。廃棄したつて記者会見もやり、私にも廃棄したと

言い、社民党のレクチャーでも廃棄したと言ひ、そして記者会見でも廃棄したと言ひ、廃棄というペーパーがあるんですよ、はつきり。まあ廃棄したんですよ。大臣おっしゃるとおり、どんな手続であつたかも分からないぐらゐさんなんですよ。

ただ、これで、さつき法令違反とおつしやいました。改めてお聞きします。このように重要な記録を廃棄した、これについて国民に対して謝罪をすべきではないか。いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この被保険者台帳というのは、当時、原簿として保管されていたものでございます。そういう位置付けからすると、これを廃棄ということをするればこれは法令違反ということになります。その点で、そうしたことをしたという前提に立つて申し上げれば、大変これは国民の皆さんに申し訳ないというふうに言わざるを得ないと思ひます。

○福島みずほ君 この中身がさっぱり分からないんですが、昨日の段階で、その他とは何かと言つたら、分からない、調査中だと言ひました。さつき、しかし大臣は、私学共済だとおつしやいましたね。大臣にははつきり言つて、私たちには教えてくれないんですか。大臣、知つていることを全部教えてください。全部出してくださいよ。

○政府参考人(青柳親房君) 大変にこの八十三万件の扱いについて混乱を来しまして申し訳ございません。

ただ、私も実は、この点について古い文書だけでは分からないことがたくさんありますので、当時の職員に実は当たつて、そのOBから、このような扱いはどうなつていくのかと、このような叙述になつていくものがどのように実際に扱われたのかということを一事件一実事聞き取りをしております。そして、その聞き取つたものが実際どうなつていくのかということ、例えば、倉庫でありますとか、その他の記録にも一回当たり直して、どうなつていくかを確認するという作業を実はさせていただいてるという過程にございま

す。

したがいまして、ただいま福島議員からお尋ねのあつた、その他の十二万件というのは、実は記者会見の席上、クラブの方からも大変大きな興味を持つて、どのようなものになつていくのかということをお尋ねのあつたものでございまして、私もこれを一つの最優先としてずっと調べているわけにございまして、一番新しい情報を大臣に御報告した結果が、先ほど申し上げたような、これはどうも私学共済に移管をしたということであつた間違った情報であるということであると、最新の情報であるということと是非御理解賜りたいと存じます。

○福島みずほ君 昨日のレクのときに言つてくれないじゃないですか。隠してばっかりいるんですよ。本当はもっと細かく分かつているんですよ。お聞きをします。裁定済台帳というのはよく分からないんです。ここには裁定済台帳、約二十万とありますが、記者会見では廃棄五十一万件は裁定済のものというふうに言つたと言われております。裁定済みてなぜ分けるのか、どうなんですか。

○政府参考人(青柳親房君) この点についても、記者会見のときと現在では、先ほど申し上げましたようにOBを含めた調査をしておりますので、少しづつ様子が明らかになつていく点がございします。

まず、あの記者会見の際に、この二十万件の扱いについてどのような説明をしたかと申しますと、あくまでも伝聞ということを断つた上ではございまして、当時、裁定の手続として、裁定の原議をもつて決裁をする際に、その中に言わば被保険者台帳を挟み込んだ形で決裁をし、決裁が終わつた後の原議は、決裁原議そのものは五年間の保存期間が過ぎると廃棄しておつた。したがつて、この原議とともに廃棄したと思われるという旨の説明をその記者会見の際にはしたわけにございします。それが議員のお耳に、この二十万件という裁定済みのものを廃棄したのかと、こうい

う形で達したのかと存じます。

その後、私も、先ほど申し上げましたように、OBその他にこの件を問い合わせたところ、確かに原議に回してそういうことで決裁をしていたということはあるけれども、この台帳そのものはその時点でそんな形では捨てていない。ただ、裁定済みの台帳ということで別に管理しておつた。しかし、今日においてこれはその意味では廃棄されている。したがいまして、これについても、どの時点でその廃棄といったことが行われたかということ、現時点ではまだ確認ができておりません。したがいまして、私もこのあたりをささげていただかざるを得ないということにございします。

○福島みずほ君 その他十二万件。このその他つて何ですか。

○政府参考人(青柳親房君) この点についても、金曜日の記者会見の段階では、私、その十二万件の中身は分かりませんので、現時点では不明であるというふうな記者会見でお答えいたしました。この点については、先ほどのお答えの繰り返しになつて大変恐縮でございしますが、その後、当時のOB等から聞き合はせたところ、私学共済に移管したものが十二万件あるということが確認ができました。裏打ちが取れました。したがいまして、現時点、最新の情報といたしましては、私学共済への移管分というふうに御理解を賜りたいと存じます。

○福島みずほ君 昨日これで質問したときに何も教えてくれないじゃないですか。国会に何で教えてくれないのか。

お聞きをします。この文書は一体どこから出てきたんですか。

○政府参考人(青柳親房君) お手元に配られた文書については、これ、職員が自分の仕事をする上での言わば業務処理要領として持つていくものの一環でございます。これが記者会見で配られた経緯につきましては、記者会見の席に着いて、特

にその八十三万の内訳ということについて様々なお尋ね、御議論が、御疑念が寄せられました。そこで、私の方の指示で、これについて具体的な内訳のあるものがあればちゃんとその御説明をした方が良いでしょうというところで、あるかというふうな問い合せをしたところ、業務処理要領の中でこのような内訳があるということにございまして、これを配らせていただいたという経緯でございします。

○福島みずほ君 これは、だから記録課長の手元のファイルにあつた。しかも、これはそのファイルの一部で、あと消しているんですよ。

お願いがあります。持つていくファイル出してください。私たちは年金記録についてなぜかわるかといえば、これが国民の重要な、これから突き合わせをするというのであれば、どのような処理がされているのか、どうなつていくのか、これがとても重要です。総理が言う総背番号制なんかやつたつて、データがでたらめなんだからそんなのできるわけがない。何の役にも立たない。国民の監視になるだけです。重要なことは、記録がどういう状況で、そしてどう私たちが突き合わせができるのかです。

課長、手元に持つていくファイル、出してください。どういう記録がどうあつて、どういう保管をやつて、どういう手続をやつてきたのか、これだけでなくて出してください。

村瀬長官、いかがですか。隠ぺいしますか、この期に及んでまだ隠ぺいしますか、ほかの記録も。

○政府参考人(村瀬清司君) 先ほど委員おつしやいました資料は、実は記録課長が持つていくわけじゃなくて、担当者が持つていく部分でございします。したがつて、担当者が持つていく部分の中身についてまず精査をする必要があると思ひますから、精査をした上で必要であればお出しするということと考へさせていただきますと思ひます。

○福島みずほ君 精査をした上で必要があればということでした。持つていくんですよ、担当の人

たちはいろんな、どこが何やっているか。私たちが委員にはうそっぱちの旧台帳の数、百万件減らして報告をしています。二行消えているんですよ、三十年史から。こんな国会軽視はないですよ。追及すれば、資料がばちばちと毎日出てくる。うそばかりですよ、しかも。前と意見が合わないんですよ。これは、ばちばちと毎日出てくる、私たちはまた記者会見です。今、村瀬長官は精査の上出してくれと言いました。私たちがまた見たいです。国会議員の責任として見たいです。精査をして大至急出してください。この委員会に、今でも結構です。出してください。どうですか。それまで待ちます。

○政府参考人(村瀬清司君) 今委員お話ありましたように、何を持っていか私自身も今確認できていませんので、担当者レベルで持っている部分ですから、したがってその部分につきまして今出せとおっしゃっても、はいと言わねばならないとまいりませんので、確認をした上でということとお許しをいただけたらと思います。

○福島みずほ君 だれが持っているんですか、どこにあるんですか。長官も確認してないって、どうですか。でも、旧台帳に関するこんな重要なことが私たちの追及や記者会見でようやく出てくるんです。村瀬長官は精査の上出すとおっしゃいました。どこにあるんですか。待ちますよ。今日出してください。

○政府参考人(青柳親房君) 福島議員に大変失礼でございますが、一言申し上げさせていただきますと存じますが、お配りになられた一枚目の資料と二枚目の資料で大事な情報をわざと隠しているではないかという御指摘が先ほどございました。実はこれ、一枚目の資料と二枚目の資料は別のものでございます。

○福島みずほ君 そんなの分かってますよ。
○政府参考人(青柳親房君) 二枚目の資料は、これ経緯御存じと思いますが、ここで私が先週御答弁を申し上げた際に、正に業務処理要領として後

ろからいろいろサジェスションをしてきていたものについて、その資料をすぐ出すようにという御指示があったのでそれをコピーしてお届けしたものであります。一方、一枚目の資料は、これ三十年史のものでございますので、出典は全く別でございます。

したがって、業務処理要領という形で私どもが非常にエッセンスとして必要なものを持っており、それについて、仕事をしておるというものについて何か隠し立てをしているという御疑念だけは是非とも御払拭をいただければ大変有り難いと存じます。

○福島みずほ君 じゃ、質問に答えてくださいよ。私が言っているのは、これ違うものであることは明らかですが、ずるいと思うのは、旧台帳の保有状況で重要な百万件がある、あるいは八十三万件捨てた、八十三万件かどうか分かりませんが、この部分を国会の私たちに黙っていたということなんです。三十年史よく読んで出てきた、この件は結構です。これがこういうものだということはよくそれこそ了解しています。言わなかったことについて批判をしているんです。旧台帳についてわざと言わなかった、追及して初めて出てきた、この件は問題ですが、今言っているのは、村瀬長官は精査の上資料を出すと言ってくれました。待ちます。出してください。後ろに彼が持っているファイルと出してください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。(速記中止)
○委員長(鶴保庸介君) 速記を起してください。

○福島みずほ君 これは実は一部分で、あとはあるので、それを今コピーしてくださるということなんです。私が今日言いたいのは、年金記録に関すること、担当者はファイルで持っているんですよ。それを開示してくれるよう、理事会で検討ください。

○委員長(鶴保庸介君) 後刻、理事会で協議をい

たします。
○福島みずほ君 事態を明らかにしない。出せばいいじゃないですか、年金記録がどういう状況か。別に恥でも何でもなく、全部明らかにして、何が足りなくて私たちが何を努力すべきなのか、それを明らかにすべきですよ。これをうやむやに、そうでしょう、うんうんといつてくださっているが、そのとおりですよ。これはきちっと明らかにする。だって、これ永久に葬り去られるかもしれない。

これは一体どこから出てきたんですか、このペーパー、廃棄のペーパー、どこから来たんですか。だれが持ったの。
○政府参考人(青柳親房君) 先ほど一部御答弁申し上げましたように、金曜日の記者会見の段階で、記者の方から御関心事項が寄せられた際に、この内訳ということで、その時点で担当者が持つておりました業務処理要領からこの部分を抜粋してお配りをしたという経緯のものでございます。

○福島みずほ君 私はそういうことを聞きたいんですよ。元々どこにあったのかということなんです。
○政府参考人(青柳親房君) これは、その担当者もその時点で、まあ言わば伝来ですと引き継いできました情報でございますし、そういう意味で、この分類の中身についても、先ほど申し上げましたように承知をしておらなかったと。

そこで、私も、現在まだ過程ではございますけれども、当時のOBなりに聞いて、これがどういふ内容のものであるのか、そしてそのOBから聞いた情報を、例えば私どもの現在残っている記録なり、あるいは倉庫に残っているものの中で裏打ちをする、こういう作業をさせていただいているところでございます。

○福島みずほ君 社会保険庁の伝来のものを是非見せてくださいよ、伝来のもの。私たちは、この伝来のものをなかなか見ることができない。少しづつ明らかにしてきました。今その発展途上です。担当者が伝来持っている社会保険庁の記録に

関する記録を明らかにしてください。伝来のものを、全部分かるように伝来のものを出してくださいよ。

○政府参考人(青柳親房君) 個別具体的にこの点について何をお答えすればいいのかわかることが明らかになりますれば、私もその限りにおいてお答えをさせていただきたいと存じます。

○福島みずほ君 社会保険庁の隠ぺい体質はひどいです。自分たちは持っているんですよ。何がどうなつたか、旧台帳についてどうか、持っているんですよ。阿部先生もうんうんいつてくださっています。そのとおりです。持っているんですよ。持っていて、伝来それは伝統的に引き継がれているんですよ。で、国会に対して明らかにしない。これを全部ふたをするための年金機構法案じゃないですか。言ってくれば明らかにするなんてずるいんですよ。あなたたちが明らかにしなきゃ駄目じゃないですか。

○政府参考人(青柳親房君) 甚だお恥ずかしい次第でございますけれども、現在の職員、私も含めてでございますが、様々な記録で残されているものはその限りにおいて承知をしておりますけれども、それが元々どういふ由来のものであったかということについて、必ずしも詳しい記録が残っておらない場合が大多数でございます。

したがって、今回の八十三万件についても、繰り返し申し上げておりますように、当時の職員にそれをわざわざ問い合わせをいたしました。これはどういふ由来のものであるのか、そしてどうしてこういう分類になっているのか、あるいはそれは現在どこにどのような形で残っているのかということ、実は一つ一つ裏打ちを取らないと、そのことが確認できないという状況でございますので、大変御迷惑をお掛けしておりますが、私自身も知らないことばかりであるということについておわびを申し上げさせていただきますと存じます。

○福島みずほ君 やみが深いですよ。これは与野党問わず、これはひどいのは分かります。

あるんですよ、記録が保存されていて、それ精査すればいいじゃないですか。これを明らかにしなかつたら、年金記録を私たちが、年金記録状態がどうで、どこに欠陥があつて、何を工夫すればよくて、どこを付き合わせればいいかのヒントが隠されているんですよ。それを明らかにしない。

あるんですよ、手元に資料が、ファイルが、ちゃんと持っているんですよ。それをなぜ国会に對して明らかにしないのか。これは、追及するところではない、もう私たちは真実を発見し、国民のために国会こそ情報開示し真剣に取り組むべきなんです。国民はそれを望んでいます。記録ちゃんとしてくれ、それが国民の願いです。賞与の返上なんかでごまかさなくてくださいよ。それをやらないから駄目なんです。

この最後のチャンスですよ、正直言つて。分割・民営化してやむやにしたら、これからなくなりそうです。完璧に分からなくなりそうです。もしかしらうやむやにするためにやるんじゃないかと思うぐらい、これは分らないんです。

賞与の返上で一言言いたい。賞与の返上、これで、私は、塩崎官房長官が、賞与の返上をするかどうかは職員について雇用についての判断基準にする記者会見で述べました。これはひどいですよ。いかがですか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私もそういう新聞記事を見た記憶がありますけれども、しかしながら昨日の会見での発言で、昨日の私の発言に関連してやや正確な報道が今日幾つかあつたのでびつくりいたしました。昨日の会見で私は明確に、賞与の返上はあくまでも今回の一連の不祥事に関するけじめと改革の姿勢の観点から個々に個々人が判断することだということを申し上げたわけであり、その考えは昨日も申し上げたとおり、社保庁長官や柳澤厚労大臣が今回の不祥事に関するけじめと改革の姿勢というをおっしゃつたので、そう申し上げたわけであり、返上したから再雇用をされるとか、返上しなかつたから再雇用されないとかいうような話では全くないわけ

で、また、再雇用されたいがために返上するというのはまた本来、本末転倒な話であつて、あくまでも今起こっている年金の問題で皆さんに非常に御心配をお掛けしたこのことに関するけじめと改革の姿勢を明らかにすることだと思つて、すねというところで、不正確な報道に驚かれて、この真意を改めてお伝えになつていふふうにお受け止めをさせていただいておられます。

○福島みずほ君 いや、これ訂正ですよ。報道が不正確だったんじゃないかと余りにひどいんですよ。国鉄の分割・民営化のときに一人も路頭に迷わせないといつて自殺者も出したり多くの不採用者を出して、不当労働行為と労働委員会提議などされてきました。

今回、何やつても許されると思つていふんですよ。でも一番問題なのは、国民に対して誠実でないことです。

先日、ワンピシに行きました。月曜日に島田智哉子さん、そして火曜日に津田筆頭、小池さん、私、保坂展人衆議院議員で行きました。青柳部長と津田さんの方で合意が成立し、月曜の夜、そして火曜日の朝、私たちは行きました。村瀬長官が現場に電話を掛けてきて、現場のセンター長はオーケー、私たちは受け付けますと言つたにもかかわらず、村瀬長官は視察応じさせるなど言つて私達を門前払いを食らわしました。

私たちの国会の視察をなぜ長官がブロックできるのか、なぜ、よつぽど見せたくないものがあるのか、いかがですか。

○政府参考人(村瀬清司君) ちよつと事実関係が違いますので、つきりお話し申し上げたいと思つて、津田委員の方から私の方に電話をしろというところで、私はセンター長の方に電話を掛けさせていただきました。まずはそれを一つはつきりさせていたきたいと思います。

それから、このワンピシアークイブズの倉庫の関係でございすけれども、前からお話し申し上げていふように、年金に関する個人情報という観点でその所在地等については実一般にも公開

をしておりませんし、基本的には視察をお断り申し上げてきたと、こういう経緯がございす。その中で先生方の強い御要請がございまして、その中で、所要の手続を経た上で御視察いたたく、十分準備期間をいただいた上で御視察いただく、これはやぶさかでない。こういう形の中で先生方が直接現地へお行きになられて私のところへお電話があつたと、こういう関係でございす。

したが、私ども、私どものそのときの考え方、例えば理事会決定若しくは委員会決定でもつて与野党でお行きになられるということであれば当然お受けするということだと思つて、そのときのお話では野党の先生方だけであつたということ、与野党、野党合意の上でという話は聞いておりませんでしたのでお断り申し上げた。また、私ども自身はだれも立ち会わなくてセンター長だけで見せるというわけにいきませんので、そのときにはセンター長だけでイエス、ノーと言えませんのでお断り申し上げた、こういう経緯でございす。

○福島みずほ君 いや、前代未聞のひどい答弁です。私たちは、視察に行くのに与野党共同でなければ視察に行けないのでしょうか。これは委員会事項でも委員会の視察でもありません。村瀬長官は国会が政治のことを誤解されているか、知らな過ぎます。今の答弁おかしいですよ。なぜ私達をブロックするのか、理由が分かりません。

○政府参考人(村瀬清司君) 先ほど申し上げましたように、ブロックするつもりは毛頭ございせん。既にお行きになられて現地からお電話があつたということで、準備なしで今回は駄目だということをお話し申し上げただけでございまして、先ほど申し上げましたように、理事会なり委員会でお決めたございまして与野党で来ていただけたらというんであれば、この部分につきましては十分受け入れさせていただく用意はあるということをお話し申し上げております。

○福島みずほ君 違うじゃないですか。これは委

員会の視察ではありません。委員会の理事会ではありません。私たちは金曜日の段階からやつて、そして月曜日に仕切り直しをもう一回やつて、島田さん門前払いですよ、現地まで行つて。私たちは火曜日に、朝、青柳部長とそれから津田筆頭が電話で話を、それで行きました。金曜日の段階からやつていふわけですし、月曜日も視察の受け入れがあるわけですし、私たちが行くことは明らかです、通告していますよ。

これは委員会の決定ではないのに、与野議員がいけないということでブロックするなんて前代未聞ですよ。私たちの、国会議員の視察がそんな理由でブロックされる、委員会の合意がなければ私たちが視察できないなんていうことはいいですよ。個人でも政党でも超党派でも野党でも、いろんな形で視察を私たちはやつていふ。

村瀬長官、国会のことが分かつていないですよ。民主主義が分かつていないですよ。おかしいですよ。強く抗議します。謝罪してください。

○政府参考人(村瀬清司君) 先ほどから申し上げていふように、ワンピシアークイブズの倉庫、これは正に個人情報、年金の記録が保管されている場所でございます。したがって、その所在地自身も明確にさせていただいておりません。したがって、先ほど申し上げましたように、どうしてもお行きいただけないということであれば、ちゃんと準備をした上で、例えば先生以外には絶対来ていただかないとかいろんな手だてを講じた上で決めたきやいかぬ部分だろうということをお話し申し上げていふわけでございます。私自身が絶対中へ入つては困りますといつて申し上げていふわけではございません。

○福島みずほ君 この件で長くやつていふわけにはいきませんが、ただ、社会保険庁側からパー全部もらつていふですよ。お互いにファクスのやり取りもしているし。月曜日、問題が起きたので、ちゃんとあるんですよ、全部。日曜日だつて、夜にこういう形で担当者行きますつてもらつた。月曜日、残念ながらうまくいかなかった。だ

から、もう一回仕切り直しをしたんですよ。

だから、おかしいですよ。とにかく、国会議員の視察や国会議員の事実究明を長官自らブロックしたんですよ、長官自ら。おかしいじゃないですか。どこにも与党と一緒にいけないのはいけません。しかも与党も誘っていますよ。それから、百歩譲って、何で与党と一緒にいけないのはいけません。でも、私たちはそれはお声掛けもしましたし、そして重要なことは、青柳部長と津田筆頭の間で合意が成立しているんですよ。何の問題もありません。金曜日から言っているんで、準備ができません。金曜日から言っているんで、準備ができません。金曜日から言っているんで、準備ができません。

これについて村瀬長官の責任は極めて重大で、全部国会の、少なくとも野党の国会議員の視察をぎりぎりのところで長官が電話をして、電話掛けさせたか自分が掛けたか、同じじゃないですか。ブロックしたということに強く抗議をします。

そして、このワンピシとの間の契約書をいただきました。これを見て驚いたというか、私たち社民党は、実は旧台帳は磁気化テープはされているけれども入力されていないんじゃないかと思っているんです、実は。あるいは、入力されていないものがあるんじゃないか。でも、これ入力されているというのが答弁ですね、青柳さん。

○政府参考人(青柳親房君) 磁気テープ化されておるといふふうに認識をしております。

○福島みずほ君 いや、オンライン化、入力化されているということですよ。

○政府参考人(青柳親房君) 磁気テープになったものはそれがそのままオンラインの記録に移行しておりますので、オンライン化されているというふうに御理解いただいてよろしいかと存じます。

○福島みずほ君 本日にオンライン化されているかどうかということについて私たちは確認したいと思っていますが、これはオンライン化されているという説明は受けますが、ブロックされ続けている、どうしてもこれできないんですね。

昨日、このワンピシとの間の契約書を見せていただきました。これは、旧台帳引き抜き依頼書

というのがある。つまり、これは、台帳照会の手順は、社会保険業務センターが旧台帳引き抜き依頼書をワンピシにファクスする。ワンピシは、年金手帳記号番号をキーに該当する台帳を探してコピーを取り、依頼書に添付した上でセンターに引き渡す。センターは、週二回、火曜、木曜にワンピシに依頼し、翌日にはセンターに届ける。運搬にはかぎの掛かるトランクを使用すると、マニュアル化されています。

それで、ちょっと皆さんにはお配りしてなくて、一部しか、委託書しかお配りしてませんが、旧台帳引き抜き依頼書があるんですが、これには、よく見たら、年金手帳の記号番号はあるんですが、オンライン、オンラインのこれは全くないんですね。オンライン入力しているんであればオンラインの、なぜオンラインコードがないのか、それについてはいかがですか。

○政府参考人(青柳親房君) オンライン上の記録は記号番号によってすべて検索ができますので、特別に何かオンライン上のコードといったようなものは必要ないというふうに考えております。

○福島みずほ君 私たち社民党は、これが本当につながっているのかどうか、これは三鷹でもこの台帳をワンピシから持ってきてもらえばできるわけですが、これがずっと実はブロックをされ続けているんです。理由が個人情報ということなんです。が、個人情報といっても、それはその部分で隠すなり、私たちは個人情報には関心がありませんから、本当につながっているのかどうか見たいんですね。

これについて、マイクロフィルムも私たちは見ました。この厚生労働委員会の視察で私たちはマイクロフィルムも見させて、個人のマイクロフィルムも見させていただきました。私たちの質問は、オンライン化されているかどうかを見たいと、三鷹でもどこでも、あるいはワンピシでもらったのを本に入力されているかどうか確認したい、つながるかどうか。悪いけど、うそばかりつかったんで疑惑を持っています。

それについて、マイクロフィルムを私たちが見たにもかかわらず、なぜこれがつながっているのかどうかの入力のデータが見れないのかと質問をしたところ、このマイクロフィルムを見せたことは不適切であったというふうに答えをもらいました。そうすると、この厚生労働委員会も、マイクロフィルムを見たこと、個人情報を見たこととで不適切な視察だったという意味でしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 私が担当者に申し上げましたのは何かといいますと、あくまで個人情報でございます。したがって、個人の委任状等があればお見せすることは可能ですけれども、委任状がないまま第三者、国会議員の方であろうが見せるといふことについてはやっぱり不適切であると。

したがって、当該マイクロフィルムは御本人のやつを御本人が見るということであれば全然問題はないです。ただ、第三者の方を見たいということについては、例えば直接見ていただいたということであれば、見せた方のやり方が間違っている。やはりそこは、いったん言っていたいただいたやつを、横へどいていただいて、調べた上で出してマスクを掛けてこういう形ですということで見せて、つながっている、つながっていないというところについて確認いただくと、これが正しいやり方だろうというふうに思います。

○福島みずほ君 私たち、マイクロフィルム見たいです。私たちが国会議員は個人情報には関心がないから、どういふディスプレイ上で出ているか……(発言する者あり) いや、見たいです。私たちがマイクロフィルムを現場で見させていただいています。今の答弁はおかしいですよ。

私たちは、皆さんそうですよね、文京でもどこでもマイクロフィルムを見たいです。不適切だとおっしゃるんですよ。不適切だ。おかしいですよ。私たちの視察は不適切だったんでしょ。か。そして、それを理由に入力のときの見せないのは全くおかしいというふうに思います。そうしたら、マスキングしたのであれば、私

たち、今日でも見れますか、三鷹に行つて。そして、呼び出して、紙台帳を、見れます。

○政府参考人(村瀬清司君) 先ほど申し上げたのは、先生方が不適切と私言ったつもりはございませんで、私どもの職員がそれをガードをせずにお見せしたことを不適切だといふふうにお話を申し上げたわけでございます。

○福島みずほ君 私たちが不適切だなんて言われたなんて思っていないですよ。私は、全く不可思議なのは、私たちにマイクロフィルムを見せている、にもかかわらず、今長官は、それは不適切だった、不適切な見せ方だったという、そしてそれを理由に、見せられないということを理由に、この台帳、台帳というか、旧台帳とオンライン化されているかどうかの確認を私たちにさせないんですよ。

じゃ、長官、マスキングして全然構いません。私たち、今日でも明日にでも行けば、それ見れます。三鷹にでも行つて、旧台帳と本当につながっているかどうか見せてください。問題ないでしょう。

○政府参考人(青柳親房君) 年金個人情報の取扱についてちよつと整理をさせていただければと存じますが、私も、度々、例えばこのような旧台帳ということに限定せずに、個人の年金情報についてのお問い合わせをいただくこともございます。しかしながら、私も、あくまでもこれは見るといふこと自身、見るということ自身は不意なやり方をすれば年金個人情報の取扱として不適切であるというケースに抵触するおそれがあるだろうと思います。したがって、個人の情報を見る場合には、大変お手間を取らせて申し訳ありませんが、委任状を必ず取っていただいて、その委任状に基づいて処理をするということが年金個人情報の扱いとしては最も適切な扱いであるといふふうに認識をしております。

したがって、ただいま福島委員の方から、例えば旧台帳の中から適切なものを抜き取ってそれがどうかを確認したらどうかということ

がございましたが、それとでも、その個人情報
が本当に個人の方の意思にかかわらずいじつてもよ
いものかどうかということについて大変疑義がご
ざいますので、でき得ればその委任状を取って
いただくような形で私ども取扱いをさせていただ
ければ大変に有り難いと存じます。

○福島みずほ 君 さつき、村瀬長官はマスキング
すればいいとおっしゃったじゃないですか。こ
れ、自民党の視察だつて、別に野党、私たち合意
を与えていませんが、自民党の視察だつてマイク
ロフィルム、台帳見ているじゃないですか。みん
な見えていますよ。私たちは、個人情報問題では
なくて、実際どうなのかということを確認するた
めにこれは見ているわけですよ。これはマスキ
ングするので全く構いません。これについて、私
たちは、本当に旧台帳が入力されているのか、全部
私たちが索引してできるのか確認したいと思いま
す。

委員長、この実現のために、理事会で協議をお
願ひします。

○委員長(鶴保庸介 君) 理事会で協議をいたした
と思います。(発言する者あり)

○福島みずほ 君 そうですよ、三千件のサンプル
調査は委任状取ってないですよ。マスキングし
たつて全然構わないんですよ。自分たちは、ある
ところはやって、そしてあるところはブロックす
るんですよ。時間がないので、これは近々中に実
現するように、マスキングする分度構いませんの
で、それはお願いをいたします。

住民基本台帳ネットワークとの接続についてお
聞きをいたします。

報道によると、政府は社会保障番号の導入を検
討するとしています。しかし、社会保障番号を導
入したら、なぜ入力ミスがなくなるのか、管理ミ
スがなくなるのでしょうか。

○政府参考人(薄井康紀 君) 先ほども御答弁申し
上げましたけれども、社会保障番号の導入、これ
を検討しておるわけで、まだ具体的な導入とい
う結論を得ていないわけじゃないですか。

も、それと過去の年金記録の問題、統合の問題等
とは直接関係がないものでございます。

ただ、社会保障番号導入の際に主たる目的とさ
れておりますのは、一つの番号によりまして社会
保険等の手続、こういったものが可能になると、
このことにより国民の利便性が高まる。あるいは
は、制度や保険者をまたがりました情報の処理を
容易にすることによりまして事務の効率化、サー
ビスの向上が図られる。さらに、一人一番号の徹
底によりまして、あるいはIT化と相まちまして
個人が自らの情報を管理するということが可能に
なることによりまして、今回のような問題の再発
の防止につながる、こういうふうなものとして検
討の課題に上っているものと承知いたしている
ところでございます。

○福島みずほ 君 盗人だけじゃないというの
いうことですよ。自分たちはそういう総背番号制
をどんどんどんどん情報を集積していく、でも、
国民にとつては自分の払った保険料と給付が結び
付いていないんですよ。百害あつて一利なし、何
にもいいことないじゃないですか。基礎年金番号
を導入するときにだつて、基礎年金番号がついて
いない、自分の年金の記録と給付がつながって
いない、これでいろんなことを全く明らかにしな
いままほおかわりをしていて、国民にだけ番号を付
けて何やるんですか。全くこれは百害あつて一利
なし、社会保障庁、厚生労働省、そして政府はや
るべきことがあるだろうと。年金記録をきちつと
つなげていくこと、このために全力を挙げるこ
と、情報開示をすること、これをやらずして何
言っているんだと思います。

この住民基本台帳ネットワークの接続について
は、監視以外何物でもないということ強く申し
述べ、盗人だけじゃないと改めて申し上げたいと
思います。

第三者委員会について一言お聞きをいたしま
す。
これは、審査請求があつて、再審査請求があつ
て、御存じ、行政不服審査法があつて、行政事件

訴訟法があつて、行政不服前置主義があつて、裁
判になります。このシステムが今までありまし
た。急に、思い付きでじゃないけれど、第三者委
員会設ける、総理が言つて設けることになつて、
多分大混乱になるんじゃないかというふうにも
思っています。

第三者委員会が棄却をされた人は、そのことだ
けで裁判に訴えることができますか。

○副大臣(田村憲久 君) 第三者委員会でありま
すけれども、先生御承知のとおりでございますが、
あつせんをするための判断をするわけであります
から、そういう意味からいたしますと処分性、判
断に至るには処分性がないわけでありまして、処
分性がないということでありまして、当然不服申
立てや訴訟の対象にはならないということであり
ます。

○福島みずほ 君 きちつと法律上定められてい
る審査請求、再審査請求とは別に、ルーズな、訳の
分からぬ、でも救済になるかもしれない第三者
委員会を発足させると。そこで棄却された人は、裁
判やらないといけないんですよ。二つのルートをつ
くつて、それが極めて混乱をするというふう
に思っています。どつちに行けばいいのかわ
か。

あるいは、第三者委員会が棄却をされたらもう
一回審査請求へ行かなくちゃいけないわけじゃな
い、処分性がないわけだから、裁判に争おうと思
えば。それもすごい二度手間だと、法律的にない
ものを勝手につくつてそこでやるわけですから大
混乱になるというふうに思います。

参考人質疑で発言をされた梅原喜代江さんの
ケースの場合、第三者委員会が救済されるん
でしようか。

○副大臣(田村憲久 君) 個別のケースでございま
すけれども、社会保障審査会で棄却された案
件でありますけれども、棄却判決でありますから
拘束力がないということで、第三者委員会の方で
当然こういうものに関しましていろいろと調査
をさせていただきますという話になると思います。

要は社会保障庁の中に記録がなくて、そしてま
た御自身も領収書等々をお持ちになつてなかつた
という案件だと思ふんですけれども、こういうも
のに関しまして、御本人の立場に立つてしつかり
と調査をさせていただいて、適切な判断をさせ
ていただくということになろうと思います。

○福島みずほ 君 梅原さんはこの六月四日に再審
査請求が棄却になつています。長期間時間を掛け
て調査をし、ごく最近、六月四日に再審査請求が
棄却です。私たち、話、この参考人で聞きました
、証言、極めてしつかりしていると個人的には
思いました。しかし、彼女は領収書がないわけ
です、ここで誠実に証言をしてくれたこと、審査
請求、再審査請求で出した以上のことは出ないで
すね。

彼女の場合、第三者委員会に行つても、この参
考人で来て発言した以上のことは出ません。これ
は第三者委員会が救済されるんですか。

○副大臣(田村憲久 君) 第三者委員会であつて
ような基準ができるかというのは、今、もう御承
知のとおり、いろいろと検討をさせていただいて
いるわけでありまして、その中において基準が出
てくるのか、それともこれから先例となるそう
いうような案件になるのかは、まだ事案が来ていま
せんから分かりませんが、いざいかにいたしま
しても、安倍総理も、お話の筋道が通つてい
るのであれば年金をお支払いするという、そういう
姿勢でいかなければならないとおっしゃつてお
られますから、そういう案件に関しましてここで
判断をさせていただくことになるとおもいま
す。

○福島みずほ 君 ごく最近、審査請求、そして再
審査請求、彼女、六月四日棄却されているん
で、ね。それで新しい証拠は出ないですよ。で、厚
生労働大臣の答弁では、何か新しいことが出な
ければ一事不再理的な考え方から難しいという答
弁で、田村さんといつても少しづつずれるん
で、ね。
それで、私は、この第三者委員会が一体本

どういう機能を持ち、どういう法的根拠を持ち、一体どういう救済になるのか、ごく最近再審査請求棄却された人は、じゃ、一言で言うとかば見ること、もう一回第三者委員会に行けつてなるのかと。厳格に規定されているものとルーズなものと、これからどうなるのか、極めて問題だと考えています。

それで、今まで、この前後に何かきつとあるだろう、見せろつて言つたの、ようやく今日また出てきました。(資料提示)

これは一体どこから、出典はどこですか。

○政府参考人(青柳親房君) 業務センターの中で実務的に使っており事務処理要領の抜粋というふうな承知しております。

○福島みずほ君 事務処理要領があるんじゃないですか。

そしたら、その事務処理要領を全部出してください。その事務処理要領は別に怪しいものでも危険なものでもないわけでしょう。私たちは、どんな事務処理要領をやつてきたのか、きちつと知る義務が国会にはあります。国民に明らかにする必要があります。

事務処理要領を今日じゅうに出してください。昼までに、後半ほかの国会議員が使つていただける可能性があると思うので、一時、昼休みがありますから。

この事務処理要領、問題ないでしょう。事務処理要領、青柳さん、少し誠意見せてください。いや、大臣、大臣、指示してください。村瀬長官は私たちの視察をブロックする。ひどいですよ。大臣が指示してください。厚生労働のトップは厚生労働大臣です。事務処理要領は事務処理要領で怪しいものでもプライバシーも何もないじゃないですか。これ見たつて別に、これ事務処理要領を全部出せと。だつて問題ないんだもの、行政の。

これを出してくれるよう指示してください。これを大臣が指示しないのであれば、隠ぺいだともう私たちは言いますよ。隠していると云いますよ。大

臣、大臣がブロックする村瀬長官の上司ですから、大臣が指示してください。お願いします。どうですか、大臣。

○委員長(鶴保庸介君) もう福島先生、時間です。

○福島みずほ君 いや、大臣、答え。いや、答弁お願いします。大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 正式な理事会での御検討の結果で判断をいたしたいと思ひます。

○委員長(鶴保庸介君) 時間です。時間です。

○福島みずほ君 大臣、この問題について、事案をきちつと明らかにしようというのは大臣のインシアチブでやるべきじゃないですか。やる気がないということですよ。主体性がないということですよ。言つてください、出すように。言つてく

ださい。

○委員長(鶴保庸介君) 柳澤厚生労働大臣、もう時間ですので、まとめてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私としては、理事会で御協議の上、その御指示に従いたい、このように思ひます。

○委員長(鶴保庸介君) 福島先生、時間ですから。

○福島みずほ君 この事案の解明については、すべての政党のすべての委員の皆さんが賛同してくださると思ひます。午後この事務処理要領を基に国会議員が質問できるはずだと確信していますし、出してください。これ出さないんだつたら、隠ぺい。理事会を開くよう、委員長に要求します。

○委員長(鶴保庸介君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分から再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本年金機構法案外二案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

三十分と限られておりますけれども、次回以降も質問がございましたら、このように確信をしつづ質問を進めていきたいと思います。

まず、また厚生労働省の不手際ありきと、こういうことでございまして、過般、国が市町村に交付する国民健康保険の特別調整交付金の算定にミスがあつて、交付不足が十年間続いたきたということでございます。数百億にも上る影響があつたのではないかと、このように言われて

いるわけですが、このことについて、まず状況認識、簡潔にお示しください、大臣から。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 御指摘の報道でございますけれども、市町村が国民健康保険の調整交付金の申請に使用しておりましたシステムに誤りがあつたことが原因で、過去におきまして調整交付金の交付に市町村ごとで過不足が発生したという報告を受けております。このシステムの仕様につきましては国もチェックをしているということになつておりまして、それが不十分であつたということになるわけでございます。大変この点は、本来交付されるべき額が正しく交付されなかつたということにつきましておわびを申し上げます。

ばならないと、このように存じます。そもそも、調整交付金は医療給付費の一定割合というところで総枠は決まっておりますので、今回の算定誤りは市町村間の配分の問題となるわけでございます。現在、具体的な額を精査中でございます。まして、精査結果を踏まえて、市町村間の配分を是正するため、交付不足につきましては必要な措置を検討していかねばならない、このように考えております。

○辻泰弘君 過不足ということは、取る、取られる、両方あるということですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 率直に申して、過不足

でございまして、不足の市町村があつた反面、本来でしたら若干、もう少し少額であつたものを、定められた額ということで少し多く配分されたという問題でございます。

したがしまして、今後この過去分を補てんするということも調整交付金の枠内で行つていくことが基本でございまして、そういうことで、片方、これ、将来におきまして、特別調整交付金の調整によりましてこれを片方を補てんし、片方はまた補正をさせていただいていくと、補正減額をさせていただいていくと、こういうことになろうかと考えます。

○辻泰弘君 だから、たくさん払つたところから回収するんですか。そのことです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 回収ということではなくて、調整額、毎年度の調整額の中から少しずつ減額をさせていただいて補てんをしていただくというところになろうかと思ひます。

○辻泰弘君 これも隠ぺい体質があらわになりました。昨春秋、分かつていただければそのことを明らかにします。今日に至つて、該当する市町村から指摘を受けて初めて公になつたと、こういったことのように聞いております。

やはり私は根本的に問題だと思ひます。けれども、この責任、どう追及されますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の誤りにつきましては、平成十八年度の制度改正におけるシステム見直しの際に発見されたところでございます。十八年度の交付金からは正しく交付されているところでございます。

今月初旬に県を通じまして那覇市から指摘があつたこと等を踏まえて、何らかの是正措置を検討しなければならぬ、その過程でまた必要な措置も講じていかねばならない、このように考えております。

○辻泰弘君 柳澤さんはいいつもそうなんです。いつも、結局何か、今後何かはしますということだけなんだけど、これだつて隠していたわけでしょう。だから、そのことについてどうするとい

うことをおとしやらない。前だって、社保庁の技官のときのことだって、結局、当面何も委員会を設けないとおとしやっただし、いつもそんなことばかり繰り返されてるじゃないですか。今の答弁だって、結局、今後財政上措置しますからそれでいいじゃないですかというものでしかないじゃないですか。なぜこれは那覇市から指摘されるまでも何もないならなかったのか、分かっていたのにと、こういうことです。その根本の部分を見てもあなたは中心に見据えて取り組んでいない、見ていないということがここでも明らかになりました。

私は、だからかねがね二回の質問で申し上げておりましたけれども、私は、社保庁にまつわる不祥事は、三年前のみならずですけど、三年も前から特に露出をして今日にも至っている、技官の逮捕もあった、また旧年金資金運用基金の裏金づくりもあった、この間指摘したとおりです。そして今回このことが明るみになりましたけれども、これは厚生労働省の社会保障制度の管理のずさんさというものを端的に物語っているし、改めてそのことをあらわにしたと思いますし、大臣自身がそのことに向けて本気になって取り組んでいないということを改めて示していると私は思っています。

私どもは今回の法案にかねてより申し上げておりますけど反対でございすけれども、日本年金機構なるものは、私どもは、基本的に厚生労働省の傘下にある、理事長を厚生労働大臣が任命をし、また管理監督に置くということで、公的年金という意味では当然だと思っております。ある意味では当然のことですけども、私どもはそういう意味では国の機構であつていいという位置付けにしているわけですけども、国税庁と統合するというところで、厚生労働省という腐り切った、私が前にも言ってますけど、解体すべき、厚生労働省自体一度解体すべきだと、このように私は申し上げてまいりましたけれども、その一つの具体的な形として厚生労働省から切り離す、そして国税庁

と内国歳入庁という形で独立した機関として持つていく、そのことが私は改革の本筋であつて、それが私どもの思いである。今回のこの事件も、やはり一連の厚生労働省のずさんさ、そしてまた対応不足、墮落といひますか、そういうものの一つの表れだと私は思っています。その後始末の処理も同じだと思ひます。

そういう意味で、私どもは、厚生労働省から切り離す、そのことが第一義的な改革のゆえんである。その意味において私どもは国税庁との統合を主張して三年前から言つてまいりましたし、そのときから社保庁の解体を申し上げてきた。政府は、前も申し上げましたとおり、今年の施政方針演説で初めて言つたのであつて、これまでは解体ということとは言つてこなかったわけでございます。我々といひましては、この社保庁、また年金行政の改革の本筋というものは、厚生労働省から切り離す、国税庁との統合ということをおもひ強く指摘してきたゆえんはそこにある、このことを改めて申し上げておきたいと思ひます。

そこで、次の質問に入らせてもらひますけれども、私が、前回でございしましたか、第三者委員会に関連して大臣にお伺ひしたことがございす。そしてそのときは、第三者委員会のあつせんの内容が裁定に直結する、尊重するんだと、こういうことだったわけですね。

私は、その前に、同じ日ですけれども、厚生年金に加入義務がある事業所が社員から保険料を徴収していきながら納めていないと、この場合の救済はどうするかということをお聞きしました。それに對して大臣は、やはり負担と給付のことだから、負担がなければ給付はないよと、こういうことだったわけですね。

そこで、これはおととい、ですから月曜日にあつた会議だと思ひますけれども、ここで年金記録確認中央第三者委員会の梶谷委員長さんとおつしやるんでしようか、この委員長さんがおつしやっていることに、私が指摘したポイントについて、本人は支払つたのに事業主の事情で社保庁

に納付していないケースは給付に前向きな議論をしたいと述べたと、こういうふうにならされております。恐らくそうおつしやつたんだと思ひます。

このことも含めて、第三者委員会が決めたことに従うと、こういう理解でいいですね。

○国務大臣(柳澤伯夫) 委員長の梶谷委員が具体的にどういふお話をなさつたかということ、私、今にわかのお話ですから、必ずしもいつかり記憶はいたしておりませんけれども、いろいろな御議論があつたように承つております。やはりそれは年金記録の問題ということとちよつと違ふんではないかという御意見もあつた一方、今委員が言われたような御意見もあつたのかもしれないというふうな受け止めております。

いづれにいたしましても、私どもとしては、このうしたことにつきまして第三者委員会にお任せをしていくわけでございますので、第三者委員会の御判断が出た場合にはそれに従うということ、当然我々今まで言つてきたとおりのことであると、このように考えております。

○辻泰弘君 それから、これも事業主が届出漏れから二年以内に届出をすれば救われるわけですけども、それを超えてしまふと駄目なわけですね。この二年の見直しも必要だと思ふんですけども、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫) これは、今のお話は実態面のお話かと思ひます。第三者委員会とは切り離した問題だとすれば、私どもとしては、やはり二年以上をやるというのは、特例的なこととして措置をさせていただいた以外、原則として二年を守ることによつて納付がいたさずに遅延を来すという事態は避けたいという制度の趣旨は大に守つてまいりたいと、このように考えております。

○辻泰弘君 大臣はいつもそういった官僚答弁に終始されてきているんですけども、今回だつて結局特例法を議員立法で作つたわけですよ。このことにかんがみて、私はこの二年の見直しという

のもあつてしかるべきだと、このように思ひます。第三号被保険者の納付のやつだつて、結果として駄目だ駄目だと言つて、後でまた元に戻つて納付できるようにしたり、後追いでやつてきているわけですね。そんな歴史があるわけですけども、今回のこの部分もやはり私は見直しがあつてしかるべきだと、このことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、特例法が施行された場合ということをお前提にしてのことになりますけれども、私は、今までは五年だったけれども、それ以前の十五年、二十年も払われる場合に私は実質価値を担保すべきだと、このように申し上げました。大臣は利息は付かない、こういうふうにおつしやつたんです。しかし、私は、利息という意味じゃなくて、やはりその間、本来であれば既裁定の方の年金ですから当然物価スライドがあり得ることです。よ。だから、その間の実質価値というものは物価スライドによつて担保したものを給付すべきだと、このように私は主張したいんですけれども、その点についてはどうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 今回、裁定の請求が遅れることによつてその支払が本来の支払期日より遅れることがあることは今回の特例法案が予定しているところでございますけれども、現在こうした場合に遅延利息を付す旨の規定は設けられていないと、このように承知をいたしております。

○辻泰弘君 遅延利息じゃないんですよ。年金の額を決めるのは厚生労働省ですよ。だから、今日時点で、昔の十五年、二十年前に本来だつたら払われていたはずのものを現実の価値に引き直すということ、私は、私は厚生労働省の裁量の範囲内だと思ひますし、それはあつてしかるべきだと思ひますけれども、どうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 裁量と言われますと、私ども、やつぱり法律に基づく行政ということになければならないというふうな考えるわけでございます。やはり訂正がされた場合、その訂正に見合つて増加する給付というものを確保するとい

うことが我々が法律から授權を受けていることではなからうかと、このように考えます。

○辻泰弘君 じゃ年金局長にお伺いしますけれども、今の私が申し上げたことが法律上不可能ですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 今回の時効特例法案はどのような考え方で整理されたかという点につきましては、先ほど来大臣からも、前回もお答えがありましたように、これまでの判例等々からいいますと遅延利息を付するような性格のものではない、こういうことを踏まえて今回の時効特例法案が策定されたものと理解をしております。

今御指摘の遅延利息という厳密な道具ではなくて、いわゆる給付の価値というものを何らかの形でかさ上げすることができないのかというお尋ねだと思います。これはある種の再評価ということであろうかと思いますが、それを法律の根拠なく、明文の規定なく、運用で、裁量で行うということはいかがなものかと考えております。

○辻泰弘君 私は、これは非常に厚生労働省の血も涙もないといえますか、やはり本来自らが果たしているべきであった、そのときにおける価値を何十年もたつてそれを保たないような状況で渡すという、この冷たさというものが改めて明らかになつたと思います。

私は、局長がおっしゃったけれども、それは私は、裁量といいますが、行政の中でやり得ることだと思っています。そのことについては指摘をし、またそのことを求めていきたいと、このように思っています。

さてもう一つ、記録訂正したときに年金の増額ということが当然発生するわけですけど、そのときに遺族が請求できる要件ということですけども、受給権者が死亡した後の遺族が請求される場合と、遺族年金に対する遺族の要求と両方あり得ると思うんですけども、それぞれの要件ですね、簡単にお示しください。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 御遺族に関しましては、今委員御指摘のように、未支給年金というパ

ターンと遺族年金というパターンがあるかと思えます。現行法におきましてそれぞれの要件と申しますと遺族の範囲というようなものを見てまいりますと、次のとおりかと思えます。

未支給年金、受給権者が死亡した場合にその時点でその方と生計を同じくしていた一定の遺族は、死亡された方にまだ支給されていない年金があるときは、未支給年金の支給をその方の名前で請求することができ、こうされているわけですが、その場合の遺族の範囲は配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とされており、今回の法律案でも未支給年金は対象とされていると理解できます。

また、もう一方の遺族年金でございますが、被保険者や受給権者等が死亡された場合に、その時点でその方に生計を維持されていた一定の遺族について遺族年金の受給権が発生するという現行法の仕組みになっております。その場合の遺族の範囲でございますが、若干年金の種類によつて違いますが、遺族基礎年金につきましては子のある妻又は子、遺族厚生年金につきましては配偶者、子、父母、孫又は祖父母、こういうふうになされておりますし、夫、父母又は祖父母につきましては五十五歳以上であること、子又は孫については十八歳到達年度の末日までにあることなどの要件が付されているところでございます。

○辻泰弘君 時間があればこのことについてももう少し聞きたいんですけど、時間がありませんであれですが、このことについてはやはり明示すべきだと思いませんか、そのことはもう少し国民に分かるように何らかの形で対処していただきたい、そこだけお願いします。

○政府参考人(渡邊芳樹君) ただいま申しましたことは、今回の特例法案によつて支給が認められる対象範囲にそれぞれのケースがあるということとを申し上げましたので、もとより、現行法上、今申し上げましたような様々な対象範囲、要件が定められておりますので、今回の特例法案が成立いたしました暁、その運用に当たっては、御指摘

のように、こうした方々が対象になりますということをよく周知させてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 それで、国民年金保険料の徴収率八〇%のことでお伺いしておきたいと思えます。

十八年四月から十九年三月の納付率は六月に出ると聞いていますけど、もうこれは出ていますか。

○政府参考人(青柳親房君) 年度末の数値ということになるものですから、各月の集計より検証と精査に少し時間を要しておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 年金の審議が終わつてから数字を出すというのは前回もありましたけれども、これぐらい出していただければいいかと思えます、六月中に出ると言っていたんだから。もう六月は終わろうとしていますよ。

それで、そうすると二月末までのということになると六五・五%なわけですね。これについて私、かねがね大臣にも御質問をしてまいりましたけれども、今も八〇%の目標に向けて最大限の努力をしたい、当面、目標を引き続き掲げてまいりたいと、このようにおっしゃっているわけですが、けれども、しかし、現実問題として今年度に八〇%と、十九年度目標八〇%ということですとやつてこられたけれども、今の、年度末は分らないけれども、直近で見れば六五・五です。それを八〇%今年度目標ということは、常識的に考えてあり得ないじゃないですか。今でも掲げられるんですか。今回の法案でそれができるとおっしゃるんですか。そのことについて明確に考え方を教えてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この問題を最初に、どちらの委員かはちよつと明確に記憶にないんですけど、まず委員から、尋ねられましたときに、私は、最初に私が赴任したときの村瀬長官との話と、このことを御披露させていただいたという記憶でございます。そのときに村瀬長官からは、もういかに難しい目標なんですということ率は率直な述べ

懐がございました。しかし、お互いこれは頑張つていこうということで今日まで来ているわけでございますけれども、今回のまた更に私も年金記録の問題というものを生じさせてしまひまして、これにも相当のマンパワーが掛かっているということになりますと、非常に更に厳しさが増しているということ率は率直に認めざるを得ない、このように思っています。

今委員は、今回の法律で云々と、こういうふうにおっしゃつたわけですが、今回の法律で日本年金機構がスタートをいたしますのは二十二年一月という時点で、少し先に参りますので、この法案で云々ということとはちよつとうまく関連付けて考えることはできないわけですが、いづれにいたしましても、この納付率の問題は、今後の我々の取組の非常に大きな部分を構成しているということは確かでありまして、納付率の向上のために努めてまいらなければいけない課題、このように認識をいたしております。

○辻泰弘君 今回の法案だつて、短期の被保険者証とか徴収率を上げるための努力があるわけでしょう、国保の連動とか。だから、そういうことが全然ないわけじゃないじゃないですか。だからそのことを申し上げているんで、そのことに時間取るわけじゃないですけど、今のその部分抜けている話ということで、今日午前中やつた議論もあつたわけじゃないですか。

それで、いづれにしても、八〇%の目標というのは、じゃ、まだ変えないんですか。これはもう、六月まで待つていくということですね。それで八〇%まで待つていくということですね。それじゃ、そのための具体的な手だてを明示してください。何年やってくるんですか、こんなこと。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 全く、まず前の質問からちよつとフォローさせていただきますたいんでございましてけれども、私ども今回の年金機構の改革に当たっては、当然この納付率の向上、引上げということも念頭にあり、このことはもう私はつきり申し上げておきたいと思えます。

今年度の八〇%の目標というにつぎましては、いずれ私ども、時期を見まして、十八年度の実績を踏まえてよく検討しなければならぬ時期が参りますので、その際に私どもの考え方を明らかにいたしたい、このように考えております。

○辻泰弘君 この年金についての切り口はいかがあれ、年金についての重要な審議をしているときに、今年度八〇%目標というこの三年、四年掲げてきたものについて、もうここまで来て実現するなんてことは到底あり得ない状況の中にもかかわらず、これこそ、国会では示さずに今後何かのときにやりましょうという、このこと自体が今までの年金行政の象徴ですよ。

柳澤さんの、今の法案というか、後追的というか。積極的に、やはり機動的に当然あつてしかるべき、今回のこの提示に関連して新たに目標定めるといことがあつてしかるべきことだと思ひますよ。前はXイコールAプラスBプラスCなんて、こんなのでもしれないと思ひていましたけれども、実際できないんだけれども、それでもまだ出しただけ、あのときの方がまだ良かったかもしれないよ。今度は全くそれもないし、いつやるのか分かんないじゃないですか。まあそのことは、いまだにその八〇%堅持するという、捨てないということなんですよけれども、問題点として厳しく指摘しておきたいと思ひます。

それからもう一つ指摘しておきたいことは、時間がないのであれですけども、一元化、一元化とおつしやつた、大臣も年金一元化を、厚生年金と共済年金一元化を実現しますと言っているんだけれども、私は今回の法案で、日本年金機構が共済も含めて年金の支給を行うものだと思ひつかり思ひつていたんですよ。しかし違ふんですね。公的年金についての運営業務を担うて書いてあるけど、共済はしないんですよ。共済は今までどおりなんですよ。

だから、そう思うと、一元化というのは、出発点は昭和五十九年二月二十四日の閣議決定で、年金現業業務の一元化等の整備を推進するものと

し、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるという、これはもう古いものではあるけれども、こういつたところの出発点に全く沿つた答えになつてない。この一元化は、法案に於いてはまた、今衆議院にあるわけだけれども、実は一体的なものであつて、一元化、一元化と言つていられるけれども、実は全くその延長線上になつてないということを私は厳しく指摘しておきたいと思ひます。

それから次に、年金記録、基礎年金番号通知時の対応についてです。時間がないので端的に申し上げますけれども、一年七か月放置したというのを前回議論させても返信が返つてきて、平成九年の二月二十八日を締切りにして、その後平成十年の十月六日まで一年七か月放置したと、こういうことでした。このことについて私は聞いたけど、有効な時間の費やし方をしていただくと、このように大臣おつしやいました。しかし一年七か月、何で有効な使い方がつたんです、住所も変わつてですよ、どんどん変更、変動があるじゃないですか。そこにこそやっぱり私は責任の一つの所在があると思ひています。その点について大臣、どうですか。

○政府参考人(青柳親房君) 前回の委員会でもお答えを申し上げたとおりでありますけれども、私ども、いずれにいたしましても九月一月に基礎年金番号を導入して、それで御通知を全被保険者、受給者の方にさせていたいただくと。そしてその際に、これも前回お話が出ましたけれども、被保険者の方々は御案内をして、ほかに他の年金手帳記号番号をお持ちですかというところをお尋ねをして、これの回答を最終的に九百十六万人の方からいただいたと。そして、回答のない方についても三項目の名寄せを行つて手帳番号を有する可能性のある方の抽出を行つたと。こういつた言わば準備作業を平成九年の三月から平成十年にかけて行いまして、改めての照会開始が十年の十月であつたということ、この間にこれだけの作業をさせ

ていただいたということを繰り返してございますがお伝えさせていただきたいと存じます。

○辻泰弘君 一年七か月も、せつかくそれぞれの情報、私は二つ三つ持つていますというのを送つてきて、一年半もたてば住所も変わつたりいろいろ異動もあるわけですよ。そのある意味ではのどから手が出るほど欲しい情報にすぐ着手しなかつたというのは根本的な問題だと私は思つています。そのことは改めて指摘しておきたいと思ひます。

それともう一つ、その被保険者から返信をもたらつた、しかしもちつた後に五十五歳以下に限つたわけでしょう。そうすると五十五歳以上の方々のデータはどうしたんですか。

○政府参考人(青柳親房君) まずは五十五歳以下の方から、まず順次その基礎年金番号のほかに年金手帳記号番号をお持ちかどうかというこの照会を行わせていただきました。

五十五歳以上の方をどうしたかということにつきましては、これも前回申し上げたとおりかと存じますけれども、年金の裁定請求が近い方、場合によつては年齢によつて請求が来ている方がいらつしやいますものだから、それの方々は裁定請求時に記録の確認等をさせていただくということ、より効率的な統合を進めたということでございます。

○辻泰弘君 私が聞いているのは、返信を求めたのは被保険者全体なんですよ。そこはどうですか。被保険者全体に求めたんですよ、返信は。○政府参考人(青柳親房君) これは当時五十五歳以下の方から返信を求めたというふうに承知をしております。

○辻泰弘君 だけれどそれ、あのときの十一月に、十月何日かのやつにその年齢制限は書いてませんよね。書いてますか。

○政府参考人(青柳親房君) 申し訳ありません。昭和十七年以降生まれの方からそういう形で御案内をさせていただいたものですから、要するに結果的に五十五歳以下の方になつたということ

でございます。

○辻泰弘君 そうすると、被保険者に、基礎年金番号のときに、平成八年の十二月に出しましたでしょう、基礎年金番号通知を。そのときは五十五歳以下の人だけに通知をしたんですか。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(青柳親房君) 大変失礼いたしました。

先ほど申し上げましたように、その時点では五十五歳以上の方については場合によつては年金受給権に結び付けておられる方もいらしたものですから、回答をせつたくださいましたものについてはあえて五十五歳以上の方については御案内をさせていただかずに、五十五歳以下の者についてのみこちらの方から再度の照会をさせていただいたものと承知しております。

○辻泰弘君 念のため確認しますと、そうすると五十五歳以下の人だけに於いて、五十五歳以上の人にはその年金記録のとき、基礎年金番号通知のときに返信のしがきを付けないので送つたということですか。だけれど様式は一つでしよう。

○政府参考人(青柳親房君) 説明が不十分で大変失礼いたしました。

これは、実はこの基礎年金番号の通知表で送つた方についてはすべて回答欄がございましたので、その回答欄はございましたが、この回答欄を最終的には五十五歳以上の方については活用させていただかなかつたというのが正しいことかと存じます。

○辻泰弘君 そうですよ。私はそうだと思ひますよ。そのとおりだよ。

だから、回収したんですよ。返信があつたんですよ。それを活用しなかつたんですよ。そういうことなんだよ。何で今までこんなに時間掛けなきゃ駄目なんだよ。おかしいですよ、そんなの。だから、その返つてきたのをどうしたんです

か。
○政府参考人(青柳親房君) 保管状況については最終的に確認をしなければならないと思いますが、いずれにせよ、これは活用させていただかかったということはそのとおりかと存じます。

○辻泰弘君 今のは極めて問題ですよ。基礎年金番号導入のときに返信を求めたわけですよ、被保険者の方々には。受給権者に求めなかつたことも私は問題だと言った。そのことは認められたけれども。

しかし、被保険者からせつかく上がつてきて、五十五歳を超えて勤めていらつしやる方は六十歳、七十歳の方もおられるかもしれないけれども、その方々からもデータは来て、それを突合に使えばいいものを、五十五歳以上の方々から返ってきたのは結局何にも使わなかつたんですよ。捨てたということになるんですよ、実質的に。そうでしょう。どうなっているんですか、保管は。

○政府参考人(青柳親房君) 保管状況については、繰り返しになりますが、最終的にちよつと確認をしなければならぬかと存じますが、いずれにしろ、活用しなかつたという点は御指摘のとおりかと存じます。

○辻泰弘君 今の、確認してくださいよ、そんなの。こんなの、私ね、大事なところですよ、これ。
○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。
〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。
○政府参考人(青柳親房君) いずれにいたしましても、これは文書保存規程に基づいて恐らく処理がされていると思いますので、その最終確認をさせていただきたいと存じます。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。
〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。
○政府参考人(青柳親房君) 大変失礼をいたしました。

した。
まず、当時の取扱いから御説明を申し上げます。

回答のいただきましたものは、五十五歳以上のものも含めて、オンライン上こういう回答があつたという記録はすべてとどめておるといふふうに、今確認ができました。しかしながら、五十五歳以上の方について、せつかくいただいた回答を直接にその基礎年金番号の統合に活用を十分にしなかつたと、これは私どもの不手際であるといふふうに承知をしております。

○辻泰弘君 要は、データにとどめたということ、そのデータはどこにあるんですか。

○政府参考人(青柳親房君) 現在、オンライン上にそれが残つておるといふふうに確認をいたしました。

○辻泰弘君 それは五千万とか、そういうところになると内訳になるんですか。どうなっているんですか、それは。

○政府参考人(青柳親房君) これは、例えば基礎年金番号に統合が既にされているものについては、当然のことながら基礎年金番号のグループの中に収録されておりますし、また万が一、五千万の中に統合されていないものがあるとすれば、それは五千万の中に表示されているものといふふうに承知をしております。

○辻泰弘君 私は、この点、実は大事なところで時間を掛けてやりたいし、今まで私は前回も通告をしてきて、基本的にどう扱つたかということぐらい、私でだつて、ああこれはどうしたのかなと疑問に持つぐらいのことなんだから、そんなことぐらいすぐ分かつていなきや駄目ですよ、そんなのは。そのこと自体隠べいしているか分かつているけど答えないうか、まあ隠べいということになるけれども。その点、やはり私は今後ともまた追っ掛けたいと思います。

般、自民党の中で年金記録チームが行われて、そこで佐々木典夫社保庁元長官が発言をされているのを自民党の議員の方が記者会見で明らかにされているわけですが、佐々木長官が、退任時に記録の整理が期待どおりに進んでいないという認識は持つていたものの進捗状況について把握せず、次の長官に引継ぎができなかつた、退任時に統合が期待どおりに進んでいないと認識していたが進捗度の数字を把握していなかつたため引継ぎができなかつたと、このようにおっしゃつています。私は、このことの意味は非常に大きいと思います。

この佐々木さんというのは、平成八年七月から平成十年七月まで在任期間があつた方ですけれども、要は基礎年金番号導入時にも長官であり、辞めるときには小泉厚生大臣の下でありますけれども、ここで引き継いでおられるわけです。実際、基礎年金番号を導入して、その後運用をして、その結果として退任されるときに、導入からたつと一年半ぐらいたつてからですけれども、そのときに、退任時に期待どおりに進んでいないという認識は持つていたけど進捗状況について把握できずに次の長官に引継ぎができなかつたと、このようにおっしゃつています。私は、ここに今日に至る根源がある、あえて言えば、そのときの大臣は、放置していたのは小泉厚生大臣であつたと、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○島田智哉子君 民主党・新緑風会の島田智哉子でございます。

前回の質疑の中で、社会保険庁における危機管理、その中でも事務処理手続ミスが発生した場合の公表の在り方についてお聞きをいたしました。まず、前回の御答弁を踏まえまして何点か確認をさせていただきたいと思ひます。

そこで、前回も御指摘させていただきましたが、今回資料を御用意させていただきました。資料一にございます平成十七年四月一日から平成十八年十二月二十八日まで、各地方の社会保険事務所による事務処理ミスで発生した未払、過払いの

件数三百二十件、このうち公表されたものは百六十八件、公表されなかつたものが半数近くの百五十二件と、何とまあこういう半数近くが公表されていないということなんですけれども、この公表をしていない、しなかつた理由はどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 社会保険事務所などの職員によりまして事件、事故、それから事務処理誤りにつきましては、平成十七年の十月から本庁への報告を求めてございます。

それから若干変更ございまして、十七年十二月以降は個々の案件ごとに被保険者の方に対して与える影響が極めて少ないと、こういうふうな判断される場合以外は関係する被保険者の方々の理解を得た上で公表する、こういう取扱ひとし、さらに十八年五月以降、取扱ひを変えまして、関係する被保険者の方々などから公表を控えるよう強く要請されない限りは被保険者の方々などに対する事故などの影響の度合いを問わず公表すると。このような三段階でやつてまいつたわけでございます。

したがいまして、公表していない百五十二件についてでございますが、まず第一は平成十七年十月から十二月のものでございまして、すなわち公表基準を定める以前のものでございまして、公表基準がございませんでしたので公表しなかつたというものが第一グループでございまして、第二グループは十七年の十二月から現在の公表基準に改めまして十八年の五月までの間でございまして、御迷惑をお掛けしました受給者の方々に謝罪をして対応について御理解を得たもの、こういうものについては公表を差し控えたということでございます。第三分類でございましてけれども、これは十八年五月に現在の公表基準を定めたそれ以降のものでございまして、公表を控えるよう強く要請されたもの、これは公表していないと。

このような三区分に該当するものが合計百五十二件ということでございます。

○島田智哉子君 今の公表、非公表の数字という

のは昨年十二月二十八日までの件数、これは社会保険庁から出された資料でございますが、その後、今年の四月末まで同様の案件というのはどの程度発生し、公表状況はどのようになっているのでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 十八年十二月二十九日以降の事故、事務処理誤りなどについてでございますけれども、これは先日の委員会で島田委員から御指摘がございましたような宮崎事務局の事実があったわけでございます。すなわち、公表すべきものが、かつ私どもが公表したと思つていたものが結果として公表されていなかったという事案であつたわけでございますけれども、それが御指摘によりまして判明したわけでございますので、現在、担当課におきまして地方事務局から報告されました内容を精査しているところでございます。

そういうことでございますので、現在、十八年十二月二十九日以降のものにつきまして公表してないということでございます。

○島田智哉子君 年度が替わつて二か月近くがたつても件数さえ把握されてないというののはどういったことなんでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 今申し上げましたように、地方からの報告を私ども受け止め、そのとおりになつていくかどうかを再チェックしているところでございますので、その再チェックが終わ次第また明らかにしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○島田智哉子君 そこで、前回の質問のときに、昨年末から今年に入つてからのケースで、遺族厚生年金に係る選択処理の漏れによる手続ミスの公表についてお聞きしました。このケースは、六都道府県の事務局内で二十九件、二千二百二十一万円の未払などの事案が発生し、しかも受給者がきつちりと選択申請書を提出していたにもかかわらず、中には長年、ファイルの中に挟まったまま放置されていたという極めてさまざまな対応があつたということなんですけれども、前回も申し上げま

したが、この六つの事務局、東京、石川、福井、大阪、宮崎、沖縄、私どもの方で実際に公表しているかどうかそれぞれ確認しましたところ、宮崎については公表されておりました。当然ながら公表しなければならぬものを公表してないかつたということですから、その理由をお聞かせください。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘の六社会保険事務所管内で、二十九件、二千二百二十一万円に關する事務処理誤りが発生していたところでございます。そこで、六社会保険事務所のうち五社会保険事務所の案件につきましては公表をされておつたわけでございますが、宮崎事務局の件につきましては公表されておられませんで、先日、委員から御指摘がございまして、それで公表したという経緯でございます。

その理由でございすけれども、私ども、私が最初に聞いておりましたのは、宮崎事務局に係ります事務処理誤り三件、三人様のうち一件で関係者が公表を強く拒否していたと、そういうことを六月七日時点で私どもも把握したというふうに前回の御答弁申し上げたわけでございますが、その後、本日の御質問ということで、改めて内部を確認いたしました。

平成十九年一月当時の担当者に確認したわけでございすけれども、その結果でございすますが、社会保険業務センターから同種の事案が一月の段階で近く公表が予定されていたという背景の事情があつたということでございます。そういう事情の中で、社会保険業務センターの当時の担当者、それから本庁のサービス推進課の当時の担当者、この二方向から宮崎事務局に對しまして公表を数日間待つようにと、社会保険業務センターからの発表がすぐあるので数日間待つようにと、このよう指示をしたということでございます。こういう指示がございましたので、これを受けました宮崎事務局はこの事案の公表を見合わせておつたというところでございす。その後、社会保険業務センターからは公表があり、またほかの五事務局か

らの公表があつたわけでございすけれども、公表を見合わせるようにいつた連絡を受けた宮崎事務局に對して解除の指示といひますか、そういうものも特段なく、また宮崎事務局の方も特段の行為を起こさなかつたということでございます。こうした経緯を私どもの内部、組織として共有することなく、本庁幹部に對します内部の報告書の上では公表済みと、宮崎事務局においても公表済みという報告でございましたので、島田委員の秘書様から御指摘をいただくまで幹部は現に公表はされてないという事実を認識するに至らなかつたということでございます。不明を恥じるものでございす。

○島田智哉子君 答弁は簡潔にお願いしたいと思ひます。私が確認したいのは、この宮崎が公表してないかつたことについて、前回の質問、六月十二日の本委員会で清水部長は、本庁には公表されているという報告があつて公表しているものと認識していたと、ところが私どもの六月七日の指摘によつて確認し、その公表をしていなかったことをこの時点で把握したと。清水部長は前回の御答弁、これに間違いはないでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 私は、六月十二日、答弁申し上げましたときはそういう認識であつたわけでございす。しかしながら、先ほど答弁で申し上げましたように、私どもの部下でございす担当者には必ずしもそういう認識ではなかつたところがございます。

○島田智哉子君 実は、前回、質問するまでに再三社会保険庁の担当の方に御説明をいただきまして。その御説明では、宮崎事務局より社会保険庁に對して公表をしないといふことの報告が事後報告としてありまして、そしてそれを受けて社会保険庁として今年の一月に公表しないとする報告を承認しました。つまり、私どもに再三御説明のあつた、一月に事後報告を受けてそれを承認したという再三にわたる御説明が虚偽であつたのか、それとも清水部長が事実でない御答弁をされ

たのか、私の前回の質問では確たる証拠はございませんでしたからそれ以上申し上げませんでしたけれども、質問の後、実際に宮崎事務局から社会保険庁へ提出された報告書を資料要求させていたございました。資料二にございす。

これによりますと、公表年月日に平成十九年一月十六日火曜日と書かれてございまして、ところが資料二の二、その他の特記事項をございんいただきたいと思ひますが、ここに書かれてゐるのは、社会保険庁では事務処理誤りについてマスコミ等を通じて公表することとしており、今回の件も公表する予定であることを説明した、しかし、本人としては、特に損害があつたわけではない、公表されることで本人への取材があると非常に困るのとことであつた、氏名や住所など個人を特定できるような情報は公表されてないことを説明したが、本人としては公表してほしくないとの希望が強かつた。このように、公表してほしくないとの希望が強かつたと書いてあります。

つまり、社会保険庁では、こうした公表についての問題点があることをこの時点で既に認識されているわけなんです。そして、現実に宮崎では三件とも公表しなかつた。であるからこそ、担当者の方々は再三にわたつて社会保険庁として公表しないことを一月の時点で承認したと説明されているんだと思ひます。

そういったしますと、私どもが御指摘をした六月七日に初めて知つたとされる最初の清水部長の前回の御答弁、部長御本人の話であつて、組織としてはやはり一月の時点で把握し承認したということが事実であつて、部長の御答弁は事実ではなかつたのではないのでしょうか。それとも、部長の部下である担当者が虚偽の説明を私どもに再三にわたつて言つておられたということになるのでしょうか。どちらかが虚偽の説明なり御答弁されたということになりますか、どちらでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 今お示しいただきました資料でございすけれども、一枚目は下から第二欄目のところでございすますが、公表年月日

平成十九年一月十六日火曜日ということになって
ございます。二ページ目は、今委員から御指摘の
あったところでございます。

このペーパー二枚を作りましたのは当然担当者
でございますが、実は上司への報告は一枚目のみ
をもつてやるという形でやっております。した
が、いまして、組織といたしましては、一枚目の
ペーパーの下の方で、平成十九年一月十六日公表
ということと幹部は認識していたところでござい
ます。

したが、いまして、今のお尋ねについて申し上げ
ますと、確かに担当者は認識していたわけでござ
いまして、実際、宮崎事務局に対して公表を数日
間待つようにという連絡もしておるわけでござい
ますので、その時点で公表になっていないという
状況は把握しておたわけでございますが、それ
が上司の方に上がつておらない、すなわち組織と
して把握しておらなかったということとございま
す。そういう中で先日私が御答弁を申し上げたと
いうことでございます。

結果といたしまして、私の認識自身は正に十二
日そのとおりであったわけでございますが、結果
として、事実として違う御答弁を申し上げたとい
う形になるわけでございますので、大変遺憾に存
じております。

○島田智哉子君 私も大変遺憾に存じておりま
す。

その報告書二枚目を上司には見せないというこ
とは私は全く知りませんけれども、仮に、清水部
長が答弁されたとおり、公表していない事実を六
月七月初めに知ったということが事実だとしまし
ても、その後私が質問しました前日の六月十一日
の時点においても、担当者ははつきりと一月の時
点で社会保険庁として承認したとおっしゃってお
ります。つまり、事実を確認しながら虚偽の御説
明をされたということになります。これは当然一
職員の御判断だということはある得ないと私は思
います、実際にその場に何人も社会保険庁の職員
がいらっしゃったわけですから。

虚偽の説明をすることの指示をされたのはどな
たですか。どなたの御判断ですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 本件につきまして
は、確かに担当者の不手際あるいは上司に対する
報告の不十分さということがあるわけでございま
す。しかしながら、委員からおしかりをいただい
ておりますように、じゃ組織としてどうなのかと
いうことであるとするならば、組織としてはやは
り事実関係や対応方法の確認を怠っている、組織
内の連絡が不十分である、こういうことでござい
ます。そこは大変に遺憾に思っております。今
後、部内におきます適切な対応を徹底してまいり
たいと改めて考えておる次第でございます。

○島田智哉子君 なぜこのような時期に質問者へ
の説明に対してそのような虚偽を説明されるの
か、つじつまを合わせようとなされるのか、ちよっ
と私には理解できないんですけれども、どうなん
でしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 担当官におきまし
ては、まあ言い訳になりませんが、多忙の中、
十分な意思疎通が上司あるいは更にその上の
上司とできなかったというところで反省もしてい
ます。私の方も、部内におきますこのような連
絡ミスが生じないよう意を用いていかなければな
らないというふうに考えてございます。

○島田智哉子君 私が申し上げたいのは、前回の
清水部長の答弁では、あたかも宮崎事務局の対応
が悪かったと御答弁の中でおっしゃってござい
ました、宮崎事務局で徹底されていなかったとい
うにおっしゃってございました。あくまでも宮崎事
務局の対応、社会保険事務局の対応が悪かった
と。

一人の担当者がその説明をしたとおっしゃる
のか分かりませんが、果たしてそれでよろ
しいんでしょうか。少なくとも、宮崎事務局より
報告が提出されて、その中に公表してほしくない
云々ということも書かれていて、それを踏まえた
対応でありますから、それは一人の職員、一事務
局の責任もさることながら、組織として社会保険

庁としての責任ではないでしょうか。村瀬長官、
いかがでしょうか。

○政府参考人(村瀬清司君) 今委員御指摘のよう
に、社会保険庁の組織としての問題と受け止めま
して、今後適正な事務処理を徹底してまいりたい
というふうに考えております。

それで、一点ちよつと加えさせていただきたい
んですが、先ほど十七年十月からこういう事務処
理誤り等につきまして本庁へ報告する仕組み、こ
れは実はそれまで残念ながらございまして、し
たがつて、十七年十月から正式なルートに
乗せ始めまして、それを更に庁内LANで開示を
いたしまして各事務所が間違いを犯さないように
注意を喚起していると、こういう作業を始めた
ところでございます。

その後、公表につきましては、十七年十二月
に、先ほどございましたように個別案件ごとに決
めていたわけでございますが、ある委員の御指摘も
ありまして、十八年五月以降は原則公開をする
と。ただし、個人情報、本人の御希望によつてそ
の分はやめる場合もあり得るというやり方に変え
たわけでございまして、その中で今委員が御指摘
のあったようなのが起こったということだろうと
いうふうに思っております。

○島田智哉子君 今これだけ国民が年金に、社会
保険庁に不信感を持っている。その大きな原因の
一つに、社会保険庁は事実を事実として明らかに
していないんじゃないかということがそこにつな
がっているんじゃないでしょうか。

今回、質疑に関するところで虚偽の説明が行われ
たことはささいなことなのでしょうか。私は、こ
の資料を見る限り、公表しないことについてわざ
わざ特記事項に書かれているわけですから、その
ことを知らなかったでは済まされませんし、しか
も私に社会保険庁として承認したと明確におっ
しゃいました。私はその担当の方の言葉を信じ
たいと思いますし、しかし、それでもなお組織と
しては一担当者、一事務局の責任なんでしょう
か。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金の記録が誤ってい
るということ等のいわゆる記録上の問題があるほ
かに、このような事務処理誤りが相当数上ってい
るということについては、私自身、大変大きな問
題だということに考えます。その上で、さらに事
務処理誤りというものを、ある意味で国民の皆様
から批判をいただいた上で、それぞれの職員が
もつとより自覚を持つて誤りのないようにこの処
理をしていくということも期待をして公表という
ことをさせていただくようになりましたけれど
も、そのいきさつにおいてまたいろいろと今委員
の御指摘のような意思疎通のごとというようなも
のが生じているといたしまして、本当にこれは
大変情けない事態だというように私は考えます。

この上は、もう反省に反省を重ねてこの組織の
立て直し、それからガバナンス、コンプライア
ンス、こういったものについて再建をしなければ
いけないと、このように心から思っている次第で
ございます。申し訳ございません。

○島田智哉子君 そして、私が質問する前日の夜
遅くに宮崎事務局のホームページに掲載されま
した、資料三でございます、ごらんいただきたい
と思いますが、私が質問するということと慌てて作
成されたんだと思いますが、日付も入っておりま
せん。それはそれとしまして、私は非常に気に
なりましたのは、事実として書かれている内容の
部分でございます、このたび、二つ以上の年金
受給権を有する者から選択申出書の漏れが二件発
生していると判明しましたとございまして、けれ
ども、この二件という部分、事実と言うまでもなく
三件なんですね。たとえ関係者から公表を拒否さ
れたとしても、事実までもなかったことにしてよ
ろしいんでしょうか。個人情報保護の観点が重要
なことはもちろん理解いたします。しかし、社会
保険庁が起こしたミスの事実までも帳消しにして
しまうということとは、これは幾ら何でも拡大解釈
になりませんか。いかがですか。

○政府参考人(清水美智夫君) まず、経緯を申し
上げますと、委員御指摘のとおりでございまし

になりました年金記録の問題というようなのを考えてみますときに、その意識というものを今までどおりにおいていいことがあるんだらうか、こういうことでございます。意識の改革からして、私どもはこれは変えていただかなきゃならない。そういうところから、この身分の保障というものをいったん取り去っていただいて、そして、もう先ほど来申し上げましたように、能力あるいは実績、こういうようなものに即した人事というものがもっと柔軟に弾力的に行われる、そういう公務員以外の組織、こういったものをその礎として据えさせていただいて、そこから意識の改革を図ってもらおうと、こういうような考え方で今回の法案を提案させていただいているというところでございます。

○櫻井充君 僕は違うと思っていますんですね。それは何かというと、この本、本が一冊読みまして、年金制度そのもの自体理解いたしました。

そこで、大臣、このときに、花澤さんという方が、要するにお金を集めてどんどん使えと、それから天下り先も一杯できるからいいんだと、そういうことがありましたよね。そしてしかも、積立方式だけれども、お金が使ってしまったてなくなったら賦課方式にすればいいんだと。全部そのとおりになっているんですね、全部。

つまり、あのときに、僕はこのことを指摘した際に、大臣は何とおっしゃったのかというと、草創期にはそういう人はいたろうと、しかしその後、その後の経過の中でこれと同じ考え方でない人たちが一生懸命やつたという面も私はあるんだらうと、このように思いましたと。読み直してみると、そういう人もいるのかもしれないけれども、そうでない人もいるというふうには読めるんだらうと思うんですね。

それはなぜかというと、まず無駄遣いの中でいうと、施設のことについて、調べてみてびっくりいたしました。まず二百五十六カ所、今、これ今後、グリーンピア以外売却するとかしないとかいう議論になっていますよ。しかし、その中で、

例えば社会保険健康センターのペアーレというのがありますが、これができているのはすべて平成になってからなんですね。一番遅いものは、最後に建てられているのは平成十一年に建てられているものもあります。ですから、そういうことを考えてみると、草創期の人だけではなくて、平成になっても脈々とその信念が息づいているんじゃないのかなと私は思いますけど、違いますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私が申し上げましたのは、どちらかというと制度的な面で、その著書でもって中心的に回顧談を披露している方、この人の考え方の中で、私は制度的な面について申し上げたつもりでございまして。

どんな金は使っちゃえ、金がなくなったら賦課方式に変えればまたつながつていくんだというようなことは、これはもう年金の制度的な実態の面でございます。私は必ずしもそういうことと、この今の私ども年金の事業運営に当たっている社会保険庁の問題というものの、これについて裏腹でないとは申しませんが、ちよつと別の面があるというふうな考えて前回の答弁もしたつもりでございまして。

○櫻井充君 しかし、僕は花澤課長がおっしゃっていることはほとんど実現されているんだと思うんですね。例えば、今日、資料としてお配りしておりますが、公益法人等の概要というのがございまして、ここに全部で二十五、公益法人がござい

ますが、これは実は全部ではございせん。調べ切れていないということで、実は厚生労働省の方から今日は数字は勘弁してほしいということだったんですが、私が報告を受けた数字を申し上げますと、百近くあると。年金関係だけで公益法人は百近くあるということなんです。その中のまず出てきている二十五だけを今日は提示させていただきまして。それでも二十五ありますからね、大臣。

つまり、この花澤さんは何とおっしゃっていたかという、財団とか基金とかを一杯つくって、あとはそういうところで今度、天下り先をつくれ

ばいいんだと、じゃんじゃんじゃんいろいろなものをつくればいいんだと、そういうふうな言っているわけですよ。そして、その中の厚生年金事業振興団、このところが管理しているところはちよつと幾つか分かりませんが、山のよう

にいろいろなものをつくらせてきたということですね。

じゃ、そうすると、この二十五の組織の中にどのぐらい厚生労働省なり社会保険庁の人たちが天下りしているんでしょうか。

○委員長(鶴保庸介君) 通告しましたか。その部分ですか。

○櫻井充君 ここにあるんだよ、だから。僕は数字もらっているんだから。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 厚生労働省及び社会保険庁所管の年金関係の公益法人等における国家公務員の再就職者数でございますけれども、委員が

お示しになられたこの二十五でございましたか、そういうものとその対象の公益法人が合致しているかどうかちよつと……

○委員長(鶴保庸介君) 大臣、いったん止めましょう。時間ちよつと止めてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ちよつと数は違うようでございますが……

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) (速記中止)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 委員の御指摘になられたこの公益法人等のリストのうち二ページ目の上から二つ、独立行政法人が二つございまして。これを私ども除いて集計をいたしております。そういう前提で申し上げますと、平成十八年四月一日現在で役員が、国家公務員の再就職者ですが、七十三名、職員が三百三十一名となっております。

○櫻井充君 これは通告しております、一応いただいております。その中で、今御答弁いただきましたが、もうこれだけで実は四百人の方が天下りされていると、再就職されているということと。

まだ時間の関係でもうちよつと、四十七都道府県に電話をしなければいけないので、その他の公益法人については今日は勘弁してほしいと言われましたので、それはそれで了解いたしました。しかし、大臣、この今の二十五だけで約四百人の方が天下りされていると、花澤さんが、これだと厚生労働省のOBが千人単位で天下り先も確保できるようなことをおっしゃっていました、そのこともまさしく実現しているんだと思うんですね。しかも、これは実は公益法人だけであつて、その公益法人の例えば厚生年金事業振興団のところにあるような施設、このところの人たちは多分これカウントされずに、この二十五の公益法人だけを挙げてこの数字なんです。

それだけではないで、私は二百五十六の数字の中にちよつとおかしいなと思うところがあつたのは、例えば社会保険病院とか、それから社会保険病院だけではなくて、ここにあります、一枚目の下から二つ目の全国社会保険協会連合会などは、これ介護の施設とか看護学校とか持っているわけであつて、そういうものも入っていないんじゃないのかと。

ですから、本当に今まで挙げられてきた二百五十六という施設が、あれは多分、年金単独で造られたものであつて、一部ほかのものが入っているものに關していうと、実は施設の数はもつと多しんじゃないのかと、そういう感じがしております。

更に申し上げれば、時間がないので、二枚目の真ん中ぐらいに日本老人福祉財団というのがありまして、ここはたしかゆうゆうの里等を抱えているところではなかったか。これ、もし後で違つていれば御訂正いただきたいと思いますが、このゆうゆうの里を含めて、老人施設にたしか二十億程度の融資を行つて、二千億程度の融資が焦げ付いた。僕はこれ、三年前、委員会でも質問させていただきましたが、そのときに何と言っていたかという、この融資部長は、ゆうゆうの里そのもの

のが株式か何かに投資をして失敗して焦げ付いていて、だけど、その状況は分かっていたけれども、一応そのところに融資をしたんだと。それで、その代わり、そこに行く、そこに融資をする代わりに、結果的には天下りを受け入れるとかそういうことのやり取りがあったと、私はそういうふうに記憶しております。ですから、要するに私は、まさしく花澤さんが最初に目的とされたことがすべてこういう形で実現しているんだらうと、そう思うんですよ。

その上でです、大臣、ここからです。この公益法人の中身を見ると、ほとんど似たようなことばかり書いてあるんですよ。こんな財団、全部つぶしたらいいんじゃないですか。せいぜい残すとしたら、一つにした方が私はいいと思いますね。まず、そういう整理から始めることが第一歩じゃないですか。違いますか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫) 私ども、そもそもこの年金制度につきましても、雇用者年金というものの一元化を図るといふ実態面での措置も本年のこの国会に提出をさせていただいておるわけでございますが、特に、なかならずこの年金の事業運営についての主体であったところの社会保険庁の改革というもので法案を提出させていただいております。

そういう改革を御提案させていただいた上で、今後このような傘下の公益法人等についてどういう改革をするのかということについても、これは当然次の改革のフォローアップというようなことで検討を加えていかなければならない、このように考える次第でございます。

これはよくよく精査をして、今委員が御指摘になられるように、目的の概要のところではほとんど同じようなことが書いてあるのではないかと、いろいろなことの御指摘をいただいたわけですが、これも、それら目的に照らしてもより厳格な、こうした外郭の公益法人というようなものの見直しに取り組んでいく必要があると、このように考えます。

○櫻井充君 済みません、これ、もう一つ通告してありますが、数字が出ているか出せてないか、それだけまず御答弁いただきたいんですが、この天下りしている方々の僕は給与も教えてほしいと。それから、この人たちの給与というのは年金から出ているのかどうかということに関してもきちんと出してほしい。それから、これらの施設に対して年金の保険料がどれだけの額、投入されてきているのか、そのことについてデータが欲しいと。これは通告してありますが、この点について御答弁いただけるだけの数字が今おありでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 今おっしゃられた給与等のことについては、私、ただいま用意はないわけでございますけれども、年金保険料がこうしたものの事業運営の財源として投入されているかということについて答弁をさせていただきたいと思えます。

社会保険庁、年金局が所管する公益法人等が行う事業は、国から委託を受けて行う委託事業のほか、福祉施設等の経営委託などの独立採算による事業、出版事業等の収益事業などがございまして。

先ほど申した委託費を受けて行う委託事業につきましては、委託契約上その目的外使用を禁止していることから、国の委託事業以外の事業にはこの財源を充てることができません。したがって、国からの委託費以外の財源で法人の運営がなされているものと認識をいたしております。

なお、平成十七年度から独立行政法人福祉医療機構における年金関係の融資事務に対する運営費交付金、企業年金連合会における代行返上に係る事務に対する委託費、それから国民年金基金連合会における国民年金保険料の納付事務に対する委託費、さらに社団法人国民年金協会における外国人居住者の加入手続等に関する事業に係る経費、この四つを除きまして、福祉施設事業として年金保険料を財源に実施していた委託費は全廃をいたしているということでございます。

○櫻井充君 要するに、全廃したということは今までずっと使い続けていたということですよ。それから、様々な点で無駄遣いをしていて、それがトータルとして六兆四千億という、表に出ている数字は六兆四千億ですよ。しかし、これはあくまで簿価であって時価に換算すればそんな額じゃないですね。つまり、設備投資をした時代、その時代と今の時代では額が全く違っていますから、そういう点でいうと相当少なく出ているんだらうというふうに私は思います。

〔委員長退席、理事阿部正俊君着席〕
それからもう一つ、大臣、この二ページ目の下の方の財団という公益法人は、ほとんどこれ住宅融資なんです。住宅融資で利子補てん、利子補てんのために一・五兆だったかな、使っているわけですよ。こういうことをやって、しかもこれ焦げ付いているやつがあつてこれから回収できないのも随分あるらしいんですよ。そうすると、この先また赤字になる可能性が随分あつて、なおかつ四つか五つか忘れましたが、この辺のものはみんな住宅融資なんです。みんなこぞって住宅融資やつたんですよ。

つまり、花澤さんが、何回も出しますが、どんな使えと、どんなやれというものはずうっと続いているんです、ずうっと。つまり、根本的にこの組織そのものの自体を全廃させない限り、僕は絶対良くなりません。ですから、我が党が言っているように、もう厚生労働省に年金を預けることそのものの自体が大きな問題であつて、財務省の方に移管しなければ問題は解決しないと思えますよ。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 住宅でございますけれども、住宅につきましても、これはもう年金制度が未成熟な段階で一方的に被保険者の方々が保険料を払うばかりの時代というものがあつた中で、他方、住宅の需要が非常に強いということの中、やはりこの福祉還元と申しますか、現役還元と申しますか、そういったものが必要ではないかという議論は私もこれまでの間、随分聞きました。

現に、昭和四十六年、七年、この国会の附帯決議というのがありまして、年金積立金を被保険者に福祉還元すべきということがうたわれているわけでございます。住宅融資については別の私は要因が働いてきたというふうに考えるわけでございます。

もちろん、今日においてこうしたことが引き続いて行われているということにはなりませんので、これらの整理はいたしているわけでございまして、けれども、また利子補給額についてもそうした意味合いで現役還元の一環として行われた側面も私はあつただろうと、このように思います。

特に、このことについてはいわゆる住宅金融公庫との金利差というようなことが念頭にあつて御議論される場合も多いわけですけれども、しかしこれも、この住宅金融公庫の融資が始めは割と低金利だけれども、後になるとまた金利が高いというふうな、そういう固定金利の設定をしていたのに対して、この年金還元住宅融資についてはむしろフラットの税率をこの融資期間全体を通じて設定するというところの中で、ある意味でこの住宅金融公庫との間では全部トータルをすると変わらないうようなことですから、融資の初期の段階で利子補給という形を取ったという側面もあつたようでございまして、これらについてはよくよく分析をして今後の見直しに取り組まなければならないと、このように考えます。

○櫻井充君 肝心なこと答えていないじゃないですか。財務省に移した方がいいでしょう。もう厚生労働省がこれを持っていることそのものの自体が問題なんじゃないですか。いいですか、大臣。
じゃ、住宅のことについてまずお話ししておきますが、住宅金融公庫があつたらそれに任せておいたって本当はよかつたはずですよ。ですが、そこをなぜやらなきゃいけなかつたかといつたら、何も運用先がないから、じゃ、次々行け行けどんどんになつたわけでしょう。
じゃ、もう一つ申し上げておきますが、それは

住宅を買った人にとってはプラスかもしれないけど、そうでない人は全然マイナスですからね。その買っていない人たちのお金をなぜ一・五兆もそうやって流用するんですか。こういう施設を使っている人たちは何の恩恵もないんですよ。何でそういうふうなことになるんですか。現役世代に恩恵を与えたい、広く、広くみんなに与えたいんだから、保険料率下がりやよかつたじやないですか。保険料率下がりやそれでおしまいでしょ。なぜそういうことをしなかつたんですか。そういうことをしないで、自分たちの言っていることだけの正当性を語ろうとしているところに私は大きな問題があると思いますよ。

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

ですから、もういいです、この話は。私は私の考えでこれで終わります、もう時間ありませんから。厚生労働省が、花澤さんが言っている、厚生労働大臣が握らなきゃいけないんだと、そういうふう言っている。しかし、シャープ勧告が出た際に、これは本当は年金の保険料も医療費の保険料も、社会保障税という観点に立つてそちら側に移ることになっていたはず。それを壊しました。

そして、この間、社会保険庁とか、要するに厚生労働関係は厚生労働省が集めた方がいいんだと、そういう議論をされるのであれば、公共事業費は国土交通省が集めやすい、農水省が集めやすい、そういう話になりますよ。ですから、僕は理論が全く破綻していると思います。効率的にどういうふうな形で、しかも確実に集めてくるのか、そのことを考えるのであれば、一元化した方がよほどいいと思いますよ、私は。

大臣がもしあの当時に大蔵省におられたら、恐らくこれに僕は同意してくださると思いますが、今厚生労働大臣の立場ですからイエスとはなかなか言えないと思います。しかし、もう一度だけお伺いします。端的にお答えいただきたいんですが、根本的な解決をするためには、厚生労働省からこれは僕は利権を全部放さない限り解決しないと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金というのは社会保障の一端でございまして、もちろん保険料の納付をいただくわけですが、同時に年金として給付をさせていただくと、こういうことで負担と給付の関係というものは、きちつとした経理が前提でなければならない、やはり近いところに置いて、その関係が明確になっているのがいいという見方もできるわけでございます。

それからまた同時に、国税庁ということでございますが、私どもは実は、失礼しました、私どもではなくて財務省のときはどういふことかと申しますと、やっぱり課税最低限というものを設定して行政を行うわけでございますが、これは実態的な負担と同時に、やっぱり課税最低限が税務行政に与える影響というふうなことも常に念頭に置いてさせていただいて、いや、していただいているのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

そういうことからして、国民年金という全く全員に対しての例外なく、免除という措置を伴いながらですが、建前としては全員に対して賦課をしていくという制度とは私は立脚点はかなり異なるということも考えなければならぬと。それは、現象的にいえば対象者がどうだということでは、これまで御答弁を申し上げてきたところはそれと裏腹の議論でございますけれども、いずれにせよ、本当にもうどんな批判を浴びても仕方ないようなことを今しているということを明らかにされているわけでございますけれども、是非我々この改革をするに当たってそうした御批判を浴びている点を是正してまいりたいというふうに考えておりますので、是非我々の提案についてひとつ御吟味の上御理解を賜りたいと、このように思います。

○櫻井充君 御理解しません。駄目です。

大臣、例えば消費税だつてこれは全員に賦課してありますよね。しかし、その代わり生活保護の方には生活保護費という形で給付しますね。障害者の方々には障害者の方々に対しての手当を給付し

ますね。つまり、給付の部分で手当てすれば、それは何でもできるんですよ。ですから、だれかかれかという形で選んで、集めるとか集めないとかいうことではなくて、給付の方でやれば幾らでも私は可能だと思えます。

それから、きちんとした運営がなされていればという前提を先ほど答弁の中でおっしゃいました。が、きちんとした運営がされてないからこまで来ているわけですよ。ちゃんとされていたら、問題が起これなければ何もなつてないはずなんです。それがこれだけの問題を起こしてきているから変えなきゃいけないんじゃないかということをお願いしているんです。

もう時間がなくなりました。最後に裁定のことについてもう一回伺いしておきたいんですが、この裁定の制度は、制度があるから社会保険庁の長官がやるというのは、僕はもう筋が違っていると思います。それはなぜかというところ、この本を読んでもなるほど思いましたが、その当時、法制局の関係者の方は、その裁定を社会保険庁がやることはおかしいと、最初、相当抵抗されました。しかし、最終的にはその社会保険庁の前身が、保険庁が保険者とそれから行政権限を持つから行政権限の方で裁定すればいいと、そういうことで押し切つて、どうやらその裁定権が社会保険庁の長官に行つたようなんです。

しかし、保険者機能をまともに果たしていない人たちがなぜ行政権限だけ履行できるんでしょうか。自分たちがもう一つ義務を負っているはずの、保険者としてきちんとしたお金を集め、管理し、運用するということが、そのものの自体的役割を果たしていない、義務を果たしていない人たちが、なぜ行政権限だけを振りかざして裁定をするということが許されるんでしょうか。私は極めておかしいと思いますけど。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の改革によりまして、社会保険庁の長官の権限とされているものは一番の原初的な形に修正されまして、本来の権限

者である厚生労働大臣が有することになりますけれども、そういう実務的な事業運営ということについては新しい機構の理事長が行うということになります。これは、裁定権というものをなしに職権裁定というふうなことを考えるとしたら、やっぱり私は被保険者あるいは受給権者の参画の下で裁定を行うということについては、私はプラスの面もあるというふうに思います。

要は、今委員が指摘されるように、社会保険としてやるんだつたら、本当に保険者機能をしっかりと果たしていくということが肝心な点だということはそのとおりでございます。私ども、これから運用であるとか、あるいは保険料の使途であるとかというふうなことは法律に基づいて厳格に運用して、この社会保険の保険者機能というものを非常に重大な礎というところで位置付けていかなければならない、このように考えております。

○櫻井充君 職員の方が、横領でしたつけを着服でしたつけ、そういうこともしているわけでしょう。そういうところをどうして我々が信じてやっていかなきゃいけないのか、そしてその人たちに對してそういう権限を与えなきゃいけないのか、私には全く理解できないですね。言葉は悪いかもしれませんが、これ年金泥棒ですよ。そういうことをやっている人たちに對して、なぜその人たちが裁定権を持つて国民がその判断に従わなきゃいけないのか。

基になつてデータそのものの自体、社会保険庁が持っているデータそのものの自体がいい加減なデータなわけでしょう。そして、最終的には国民がそのことを証明しなきゃいけないことを押し付けてやってくる、これ根本的に間違っていますよ。そういうことをやり続けるようなところに私は皆さんの大事な年金をお預けして、運用するとか管理するとか、僕は資格がない。ですから、何回も申し上げますが、厚生労働省は年金業務からちゃんと手を引いてほかの省庁に移管するべきだということを主張いたしまして、私の質問を終

わかります。

ありがとうございます。

○森ゆうこ君 まず、通告していただきました質問に入る前に、大臣、それから答弁される皆さんに約束していただきたいんです。

この厚生労働委員会では、発見機じゃありません。議会制民主主義の原則は、原点は、うそをつかないこと、このことは昨年のこの委員会でも申し上げました。

結果として、青木局長が私の質問に虚偽答弁をされていたことに、最後には陳謝はされましたけれども、まず最初に、うそをつかない、すべて真実を明らかにするということを、大臣、お約束していただきたいと思えますし、その他の答弁者に対してもそのように御指示いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) もともと、国会審議における論議というのは、特に私も政府を預かる者の発言というものはしっかりと真実あるいはデータに基づいて行わなければならないということとは言うまでもないことであるというように考えます。特に、今回の年金記録問題についていろいろ国民の皆さんに心配や不信やを買っているわけでございまして、私どもとしては、そのことを考えるときにも、この記録問題についてはもうできるだけ真実を明らかにした上で御議論をいただきたいと、このように考えているところでございます。

○森ゆうこ君 できるだけじゃなくて、すべて真実を明らかにしないとこの問題は解決できません。そういうことを言っているんです。

今ほど櫻井委員から横領の話がございました。社会保険庁職員が年金保険料を横領していた事実が会計検査院から指摘をされております。横領した金額については既に返納済みということなんですけれども、職員による横領件数と横領総額は幾らでしょうか。

○政府参考人(清水美智夫君) 平成元年度から平成十四年度まで、十四年度間の会計検査院の決算

検査報告によりまして当庁職員の不正行為として記載されているもののうち年金保険料にかかわりますものは、件数として三件でございます。金額は一千九百七十七万三千二百七十円ということでございます。まして、事案としましては、いずれも被保険者の方から受領いたしました年金保険料の一部を国庫に払い込まず、これを不法領得したものでございます。

なお、今日ではシステム上、再発防止策を講じているところでございます。

そこで、委員から既に全額弁済されているのではないかと御指摘ございましたが、実は三件のうち二件は確かに全額弁済が不正行為者からされておるわけでございますけれども、一件につきましては不正行為者が自殺いたしました。また相続人が相続を放棄したということでございまして、債権消滅という形の整理となつてございまして。

○森ゆうこ君 この件についてちょっと時間取るわけにいかないんですけれども、私はそもそもそれがすべて横領額の総数かどうかとも分らないと思うんです。記録自体の、そもそもその記録が根本がもう崩れているわけですから、どこでどうチェックするのかわかり言って分からないと思います。次の質問があるから、ちょっと飛ばしますけれども。

昨年から今年五月まで、定年以外の理由で退職した社会保険庁の職員数及びその理由を教えてください。

○政府参考人(清水美智夫君) 社会保険庁職員の定年退職以外の退職者数でございますが、現在把握しております範囲において申し上げますと、平成十八年四月から本年三月までの間に社会保険庁全体で四百七十八名ということになってございまして。その主な理由は、自己都合又は勧奨退職、これらが主なものでございます。

○森ゆうこ君 自己都合というのはいろんな理由があると思うんですけれども、勧奨退職というのは、それは天下りということですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 勧奨退職とは人事刷新のためでございます。後進に道を譲るためのものの退職ということでございまして、必ずしも再就職したかどうかとは直接結び付くものではないでございます。

○森ゆうこ君 何人ですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 勧奨退職につきましては、先ほど申し上げた期間のうちで八十七名でございます。

○森ゆうこ君 そのうち何名の方が、かなり大勢だと思ふんですけれども、そのうち何名の方が公益法人等、先ほど御指摘のありましたような様々な団体に行かれていらっしゃるのでしょうか。

その理由ということで、退職した職員の数及び理由。

○政府参考人(清水美智夫君) 国家公務員の退職後の就職状況につきましては、一般的に政府が把握することではございませんので、今お尋ねの件については私も把握していませんのでございまして。

○森ゆうこ君 それはおかしいんじゃないですか。二年間は、あるんじゃないんですか、ちょっと、簡単に答えてください。

○政府参考人(清水美智夫君) 確かに、国家公務員法百三条によりまして、退職後二年間は、在職中五年間の間に深くかかわった民間会社のポスト、営利会社のポストに就いてはならないという規定がございまして。

十八年について言いますと、それは人事院承認がなければいけないという規定でございまして、そのような人事院承認を要するような案件はこの期間、把握してございません。

○森ゆうこ君 その他の退職者も非常に多いというところで、仄聞ですけれども、この社会保険庁の現在そして未来に失望した方々も大勢いらっしゃるという、これは仄聞でございまして。

それで、横領した、先ほどの件ですけれども、横領した年金保険料が消えた年金になつてはいる可能性というのはいかがでしょう。

○政府参考人(清水美智夫君) 保険料につきましては、現在、ほとんど、九五%以上が金融機関経由でございまして、この場合によりまして、現金横領のチャンスは当然ございせんし、請求額、納付額との突き合わせは当然やっておりますので、機械操作による横領の可能性もないのかなというふうに思っております。また、現金横領につきましても、領収書の控えと日銀代理店への現金払込通知書などの突き合わせをやっておりますので、この面からも、現金横領についてはまず横領はないかなと思っております。

また、先ほど申し上げました多額の保険料横領の事案の反省を踏まえまして、事務手続上の工夫を重ねてございます。特定のカードでないオンライン記録への入力ができない、また、その出力結果も当然、別人がチェックするというふうな形を現在取つておるところでございまして。

このような会計手続、事務手続を取つてございまして、横領というのは今日、基本的に考えられないわけでございまして、また、もう一つ別の面から申し上げます、職員が仮にいろいろな手続をいかくぐつて保険料を横領したと仮定をいたします。その場合には保険料が国庫に入つておらないわけでございまして、未納扱いになります。未納の保険料につきましては、当然、厚生年金の場合は督促、国民年金の場合は納付督促、それらが行われるわけでございまして、厚生年金のような場合でございまして、十日ほどでなぜかおかしいことが分かる、国民年金であれば一年、遅くとも一年以内に発覚すると、そういうようなことで、まず消えた年金というふうな形にはつながらないのではないかと思っております。

○森ゆうこ君 今は全然説得力ありませんよ。この間の審議において、様々な記録が紛失されている、そしてそれが全然確認されていないという前提があるわけですから、今のは全く私は説明になつていないと思います。

それで、そもそも、まず、ちょっと保険料の納入額総額、そして給付金の総額、そして残高、ま

た。しかしながら、この十五年の十二月から年金

給付システムの総点検という形でこれを、全部の見直しをいたしまして、最終的には十七年の四月にその結果を公表させていただいたところでございます。この結果、平成十五年六月に公表した事象を含めて、総計で二十七の事象の給付誤りが判明し、このうちプログラム誤りによるものが十五事象であつたというふうに承知をしております。

このプログラム誤りの原因でございますけれども、その相当部分のものが、システムの基本仕様を定めるときの基本設計書の策定段階におきます社会保険庁側の指示の誤り、あるいは指示の漏れであつたと。正確に申し上げますと、十五事象のうち十三事象が社会保険庁側の指示誤りであつたというふうに確認をしております。

そういうことを踏まえまして、このプログラム誤りによつてこの給付の誤りが過払い、あるいは未払という事象が生じたというふうに申し上げたところでございます。

○森ゆうこ君 その後、年金給付システムの総点検についてというのが平成十七年四月一日に社会保険庁から出されました。その中で様々な事象を、事例を挙げて、そしてそれによる被害額等出ているんですけれども、この中で「在職老齢年金に関する事象」ということで、基礎年金番号導入時の事務処理誤りにより、基礎年金番号の管理記録の情報が不完全であるため、年金額の改定処理が行われず、未払又は過払いが判明した、これが千百一人、そして金額は確定せずという報告がございました。

つまり、あの三年前の年金国会のときに、プログラムのミスだ、システム上のミスだった。私は、SEでないんじゃない、どうしようもないんじゃないかというのを指摘した。その後、SEを雇うようになった。でも、そうじゃないんじゃないですか。これを大々的に調べたときに、この結果に書いてありますよね。基本的な情報が不完全であるために、年金額の改定処理が行われずと、ここに書いてあるじゃないですか。あの三年前の年金国会のときにもう既に分かっていたんじゃないですか。

○政府参考人(青柳親房君) ただいまのお尋ねは、在職老齢年金に関するところについてのお尋ねかと存じます。

これも含めまして、先ほど申し上げましたように、二十七のうちの十五がシステムの誤りである、残りのものは、広い意味での事務処理誤りというのの当然ございました。だから、そういう意味では、ただいまの委員の御指摘の件については、そういう意味で、純粹にシステムの責任に帰し得ない事務処理上の誤りもあつたという意味ではおっしゃるとおりかと存じます。

○森ゆうこ君 いや、こんなに大量に既にあのときにあつたと分かっているんじゃないですか。この三年間何もしてこなかったということでしょう、去年、大きく言う。今回、大々的にマスコミによつて報道されるまでほうつておいたということじゃないですか。おかしいですよ。ここに書いてあるんですよ、社会保険庁の記録、報告に。あのとき、システム上のミスだ、システム上のミスだと私たちに説明したじゃないですか。あれはうそだったんですね。そういう状況でよく百年安心の年金抜本改革だと言つてよく強行採決しましたよね。改めて私は怒りが込み上げてまいります。

それで、現在判明している皆さんの記録管理の下では、そもそも五年の時効が、時効自体が無効ではありませんか。

○政府参考人(青柳親房君) 年金の支払を受けてます権利は、繰り返しの委員会でも御答弁させていたいただいておられますように、会計法の規定に基づきまして、権利の発生から五年を経過した時点で時効によつて自動的に消滅するというのが現在、現行制度の扱いでございます。これは、国のあらゆる歳入歳出の共通ルールとして例外が認められていないものというふうに承知をしております。社会保険庁が行つております年金記録の管理につきましては、大部分の記録は適正に管理されているというふうに承知をしておりますが、その一部に適正に管理されていなかったものがあつたのも、これは事実でございます。

今回御審議をいただいております、議員立法で御提案をいただきました年金時効特例法案は、こうした年金記録問題に対します包括的な対応の第一環として、年金記録の訂正に伴う年金の増額分が五年で時効消滅するという問題について解決を図つていただくものであるというふうに承知をしております。

○森ゆうこ君 いや、今回の議員立法だつて救済されない人はたくさんいるんですよ。そもそも、そんなもの出さなくつたつて、こんな基本的なミスの上に五年の時効なんというのはそもそも無効だと私は思います。

今回の法案は現在の消えた年金問題により噴出した様々な状況を踏まえたものなんですか、端的に伺います。大臣、いかがですか、大臣。簡単に答えてください、そうなのか、そうじゃないのか、時間がないんで。

○政府参考人(清水美智夫君) 社会保険庁につきましては、これまで事業運営に関しまして様々な問題が明らかになったわけでございます。多くの不信を招いたわけでございます。このため、今回の法案によりまして、社会保険庁を廃止いたしまして、新たに年金実務を担います非公務員型の日本年金機構を設立して、非公務員、国民の立場に立つた組織への大転換を断行することとしたわけでございます。

今回の年金記録問題につきましても、やはり組織の体質によつて出てまいりますところもあるわけでございます。今回の法案によりまして、組織の問題、大きな転換ができる、かように考えておるところでございます。(発言する者あり)

○森ゆうこ君 うそつきに質問しても始まらないという御指摘がございしますが、私は、このまま社会保険庁が解体されれば、だれも責任を取らないまま問題がうやむやになると考えますが、いかがですか、長官。

○政府参考人(村瀬清司君) まず現在、私として

やらなきゃいかぬことは何かといいますと、やはり国民の皆様が年金に対する信頼を回復することだろうというふうに思っております。したがって、年金記録への新対応を確実に実施いたしました、記録の統合等に懸命に努力し、責任をしっかりと果たしていくことが私の仕事だろうと思っております。

一方、機構設立後におきましても、当然のことながら国が年金記録に対して責任を持つことは変わりない、問題をうやむやにすることは毛頭ないというふうに考えております。

○森ゆうこ君 大臣に伺います。

今回の法案は廃案にして出直すべきではないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 先ほど御答弁申し上げましたように、今回の年金記録の問題も、やはりこの社会保険庁の職員の方々の意識というものの、やはり公務員であることに寄つ掛かるようなそういう甘さがあつたと。本当に国民の大事な年金をお預かりしているということに対して、もう厳しく毎日毎日自分を律して取り組む、間違いをもう極力なくすというような、そういう取組というものの意識改革というものを図つていかなければならない。それには人事の面において、やはり公務員というものを離れて、そして厳しい人事の管理の下でそれぞれが身を律してこの問題に取り組むという体制が必要であると。

それからまた、民間的ないろいろな勤務の仕方と事業への取組というものを展開することによつて納付率の向上などに取組まなければいけないということであると我々は考えておりまして、その意味におきまして、私ども、この法案を是非御理解の上、成立させていただくこともまた今回の問題を解決に導く大きな一歩になると、このように考えておりまして、その意味での御理解を是非お願い申し上げたいと、このように考えております。

○森ゆうこ君 さつきから皆さんから理解できませんという返答が各委員の方から出されております。

すけれども、私も全く理解できません。今回のこの問題は国家による振り込み詐欺ではないかというふうには言われております。年金がもらえると国民を欺いて保険料を払わせたけれども、社会保険庁の事務処理ミスなどで記録が残っていないため、自分が支払った保険料に見合う額の年金が給付されないなどということは、これこそ国家的な振り込み詐欺に当たるのではないかと私は思います。

社会保険庁の事務ミスなどによってもらえるはずの年金を受給できなかった国民の怒りは膨らむばかりであり、それこそ社保庁の行為は詐欺罪に当たると言われても仕方がないんじゃないでしょうか。仮に詐欺でないとしても、自分が支払った保険料に見合う額の年金が給付されず保険料が国庫に入ってしまうということは、民間でいえば背任罪又は横領罪に当たるのではないかと思います。御認識はいかがでしょう。

いえ、政府参考人はいいます。大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫) 保険料を払っていただいたというものがきちんと給付につながるといふ、そういう年金記録の必要な訂正というものを必ずやり遂げるということを、私も新しい対応ということで決定をし、発表をさせていただき、また実施に移す、そういうことを考えているわけでございます。したがって、今委員が仰せのように、背任とか詐欺とかというようなことは、我々、決してそういうようなことのないような取組を行うということを決めていただいているわけでございます。是非こういっていただいても御理解を賜りたい、このように考えます。

○森ゆう子君 そうおっしゃいますけれども、国民感情としては、まじめに払ってきたのに一方的な社会保険庁のこれだけのミスでもらえるはずだった年金がもらえない、詐欺じゃないかと言われたって、これは当然でしょう。

じゃ、今、詐欺罪じゃないとおっしゃいましたけれども、これまでの質問を通して、社会保険庁の事務処理ミス等は詐欺罪に当たらないと

おっしゃいましたけれども、じゃ、今回の事態について、国家賠償法第一条の、公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を与えた場合という規定に基づいて賠償請求をすることも考えられると思いますけれども、この点についての認識はいかがでしょう、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫) 我々は、そういうふうな結果においても受給権者の皆さん又は被保険者の皆さんに損害を与えるようなことを生じさせない、こういう固い決意の下で今回の記録問題に対処したそうと、こういうふうに考えているわけでございます。不法行為による国家賠償責任というように、御言及があったわけでございますけれども、私も、私も国民の皆さんからそのようなことをなされるような、そういうような事態というのは決してないようにはいたしてまいりたい、このように考えております。

○森ゆう子君 そうおっしゃいますけれども、私、地元でも本場に大勢の方から怒りの声、そして相談、どうしよう、いろんな声いただいているんです。

最後に、この昨日いただいたお手紙。この方は長年、自民党を支持されてこられた方だそうでございます。御商売の関係で私のところにこの手紙をよこす、そして推薦状をよこすのを随分ためらわれたそうですが、余りに今回の問題ひど過ぎるということで、意を決して私のところにお手紙をよこされました。

十二年前から私は母と同居、無収入のため扶養してききました。自分の親ですから仕方ありませんが、子供を学校に通わせながら老母の生活の一切合財を背負うということは並大抵のことではありませんでした。そのころです、景気の悪化とともに私の会社の業績もひどくなり、社会保険料が払えず滞納した時期がありました。多分、十か月くらいだったと思います。そのときやってきた徴収担当者の言葉は今も忘れられません。社会保険倒産って聞いたことありますか、このまま払わない

と取引銀行に調査を入れて預貯金や売掛金を差し押さえたたら倒産するんですよと恫喝され、悔しくて泣く泣く借金をして払いました。四、五年前のことです。あのお金も湯水のように使われたんですね。連日報道されている年金問題、特に前の社保庁長官の発言や常識外れの退職金のことともう聞きたくありません。いや応なく聞かなくては、年金的ない母のこと、あのときの悔しさが胸を苦しめるのです。

○藤末健三君 民主党的に藤末でございます。

私は、先週の質疑に引き続きまして、社会保険庁のコンピュータのシステムについて御質問申し上げたいと思います。

先週もいろいろ議論ございましたけれども、社会保険庁のコンピュータシステム、特にNTTデータの契約は非常に変わってございまして、電話の通信契約とほとんど同じという状況でございます。

ここに一つの文書がございます。昭和五十二年八月十七日に日本電信電話公社と社会保険庁が結んだ契約でございまして、社会保険業務の新しい事務処理方式のシステムの建設についてというのがございまして。これは何かと申しますと、普通のコンピュータの契約はコンピュータの機械をレンタルして借ります。そこにコンピュータのソフトウェアを作ってくださいと外部に委託をして作ると、そして運用するのが普通のコンピュータの契約、システムの契約です。ところが、社会保険庁は何をしていられるかと申しますと、NTTさんに丸投げをしていられる。どういうことかと申しますと、コンピュータの端末を、画面にデータを入れることはできるけれども、あのほかは全部タッチできない、いじれませんよというような契約になっております。データ通信サービス契約という契約を結んでおられるわけでございます。

この非常にいびつな契約になっている、自分たちでデータにも触れない、プログラムも作れないという状況になっていまして、これが今のこのデータの、五千万件の消えたデータの処理、できない理由の一つではないかということをお聞き申し上げました。

そして、先週私がお聞きしましたのは、このNTTデータが作ったプログラムの所有権、社会保険庁にあるかNTTデータにあるかということをお聞きしたんですけれども、もう一度お聞きします、青柳部長に。NTTデータが作ったソフトウェア、プログラムはどちらに所属するんでしょうか、所有権はどちらに属するんでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) 冒頭よくと藤末議員にお呼びを申し上げなりましたが、前回の質問の際に、私、若干混乱がございまして、答弁をさせていただいた点に間違いがございました。

まず、結論から申し上げます。記録管理のシステム、それから基礎年金の番号管理システム、これはNTTデータの作っているものでございます。これに係りますソフトウェアはいわゆる知的所有権に係るものでございますので、プログラムそのものの所有権というのはない。その代わりに、著作権という形でこの知的所有権があり、これがNTTデータに帰属しているということでございます。

○藤末健三君 申し訳ないですが、ダブル虚偽答弁じゃないですか、それは。所有権、著作権がNTTデータにあるということは確認済みなんです、契約上。

そしてもう一つ、私は財務省の法規課に連絡をして、所有権はどちらにあるかって確認したんですよ。所有権はNTTデータにあるという答えをもらっている、僕は、NTTデータの方にあると。財務省の法規課ですよ。

そして、ここに紙ありますけれども、社会保険庁さんからの文書で、NTTデータの作ったプログラムの所有権はNTTデータにあるというのは文

書でもらっているんですよ。また言うんですか、そういうことを。

じゃ、ついでにもう一個聞きましょう。コンピュータのプログラムの所有権そして及び著作権はNTTデータさんに所属すると。もう一つお聞きしたいのは、コンピュータの上に書かれている、コンピュータの中に入っているデータ、年金データの所有権はどなたがご持ちでしょうか。

○政府参考人(青柳親房君) オンラインシステムにおいて管理されている被保険者それから年金受給権者の記録、これにつきましては国の所有というふうに認識をしております。

○藤末健三君 国の所有ですか。著作権はあるはずですよ、著作権は。データを書き換えたりすることはできるけれど、コンピュータの上にあるデータは社会保険庁が持っているんですか。違うでしょう。

じゃ、具体的な事例をお聞きます。登録しているじゃないですか、きちんと私が事前に、一週間前から。NTTデータのシステムがありますよね。それを、例えば社会保険庁の方がプログラムを作ってデータを自由にいじれますか。所有権があるわけでしょう、どうですか、契約上。

○政府参考人(青柳親房君) 勝手にプログラムを社会保険庁の人間が書いていじるといことはできないという認識をしております。

○藤末健三君 まず、データを社会保険庁の人間がいじって変えることはできないですよ、今、もう一つあるのは、例えばこのデータをですよ、外部に持つていって、外部の別の会社処理してくださいということ考えた場合ですよ、NTTデータが、私はデータは、コンピュータに入ったデータは渡せませんよと言ったら、もう作業できないわけでしょう。どうですか。NTTデータが磁気データを渡すということを拒否できるはずですよ、契約上。

○政府参考人(青柳親房君) おっしゃるような作業をする場合には、NTTデータに何らかの承諾

を求める必要があると考えております。

○藤末健三君 じゃ、所有権なんかはないじゃないですか。自分でデータもいじれませんか、年金データを。そのデータをほかの事業者に渡して加工することができないんですよ。

二回も虚偽答弁しているよ、これ。三回じゃないですか。委員長、どうですか、こんな。ひどいな、もう一回、それきちんとやってくださいよ。止めてください。止めてください。

○政府参考人(青柳親房君) 説明が不十分であれば申し訳ございませんでした。補足をさせていただきます。

正に、データというふうに今議員がおっしゃったものについては、磁気ディスク上に書き込まれたデータそのものは国の所有物ということでございますので、これは国が所有しているということと間違いないと認識しております。

ただし、お話があったのが、要するにデータをどこかに書き換えて移すというお話が今ございました。そうすると、その移すための言わば方法は、これは正にプログラムを、一定のプログラムを介して移さなければなりませんから、そのプログラムを言わば使用して何か一定のことを行うためには、NTTデータの承諾が必要だということになるかというふうに考えております。

○藤末健三君 いいですか、もう一回聞き直しますよ。

じゃ、このデータの、このファイルのフォーマットありますよね、フォーマットというかこの様式、コンピュータ上にデータが書かれている方法、これは権利どっちにあります。社会保険庁さんですか、NTTデータさんですか、ちよっと専門的な話ですけれども。

○政府参考人(青柳親房君) これは、著作権がNTTデータに属するというふうに認識をしております。

○藤末健三君 そうしますと、このデータと同じ形である限りですよ、NTTデータのデータをほかの会社のデータに移しても著作権は残るんです

よ、NTTデータさんに。社会保険庁さんは勝手にいじれないんですよ、この契約上。いじれないじゃないですか、全然。作業できないじゃないですか。所有権があるっておっしゃるならば、データの、年金データの所有権があるっていうことは、自由に社会保険庁さんがいじれるはずなんですよ、データを。それはできないということでしょう。イエスかノーかといったできないじゃないですか、今までの話でいうと。

そういう、いや、大臣聞いてくださいよ。こういう契約をしているんですよ。実質的、所有権の概念、NTTデータしかもう使えなくなっているんだから。

○政府参考人(青柳親房君) ただ、データという形で個々に書かれております記録は、これまた逆に言えば、NTTデータが勝手にその改ざんをすることはできませんので、私も例えば一定の法律なりに基づいて、その書換えが必要であればこれを書き換えるための指示をする、ないしはそのプログラムを組んでもらうということになるわけでございます。

○藤末健三君 よろしいですか。著作権はあるんですよ。簡単に言うと、社会保険庁の方は端末を通じてデータを加工しますと。データを入れたら、間違っていたら直しますと。データをいじること、著作権はNTTデータにはないんですよ。NTTデータさんがデータを書き換えることはできません。これはまずよろしいですよ、ね。よろしいでしょう。

ところが、コンピュータにいったん入ってしまったら、もうNTTデータさんしか処理ができなくなっているんですよ、もう。いろんな統計処理もそうですよ、突合処理もそうですよ。それでよろしいでしょう。そして、そういうことはどういうことかという、著作権はあるけれど、磁気ディスク上に、コンピュータの中に入っている記録の所有権というのはないんですよ。著作権はないんですよ。よろしいですか、それで。

○政府参考人(青柳親房君) 甚だ失礼かと存じま

すが、実はデータ通信サービス契約約款上は、そのソフトウェアの著作権は当社、NTTデータが作成、変更したソフトウェアについて、その著作権は当社に帰属しますというのが契約上の条項なものですから、それで作成、変更したソフトウェアの著作権はNTTデータであるというふうに申し上げたつもりでございます。

○藤末健三君 よろしいですか。ここに保険オンラインシステム覚書というのがあります。これはNTTデータさんと社会保険庁さんが結んでいるもの。そして、社会保険オンラインシステム記録書、覚書みたいなのもまたあるんですよ。これを全部見ますと何が書いてあるかというと、私が申し上げましたように、著作権はあるから社会保険庁さんはデータを入力したり、例えば間違ったデータを書き換えることはできませんと。ところが、もうコンピュータに入ったデータについては、例えばプログラムを作って何かいじったり、あと外部に持つていって処理をしたりすることはできなくなっているんですよ、全く。そういう理解でよろしいですか。

ですから、NTTデータがこのコンピュータに入っているデータはもう渡しませんよということ言えば、というふうになれば、もう社会保険庁さんはコンピュータシステム上のデータは使えないんですよ。それでよろしいですか、認識は。

○委員長(鶴保廣介君) 速記をお止めください。(速記中止)

○委員長(鶴保廣介君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(青柳親房君) このデータについて実質的にどうなっているかという件についてはたゞいま藤末議員の御指摘のとおりかと存じます。が、形式的な、例えば著作権ということに関して申し上げれば、先ほど私がデータ通信サービス契約の約款の一文を引用しましたとおり、NTTデータが作成、変更したソフトウェアについて、その著作権はNTTデータに属するという形に

なっております。

○藤末健三君 私がお聞きしたのは、コンピュータの中に入っている年金のデータ、この所有権はどちらにありますかということをおしやったら、部長は社会保険庁にあるとおっしゃったんです。間違いないですか、それ。あなたがおっしゃっているのはもう本当にひどいんですよ。

先週の答弁では、ソフトウェアの所有権は社会保険庁にありますよとおっしゃった。そうしたら違った。そうしたら所有権という概念はないんですよ。今日の答弁では、所有権の概念はない、著作権の概念でコンピュータのソフトの著作権は社会保険庁にあるということをおっしゃる。ところが、財務省に確認し、そして、あなたの部下から文書をもたらしていますよ、私は。社会保険庁のコンピュータシステムの所有権はNTTデータにあるということをおっしゃっている。

そして、今また、NTTデータのコンピュータに入っている年金のデータ、所有権はどちらですかということをお聞きしたら、いや、社会保険庁ですとおっしゃる。ところが、社会保険庁のものだと言っているけれども、一切いじることではないじゃないですか。それが所有権なんですか。著作権しかないんですよ、契約に書いてあるように。ほかの覚書にもそう書いています、いじれないって。

こんないい加減な答弁を許せますか、委員長、本当に。誠実というか、虚偽回答の繰り返しじゃないですか、あなたは。

ちよつと止めてください。止めてください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしていただきたいと思います。

○政府参考人(青柳親房君) 度々御迷惑をお掛けしました。

先ほどお尋ねにもございましたが、この私どものオンライン上のデータは、NTTデータの承諾がなければこれを例えば他のところに移すという

ようなことはできないという性格のものでございます。

○藤末健三君 そういうことですよ。ですから、NTTデータでしかもうできない。

ですから、このプログラムの著作権、所有権、そして先ほどおっしゃったようにデータを、年金の記録データもNTTデータがオーケーしなきゃ移せない。プログラム著作権、所有権もNTTデータが持ち、そして年金データもNTTデータが許可しなければ使えないという状況ですから、結局、これはNTTデータへの丸投げになるわけですよ、随意契約に。

私、大臣にちよつとお聞きしたいのは、先週の御質問で、平成二十三年に導入予定のオープンなシステムがございましたよね、それを前倒しで導入してはどうでしょうかということをお聞きしました、私は。そして、昨日、何かちよつと新聞を見ていますと、中川政調会長も前倒し導入すべきじゃないかということをおっしゃっているんですけれども。

先週、御検討いただくということで、新しいシステムの前倒し導入を御検討いただくということとで回答いただいているんですけれども、結論はいかがでございますか、新しいシステムの前倒し導入。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今委員が御指摘のように、私どものコンピュータシステム、レガシーシステム、古い形のシステムでございますが、その見直しにつきましては平成二十三年度に向けて必要な予算要求をしていると、こういう状況です。

しかし、そしてこの御提案は、その新しい最適化システム、あるいはオープンなシステムと言わせていただきますが、そのシステムを前倒し実施できないか、あるいはその一部を今のレガシーシステムに置き換えることができないか、こういう委員の問題提起を受けたわけでございますけれども、いずれも我々の検討の結果は、これは難しい、できない、こういうことでございます。

○藤末健三君 そうすると、平成二十三年までの今の随意契約をずっと続けるということですか、大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 基本的にそういうことにはなりますが、ただ、今度の、今度の作業につきましては、一部、先ほどの委員と青柳運営部長の質疑応答の中にも若干出てまいりましたけれども、NTTの承諾の下でデータを取り出すと、そしてそのデータを新しいソフトに入れて、我々の必要とする作業を今のNTTのシステムよりもっと効率的にできないかということを検討してもらおう、それは別のシステム設計者に検討してもらおう、こういうことを今私どもは考えていると、こういうことは言えるわけでございますけれども、何かそういうことの結果、非常にいい果実が出てきて、そういった道がたどれるかどうかというのは全く今の段階では確言することはできないという状況でございます。

○藤末健三君 大臣、これは本当に早くやつてくだされよ。これは提案ですよ、私。

新しいシステムを用いて、今ばらばらのファイナル、もう四種類あるんですよ、最低でも。もつと調べたら六種類あるんですよ。それを一つにまとめて、今の古い、レガシーと言われていたコンピュータじゃなくて、最新のコンピュータを使わなきゃ無理ですよ。僕、多くの、何人かのコンピュータの専門家に聞きましたら、三人が答えました、そういうふうに。やつてくだされよ、是非。

そして、私が申し上げたいのはNTTとの随意契約ですけれども、私は、その契約さえもう非常にいい加減だと思ふんですよ。

何かと申しますと、私は先週、社会保険庁の方にNTTデータと利用の契約いただききたいということを申し上げました、一週間前に。そうしたら、まだ今日も出ていません。これはあるんですか、契約書は。どうなんですか、これ、青柳部長お答えくださいよ。

○政府参考人(青柳親房君) システム開発におき

ます委託企業との契約書あるいは見積書等の情報開示につきましては、その内容の一部でありますところの、例えば人件費の単価でありますとか工数、こういったものを開示することによりまして、その契約の相手方の利益を害するおそれがないかどうかということの調整を行う必要があるというふうな一般的な理解をしております。現に、相手方のベンダーさんはそういうことに対して大変懸念をお持ちであるということも仄聞しておりますので、私どもとしては、この調整をきちんと行った上で、その確認でき次第、お知らせをさせていただきますというふうに考えております。

○藤末健三君 これ、私が二〇〇五年に決算委員会でも御指摘申し上げていたんですよ。そのときに、当時は契約書はなかったんですよ、NTTデータとの。それで、私は決算委員会でも会計検査院に検査をしてくださいということをお願いしたんですよ、会計検査院の方おられますか。

社会保険庁のこのシステム、NTTデータとの利用契約、あつたかどうかというのを結論だけ教えてください。

○説明員(千坂正志君) 会計検査院では、社会保険庁のデータ通信サービス契約につきましては、多額の経費が投じられており、社会的関心も高いことなどから重要な検査事項と考えており、毎年度検査を実施しているところでございますが、平成十八年度までの契約に係る契約書は作成されていなかったと承知しております。

○藤末健三君 また虚偽答弁だよ。あなたは本当に国会を何と思つていらっしゃるんですか。我々は真摯に、この年金の問題がね、直して、私はもう、話にならないよ。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めください。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしていただきます。

○政府参考人(青柳親房君) 大変申し訳ございません。

せん。

まず、これまでの契約についてでございますが、これは藤末議員からも度々御指摘のございましたデータ通信サービス契約という契約がこれまでの契約でございました。したがって、データ通信サービス契約は、一般的に契約が契約書の代わりをしておりますので、改めて契約書を結ぶということがございません。利用の申込みということをもって言えば契約に当たるというやり方でございました。

これは、ただ、甚だ非常に不明確でございますし、それから多額の費用を投ずるやり方として不適切であるという御指摘をいただいているところでございますので、本年の二月からこれをいわゆる長期利用契約に切り替えるという契約の変更をさせていただきまして、現在は十九年二月以降、二十二年までの長期契約でございますが、契約を結ばせていただいているところでございます。四月までの間の長期契約を結ばせていただいているところでございます。

○藤末健三君　もう本当にね、勉強してください。部長がおっしゃっているのは、データ通信サービス契約約款ですね。これは契約ではございません。平成十一年七月一日に結ばれて、今まで通用しているかもしれませんけれども、これの、手元をお持ちですか、五条を読んでください。利用契約を結ばないといけないと書いてあるんですよ。これに、約款に、何で結ばないんですか。会計検査院の方は指摘しているんですよ。ちゃんと。もう、いや、いいですよ、これは本当にもう、話にならぬ、こんなのは。

大臣、私は、あれですよ、国家公務員のこの異常な対応は何ですか、これ。私は昔、国家公務員をしていました。国会でこんなめんどくさな答弁をする方はいないですよ。僕は本当に、国家公務員法の八十四条、八十二条、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った者は処分できるとあります。国家公務員法で処分されませんか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君)　これは、今委員は普通

契約約款で、データ通信サービス契約についても普通契約約款そのものに利用契約を締結するということが枠組みとして前提になっていると、こういうことでございますけれども、この契約が結ばれるべき時期というのは非常にさかのぼっているか、これは行政の継続性の立場から今、青柳運営部長が御答弁に当たっているわけですが、そういう継続性の観点から彼は責任を持っています。わけですけれども、やはり事柄によっては更にさかのぼっているという調べた上でお答えせざるを得ないということも御理解賜りたいと思います。

○藤末健三君　皆さん、これ見てください、この薄い紙。これで見積りです。見積書が出てきて、契約書がないまま見積書に印鑑を押してお金を払っているんですよ。年間一千億円。これ、何枚ですか、五、六枚ですよ。これは事実ですよ、青柳さん、多分御存じないでしょうけれども、中身を。こういう、年間一千億円、累計一兆円もの契約が、八年前のこの約款というものに基づき、契約もなく見積書だけで払われているという状況。(発言する者あり)天下りもいますよね。こういう状況は何なんですか、これ。

会計検査院にお願いしたいんですけれども、検査に入ってください。会計検査院法の三十一条に基づく懲戒もできるはずで、会計検査院は今、総務省に設置されている第三者機関、これは総務省設置法四十四条の十七号に基づいているんですよ。行政評価しかできません、行政評価しか。評価をするだけ、ちゃんとやっているかどうかを評価するだけなんですよ。処罰はできないんですよ。会計検査院は会計検査院法の三十一条に基づき処分ができる、処分ができる。そして、もう一つございいます。予算執行職員等の責任に関する法律にもございいます。これは、予算を適正に使わない場合、その損害を会計検査院が査定し、損害賠償を求めることができるという法律があります。

会計検査院に一つお願いしたいのは、検査に入っていただきたいんですよ、この異常な契約の状態に。いかがですか。

○説明員(千坂正志君)　契約書の作成を省略でき

る場合については、予決令等に定められているところでございますが、契約の性質又は目的等から見て契約書の作成を省略することが妥当であったかどうか、十分検査してまいりたいと考えております。そして、検査の結果、会計検査院法第三十一条、それから予算執行職員等の責任に関する法律第四条で定める要件に該当する事態が認められる場合には、それぞれの法令に基づき厳正に対処してまいる所存でございます。

○藤末健三君　是非、会計検査院には至急に入っていただきたいと思ひます。これだけの問題があります。大臣、柳澤大臣、これだけの問題があるんですよ。これをとらえてください、きちんと。契約さえもきちんとしてきていない。年間一千億円も払うような内容がこれだけですよ、このべらべらな紙だけで払われているんですよ、大臣。多くの方からいただいた大事な大事な年金から払われているんですよ。この状況を本当に真摯にとらえてください。至急調査をして処分をしなければならぬと思ひます。会計検査院にはすぐ入っていただきたい。

そして、もう一つ大事なことは何かと申しますと、先ほど柳澤大臣から、国家公務員法八十二条及び八十四条に基づく処分というのは急いではできないということをおっしゃいました。私は、任命権者である大臣が、青柳部長の任命権者である大臣が処分をされないということであれば、私がお願いしたいのは、国家公務員法十七条に人事院による調査というのがあります。

人事院にお聞きしたいんですけれども、人事院による調査というのをお願いしたい。そして、同法八十二条においては、人事行政に基づく処分といたうのができるようになっております。処分ができるようになってくる。その検討を人事院にお願ひしたいと思ひますけれども、人事院、いかが

でございますか。

○政府参考人(小澤治文君)　国家公務員法におきましては、懲戒処分というのは、人事管理の責任を負っている任命権者が行うというふうになっております。したがって、職員に対する懲戒処分は、第一義的には部内の事情によく知っておる、さらに事実関係を把握する立場にあるということ、任命権者が非違行為の動機、態様及び結果等の諸般の事情を考慮いたしまして判断するべきものであります。

御指摘の国家公務員法第八十四条二項の規定に基づく人事院の懲戒権につきましては、昭和四十五年の最高裁判所の判決におきまして、任命権者が懲戒権を行使すべきであるところを行使しない場合、任命権者に代わって人事院が懲戒権を行使し得るというふうに解されていると、そういうことでございます。

○藤末健三君　大臣、人事院じゃなくて、大臣がやってくださいということを人事院がおっしゃっているわけですよ、これは。そういうことです。

今、この五千万件の問題もそうですし、いろんな問題が次々出てくるじゃないですか。今日も、システムはこんなべらべらの紙で一千億円も年間払っていることが分かったわけじゃないですか、契約を結んでいないことも分かったじゃないですか。虚偽答弁が何回ありましたか。

大臣は、本当にこの第三者機関、総務省につくったこの第三者機関、行政評価しかできないんですよ。大臣から人事院に依頼されたいらいかがですか、調査を。いかがですか。大臣、お答えください。

○国務大臣(柳澤伯夫君)　私も、今御指摘になられたこの契約、普通契約約款にうたわれている利用契約がなまじきに、今の委員御指摘の見積書に印鑑を押しただけで契約がスタートをした、あるいはそれに基づいてサービスの提供もあったけれども、また多額な対価も支払われたというこの事実についてはそのまま見過ごすわけにはいかない

と、このように考えました。

したが、いまして、事態を早急に把握をして、しめるべき措置をとりたい、このように考えます。

○藤末健三君 私、二つ申し上げます。

一つは、このような虚偽答弁にあふれた審議で法律成立させていいんですか、本当に。

そして、もう一つ申し上げます。私が前回提案

しましたように、今の社会保険庁の方々をそのままやつちや駄目ですよ。システムもこのままじゃ駄目だ、NTTとかじゃ。国税庁は四百人以上のシステムの担当者がおられます、国税庁は。そして、この五年間でコンピュータ開発の予算を三割近く削減してきたんですよ、オープンなシステムに替えて。いろんな会社に見積りを取り、いろんな会社が入って、そして三割も今減らしてきた。NTTデータと契約も結ばないで、どんだんどんとお金を払い続ける。これ、変わりませんよ、絶対。必ず組織を替え、そしてコンピュータシステムをオープンなものに早く替えていただくということを願っています、時間が来ましたので終わらせていただきますが、大臣、きちんとやってください。お願いします。

○福山哲郎君 民主党・新緑風会の福山でございます。三たび厚労委員会で質疑をさせていただきます。

もう時間がないので単刀直入にまず行きます。大臣、私、ちよつとしつこいので、もう一回聞きます。実は、虚偽答弁虚偽答弁という議論が出てますが、本日、自民党のホームページを本日確認いたしました。まだあのビラが残っておりまして、国民に向かって「政府・与党は今後一年間で全ての統合を完了させます。」というふうに、まだ自民党のホームページにビラが残っています。私は、この間、大臣に、これは統合ではないという御答弁をいただき、強く自民党に訂正を求めました。これは国民をミスリードするものであつて、これは正に違ふことを言っている。だから、この第二弾はおかしいということを申し上げたんですが、今朝の時点でまだ自民党のホーム

ページにはこのビラが残っております。大臣、これでですね、ここに「政府・与党は」と書いてありますので、しつこいようでございますが、政府と与党でこれ共通見解を出してください。そして、速やかに自民党のホームページの訂正を求めますが、大臣、いかがですか。

【委員長退席、理事阿部正俊君着席】

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、片方には「名寄せ」と書いてあつたかと思ひます。片方には「統合」と書いてあつて、いずれにせよ、これが一致してないといけないわけでありまして、その意味では、私からも広報本部長に早速、この本日の審議が終わる次第、伝えなければならぬ、このように思ひます。

○福山哲郎君 自民党の提案者も来られておると思いますが、これは統合ではなくて名寄せ若しくは突合だと認識をしております、厚労大臣もそう認めておられますが、自民党の提案者もそれはお認めになりますよね。

○衆議院議員(石崎岳君) そのとおりだと思います。

○福山哲郎君 そうしたら、もう速やかに自民党のホームページの訂正を求めたいと思ひます。じゃ、次に行きます。ちよつと、余り長く引つ張つても時間ありませんので。

それから、私は、この委員会で三回目の質問になります。ずうつと主張をしていただいて、大臣にも理解をいただいたのは、全国社会保険事務所、三百九の事務所にどの程度の紙台帳とマイクロフィルムが残っている、それをいち早くオンライン上の記録とを突合することが優先順位だと。どのぐらい紙台帳が残って、マイクロフィルムが残っているかが分からない状況では、もう一度同じことをやらなきゃいけないというのを主張していただいております。で、何度この委員会、紙台帳はどのぐらい残っているんですかと、マイクロはどのぐらい残っているんですかと。たつた三百九か所だからお答えをいただけるだろうと言つても、いつも調査中だといつてお答

えをいただけませんでした。

今日、もう一度伺ひます。全国の三百九の社会保険事務所での程度の紙台帳、マイクロフィルムが残っているか、お答えください。

○政府参考人(青柳親房君) 度重なるお尋ねで大変恐縮をいたしておりますが、社会保険事務所管理しておりますマイクロフィルムそれから紙台帳の保管状況については、五月三十一日提出期限というところで調査を行つておるところでございますが、現在取りまとめ作業中というところでございます、まして、まともな次第、結果をお知らせしたいと、御容赦をいただきたいと存じます。

○福山哲郎君 大臣、お手元にもう資料配つていただいていますね。

お手元の資料の二枚目を見てください。これが、地方社会保険事務局長あてに社会保険庁から出した被保険者台帳等のマイクロフィルムの保管状況等についての依頼文でございます。五月の十七日に出しています。最後の末尾を見てください。二の台帳の有無というのは、紙台帳の有無についてですが、何と十七日に出して十八日、翌日に紙台帳の有無は連絡をしと書いてあるんです、これ。すべてのものに對しても、マイクロフィルムやそれ以外の各種資料の保管状況についても五月三十一日までに願ひますと書いてあるんです。

何で、社会保険庁が各社会保険、地方の事務局長に、次の日や、わずか二週間後に答えを持つてこいと言つているものに對して、国会でこれだけ求められて、一番重要な紙台帳の保管状況、マイクロの保管状況についていまだに今の青柳さんの答弁なんです。これ、出す気ないんですか、この国会中。青柳さん、答えてください。

○政府参考人(青柳親房君) それらの回答についての、例えば確認できる台帳は他にないかということを含めた全体についての確認照会中という状況でございますので、いましばらくお時間をちょうだいしたいと存じます。

○福山哲郎君 これ実は私、三千サンプルのとき

もこのことを申し上げました。各保険、地方の事務所の一覧がずつとあつて、そこに表があつて、数を出さないといつて、三千サンプルがようやく出てきました。実はその三千サンプルもふざけた話だったんです。この委員会の理事会に提出する前に、実はマスコミにリークされたんです。本当に失礼なやり方だ。

今日あえて資料には付けていませんが、実は私は持っています。同じように、三百九事務所のそれぞれに、マイクロフィルムの被保険者台帳、紙台帳、それ以外の、こういう表を作れという、表に書いて出せといつて、あるわけですよ。

じゃ、この一覧表を見せてください。もう一度、照会していると言ふんだつたらこの一覧表があるはずですよ。それぞれの三百九の地方社会保険事務局長から来ているこの一覧表を出せば、あなたが精査をしなくても国会の場でそのことを精査しなければいけない。今どのぐらい紙台帳が残っているのかが一番の問題なんだ。それをいまだに出もしないで一月もたつて、そしてこういう、もうフォーマットができてくるじゃないか。これは返つてきているはずでしょう。返つてきているか返つてこないか、青柳さん、答えなさいよ。

○政府参考人(青柳親房君) 返つてきた内容について精査をしておるというふうに承知をしておりますので、いましばらくお時間をちょうだいしたいと存じます。

○福山哲郎君 返つてきているんだから、今の話では返つてきているんだから、じゃ、この紙、全部、一覧表をこの委員会に今出してください。

○理事(阿部正俊君) どうですか。答弁できますか。(発言する者あり) 速記止めてください。

〔午後四時三十三分速記中止〕

〔理事阿部正俊君退席、委員長着席〕

〔午後四時五十二分速記開始〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

理事の皆さんと協議の結果、約一時間、五時四十分まで休憩といたします。

午後四時五十二分休憩

午後五時四十分開会

○委員長(鶴保庸介君) ただいまより厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本年金機構法案外二案を一括して議題とし、質疑を行います。

○福山哲郎君 休憩をいただきまして、委員長の御勇断に感謝を申し上げます。

ただし、これ出てきたのを見ましてちょっとびっくりしたんですけど、何でこれ出せなかったんですか。これ、こんな、ちゃんと、問題の紙台帳の残り、それからマイクロフィルムの数、これだけ一覧表があつて何で今まで出せなかったんですかね、青柳さん。

○政府参考人(青柳親房君) 大変遅くなりまして申し訳ございません。

先ほども申し上げましたように、この中の数字についての精査が必要ということで、現在もまだこれは進行形のものでございますので、完成版ではないという御理解を賜りたいと思います。特に、備考欄に様々、保管状況等について記載のある事務所もあろうかと存じますが、これらの中身について、私どもどういふ中身であるのか、それから書きぶりについても、同じ意味なのか違う意味なのか、こういったことを一つ一つに聞きながら精査をしておるといふ状況でございますので、御理解賜りたいと存じます。

○福山哲郎君 もう一事が万事この状況でございますが、これ一応、全体の集計をした数でございますが、もう一度お願いをしたいのは、このそれぞれが、五月の三十一日の期日で来ている生データの一覧をまたもう一度出していただければと希望を申し上げます。

ただ、厳しいのは、今出てきて今これ見て質問しろというのなかなか厳しい話なんですけど、

でも大臣、これすごく重要なデータがやつと出てきました。紙台帳がどのぐらい廃棄命令が出ていたにもかかわらず残っているのかとか、マイクロフィルムがどのぐらい残っているのかというのが非常に大きな争点で、この突合を先にすることが自民党のおっしゃるプログラムをつくって一年掛かって突合するよりも優先じゃないかと我々は言ってきたんですが、大臣、この数字、大臣も初めてなのかどうかも含めて、少しお答えいただけますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私自身、今日これ初めて見ました。そういうものでございまして、これまでにも何回も私自身、報告をするようにということをお願いしておりましたけれども、今日までそれがまだ集計中ということで、私自身が報告を受けないままにこの委員会が福山委員の御質疑を契機にこうして見たと、こういうことでございまして。

ただ、あえて申し上げますと、いろんな感想というか、これが頭に浮かぶわけですけども、例えば国年で始めの方から三つ、四つぐらいのところでは、特殊台帳と特殊台帳以外が分かれていないというようなことがございます。そういうものについては、逆に非常に正直で、何というか、この方が場合によっては当てになるのかなんというようないずれにいたしまして、非常に私はこれ、ちょっと正直申して、今連絡室でこの原稿を見まして、私自身の目で、本当に特殊台帳のマイクロが残っているのか、厚生年金のマイクロが残っているのかというところと見まして、空欄のところももちろんありますけれども、それらは大体分割された事務所であるということが判明いたしました。きちんと特殊台帳と厚生年金のマイクロは残っている。しかも、ざっと見たところ、厚生年金については紙台帳がかなりの数で残っている。マイクロの上には紙台帳も残っているというところを見付けまして、いろいろな意味でこれは有用な資料が残されているという感じがいたしております。

その上で、委員の言われるまず記録とマイクロ、今の、失礼、オンラインとの記録の照合をすべきではないかということでございますけれども、もう一つ実は資料があり得るわけで、それは市町村に残っている名簿というものでございまして。

それについては、これはまあ相手が非常に多数に上りますのでまだ集計中ということをおも信ずるわけでございましてけれども、いずれにしても、そういうものが残っているということは非常に有り難いことだというふうに考えるわけでございまして。

そういうことでございますが、午前、小池委員の質問にもお答えしたわけですが、私も、私どもとしてもこの上で全数というか、今の受給者、それからまた被保険者、これに全員、我々の記録をお送りしながらその確認を求めるといふこともいたすつもりでございますが、その順序立てといたしましては、私ども、五万件のこの統合されていない記録というものについて、これを受給権の発生する世代とそれから被保険者の世代に分けてまして、至急に突合をした上で、その情報とともに今言った年金記録をお送りする、それからその上でまたこの重要な資料と我々のオンライン記録の照合をする、こういう二重三重のチェックをいたしてこの年金記録の正確性というものを確保してまいりたいと、このように考えております。

○福山哲郎君 大変誠実な御答弁をいただいたと思います。決して、我々はただ単に揚げ足取りをしたいと思つて資料を出せと言っているわけではございません。これが出てくることによって、例えば紙台帳がなくなっている地域の方はそれだけ訂正要求しても訂正されない確率が高くなるわけなんです。そうすると、その地域でなくなっている方の訂正要求が、確率が高くなればなるほど、そこに対してこれからの第三者委員会に対してだつて判断がしやすくなるわけですね。これは非常に僕に、重要な資料ですし、先ほど大臣がおっしゃつ

ていただいたみたいに、確かにプログラム上の突合も重要なんです。現物の生の実合できる材料はこれだけあると。これだけあるというのは実はひよつとしたら救いかもしれません。これを本場に同時並行的に、我々はこの突合作業をしながら、どうせプログラムを開発するのに一年掛かると言っているわけですから、その間にでもできることから、この紙台帳、マイクロの突合作業を今のオンラインと早急にやっていたらいい、いち早く統合ができるように御努力をいただきたいと思うんですが、大臣、どうですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どももこのいわゆる基データですね、オンラインの基データとオンラインの記録、この照合をいたしたいというふうに考えております。ただ、今の見込みですとやはりかなりの人日と申しますか、マンパワー、時期というものを要するというものでありまして、それをやつてから突合の作業をするということよりも、やつぱり私どもとしては受給者のまずデータだけでも早く手掛けたいと、このように考えているということでございます。

○福山哲郎君 私もこれを精査しなければいけませんし、これからも精査をしてしっかりと今後の国民の不安を取り除くために努力をしていきたいと思つていますが、ほかにも言いたいことがあるので、次に移ります。

お手元にお配りをした資料の今度は一枚目を見ていただきたいと思います。実は、私はこの六月の七日の審議の中で、社会保険庁から再就職、いわゆる天下つた人のリストを全部挙げてくださいと、数を挙げてくださいたいとお願いをしました。そうすると、社会保険庁から出てきた最初の数字が上の数字です。次の数字が下の数字でございます。これも実は社会保険庁のある種の隠ぺい体質というのがよく現れているんですが、私はすべてを出してくださいと言つたのに、実は、上を見ていただきますと、勝手に再就職先別役員への就職状況ということで、役員に限定して数字を出してきました。役員とは言っていないだろうと、全

部出せと言つてやつと出てきたのが昨日でございまして、じゃない、今朝だ、今朝でございまして、それが実は下でございまして。

見ていただいたらお分かりのように、最初の段階では三十五名、役員という限定ですから三十五名だったんですが、下を見ていただきますと合計で百一名。社会保険庁から少なくとも平成十一年から十八年までの間に天下っている人が百一名いらつしやいます。先ほど櫻井、同僚の委員から、厚労省からいろんなところに天下っている年金関係で四百名弱という話がありましたけれども、これは社会保険庁、純然たる社会保険庁からの天下りの数でございまして。

何でこれが気付いたかという、実は社会保険庁の長官で直近の、これは真野さんと読むのかな、真野さんという方、これは資料がこの数字から抜けていたんです。彼はある保険会社の顧問に天下っているんですが、顧問は役員ではないからといって実はこの数字から抜けていました。

つまり、実はこの数字は今後の年金機構を考える上で重要なんです。自民党の天下り人材バンク法案は、日本年金機構に変わった場合にはノーチェックになります。ということは、この社会保険庁から今百一人天下っているんですが、全部ノーチェックで実は天下り先に行けるような仕組みになろうとしています。正に、私は、ここがノーチェックになることは、国民の今の社会保険庁への不信感からいうと納得できないのではないかと、いうふうに思っているわけでございまして。

ちなみに申し上げます。お伺いします。独立行政法人と特殊法人の役職員の給与と退職金についてお伺いをしたいんですが、例えば独立行政法人と特殊法人の常勤役員の平均報酬額は幾らと幾らか、お答えいただけますか。

○政府参考人(石田直裕君) お答えいたします。平成十七年度の独立行政法人の常勤役員の年間平均報酬額は、法人の長は一千八百四十万九千円、理事が一千六百四十九万九千円、監事が一千三百八十九万二千円となっております。

一方、特殊法人等の常勤役員の年間平均報酬額は、法人の長が二千二百七十六万四千円、理事が一千八百六十九万四千円、監事が一千四百八十六万四千円になっているものと承知しております。○福山哲郎君 御丁寧に答えていただいております。ありがとうございます。

実は、これ一々聞こうと思つたんですが、今日は時間が無いと思つたので、やはり三枚目のプリントを用意しました。皆さん、ごらんをいただきたいと思つています。

今お答えをいただいたものの数字があります。これは我が党の衆議院議員細野さんとともに、細野さんが中心になつて作られた資料でございまして、見ていただいたように、独立行政法人と特殊法人を見ていただくと、特殊法人の方が平均報酬額はずっと上回つております。その下を見ていただきますと、職員の給与水準ですが、これも見ていただきますと、事務・技術職員、研究職員、ともに独立行政法人よりも特殊法人の方が上回つております。その下、対国家公務員に対する指数で見ても、実は特殊法人は事務・技術職員でいうと一二・八九です、そして研究職員は一三・七〇というところで、それぞれの独立法人よりもずっと高い実は給与をもらつていことになると思います。

今回、この日本年金機構というのは特殊法人になります。つまり、見ていただけて分かりますように、独立行政法人、特殊法人、見ていただきますと、確実に特殊法人の方が報酬も退職金も高い。右側のページを見ていただきますと、役員の退職金に係る業績助成率、これはいわゆる業績の評価率ですが、これも特殊法人はほぼ一・五、独立行政法人はほぼ一・〇というところで、約〇・五、まあ一・五倍、特殊法人の方が高くなつていきます。

私は、今回これだけの騒動を起こし、これだけ国民に不安をおこしているにもかかわらず、日本年金機構、特殊法人にこの社会保険庁を変えろということ、焼け太り、隠ぺい、それ以外何物でもないというふうに思っている。そして、先

ほど申し上げたように、今でさえ百一人の天下りがいるにもかかわらず、ここがすべてノーチェックになります。

こういう日本年金機構をつくることについて、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯大君) まず第一に、特殊法人と独立行政法人ですけれども、余り長くしゃべつては申し訳ないんでつづめて申し上げますけれども、特殊法人というのは、率直に言つて、総務省のくちばしが入るということを嫌つて、従来型の主務官庁というか、業務に関連する官庁の傘下にいようと、こういうような独立行政法人であります。

特殊法人が独立行政法人、ちよつと福山委員も驚かれると思うんですが、独立行政法人というのは普通名詞でもありまして、独立行政法人というのは必ずしも固有名詞ではありません。で、普通名詞を使わせていただきますと特殊法人も独立行政法人であると、こういうことです。ただ、今申し上げたように、上にいる人が一般的に独立行政法人の横並びでの評価をする総務省か、そうではない、個々に対応した、一対一で対応したようなそういう役所であるかということの違いでござい

私どもの今度の日本年金機構も基本的には独立行政法人なんですけれども、年金の仕事というのは厚生労働省の本来の仕事でございまして、それをやらせるということからいって、いわゆる固有名詞としての一般独立行政法人という形態を取れなかつた、こういうことでございまして。しかし、その精神はほとんど我々はこの法案の中に盛り込んであるつもりでございまして、例えば中期目標を立てる、それから基本計画を立てる、年度計画を立てるというような手法というものはほとんど独立行政法人、固有名詞としての独立行政法人を踏襲しているということを御理解いただきたい、このように思っています。

それで、もう一つちよつと申し上げますと、私は、午前中も御答弁申し上げたのでございまして、私れども、この幹部職員の退職後の就職ということ

につきましても、私は、そういう土壌は少ないということ、これをまず御理解いただきたい。まず、早期退職の慣行はこの法人についてはないということ、それからまた、これから機構の発注については原則競争入札にすることから、ほとんど企業側にとってはメリットがないような、そういう土壌をつくるということもございまして、加えて、私は、現行の公務員並みの規制、これについては、私はこれは必ず採用しなければいけない、このように思っています。

そういうこと、この私の答弁も今後に残る答弁でございまして、加えて、この法案の第二十八条には、被保険者等の意見の反映という、そういう条項がありまして、機構はこの第二条第一項の趣旨、仕事のやり方の趣旨を踏まえて、被保険者、事業主、年金給付の受給権者その他の関係者の意見を機構の業務運営に反映させるため必要な措置を講じなければならない、こういうような規定もここに入れさせていただいております。

そういうようなことからまいりまして、私は、業務運営ということのみならず、こういう組織としてのあり方についても十分の方たちがチェックをしていただく、そういう措置が講じられるはずだと、このように考えている次第でございまして、これが単に、今委員がいろいろ、給与水準であるとか退職金の水準であるとかといううなことで固有名詞としての独立行政法人と特殊法人を比較された、それがそのまま我々の日本年金機構に投影されるというようなことは私はないというところで是非御理解を賜りたいと思つています。

○福山哲郎君 つまり、そこは大臣の意気やよしですが、今までの社会保険庁の体質や厚生労働省の下にある中で本心に不信感が高まつているわけです。現実には特殊法人というのはいくらNHKとJRAしか残らないんです。小泉政権下、ずっと、いいか悪いかは別に、特殊法人は独立行政法人、民営化を選択してきたわけですね。

今回、この日本年金機構を特殊法人化するとい

うのは、先ほど言った天下りを丸々ノーチェックにすることや、給与水準はこれを高いことも含めて、私は正に逆行しているのではないかと、安倍政権の、まあ逆行というか、後ろ向きなことが正に象徴されているのがこの年金機構法案だというふうに思っています。

もう時間が三分しかありません。実は、第三者委員会のことをいろいろお伺いしたいことがたくさんあります。

今議論になっている実は社会保険庁の年金記録審査チームで、二百八十四件の再調査が出てきています。二百八十四件、要は訂正されない方がもう一回再調査を社会保険庁の中でお願いをしているんですが、これを第三者委員会に移管するということを今議論されていると思いますが、この二百八十四件のうち何件回答されたかお答えください。

○政府参考人(青柳親房君) 年金記録相談の特別強化体制の中で、私も、たいたいお話ございましたように、六月一日時点で二百八十四件の再調査依頼を受けております。このうち三十四件につきまして再調査依頼の調査、審査を終了しております。

○福山哲郎君 その三十四件回答したもののうち、訂正をされたものは何件かお答えください。

○政府参考人(青柳親房君) この三十四件のうち訂正をいたしたものはございません。

○福山哲郎君 つまり、二百八十四件、去年の八月から再調査を受け付けているにもかかわらず、回答したのがわずか三十四件。もう一年近くたっています。その三十四件で訂正をしたのがゼロでございます。

実は、私、調べたら、この年金記録審査チームというのは非常に細かなマニュアルを作っています。調査もヒアリングも含めてマニュアルを作っています。これを第三者委員会に移行して、第三者委員会が今からガイドラインを作るという話ですが、本当にこれでどう救うのか。今三十四件回答してゼロなんです。

このことについては、実は本当に第三者委員会の在り方、職員の体制、それからガイドラインの中身、いつスタートするのか、どのぐらいの申請があることを予期しているのか、こういってたと、一切明らかにしていないまま今の議論をやっています。この第三者委員会についてはもともと詰めなければいけないということを強く申し上げますが、これは大臣、いかがお考えですか。総務省の方がいいかな。じゃ、総務省。

○副大臣(田村憲久君) 今委員からお話ございましたとおり、六月二十五日に中央委員会、第三者委員会立ち上がりました。そういう中において、基本的に二十五日はまだ立ち上がった状況でございまして、これからどういうことを決めていくのかということ、大まかな骨格を決めてきたわけでありまして、これから早急に今の判断基準も含めてこれを詰めていかなければならぬというふうに思っております。

もちろん、おっしゃられましたとおり、今までの年金記録審査チーム、こちらの方もマニュアルがかなり細かくあるというのは我々も存じておりますが、あくまでもこれは社会保険庁において、内部機関でございまして、内部の調査体制でありますので、社会保険庁が判断し得る基準という中において多分いろいろと審査されたものだと思います。

第三者委員会はあくまでも申請者の立場に立つてという話でございまして、新たな基準というものをこの中でこれから早急に検討して決定をしてまいりながら皆様方の申請を受け付けていきたい、このように思っております。

○福山哲郎君 もう時間がありませんが、とにかく新たな資料も今日出てまいりました。第三者委員会についても課題がたくさんあります。これは単に時間延ばしのために審議を要求するというのではなくて、国民の不安をより払拭していくためにまだまだ十分審議も資料も必要だということとを申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○浅尾慶一郎君 民主党・新緑風会の浅尾慶一郎です。

同僚の福山委員が今申し上げましたように、まだまだ審議をしなければいけないことが数多くあるということで、幾つかその審議のための質問をさせていただきたいと思いますが、まず、埋もれた紙台帳についてはようやく少しずつ分かってきたということで、この質問は飛ばさせていただきます。次、次の五千万件のいわゆる消えた記録について、保険料の総額と人数についてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 基礎年金に未統合の五千万件の記録はどのような幾らの保険料を納めたという記録であるのかと、こういうお尋ねでございます。

これも、今のコンピュータの仕組みでございますと、新しくプログラムを組んで、それで、それを命令、指示をしないとそういうデータを得られないということでございます。この必要なプログラムを開発したいとは考えておりますが、現時点で委員の御質問に対してお答えするということはできない状況でございます。

○浅尾慶一郎君 これ、プログラムの問題というよりは、手元にある記録が厚生年金については標準報酬月額額しかないと、それから国民年金については国民年金の保険料を払ったという記録しかないということなんで、プログラムの問題というよりは、そもそも記録の取り方の問題なんではないかということには指摘をさせていただきたいと思えます。もつと言え、これは標準報酬月額から掛け算をしていけばプログラム組まなくてもすむにでもできるんだと思うんですが、それができないということでお答えをされているんだと思えます。

次に、昨年の八月から十二月までに五十五人の方が領収書だけで保険料納付記録の訂正が認められたんですが、それ以外、その以外の期間も含めて何人そういう方がいるか、お答えください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 社会保険庁が実施して

おります年金記録相談の特別強化体制の下で、当初、昨年の八月から昨年十二月末までにほぼ百万件の御相談を受けたわけでございます。その中に、非常に有り難かったわけでございますけれども、当方には全く記録がない、これ、当方という意味は市町村を含めてなんですけれども、記録がなかったわけですが、御本人の方々が実際に動かし難い納付の証拠を持っていらつしやるということがございまして、そういう方々が五十五件あったというのは委員が今御指摘のとおりでございます。

その後の展開でどうかということでございますが、大変恐縮な御答弁になるわけですが、現在、直近の件数については点検中というか、要するに、御本人たちが領収書等をお持ちだということとは分かっているわけですが、それが我が方に、というのは市町村を含めて本当に記録がないものであるかどうかというのを点検をしているということでございます。市町村の回答を待つ必要があること等から時間を要しております。現段階ではお答えができないわけでございます。

○浅尾慶一郎君 市町村の答えを待たなければいけないということですが、例えば、領収書があつて年金の支給額が変更になった件数ぐらいいは答えられるんじゃないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そういうことではなくて、まず市町村を含めた元資料に当たっていると、そういうことでありますので、そういう状況を把握していないということでございます。

○浅尾慶一郎君 私の質問の趣旨は、当然、年金記録に今まで結び付いていないわけですから、社会保険庁が持っている記録には一義的にはなかつた。しかし、領収書を提示することによって裁定が変更になるという件数ぐらいいはお答えになれるんじゃないかと。結果としてそれが市町村に記録があるかもしれないんですが、今の段階でどれぐらいいあつたかという質問です。

○委員長(鶴保康介君) 速記をお止めください。

〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 前回の調査で、今委員に私が答弁申し上げましたように、五十五件がそのようなものであったということをお答え申したわけですが、その前の数字は八十四件というものであったわけです。八十四件の皆さん方が領収書等をお持ちだったということでございまして、そういうことで直ちに訂正をさせていただいて、しかる後に、私ども、実際に我が方の記録はどうなっているかということを見る中で、他の二十九件でございましたか、二十九件については我が方にも記録があったということで、残り五十五件が当方に記録がなく国民の皆さんの側にそういう領収書等があったということですが、今回はそういう仕組みではなくていきなり調査に掛かっているというところで、訂正をしないということでございます。そうした数字をつかんでいないということでございます。

○浅尾慶一郎君 ですから、いきなり調査に掛かっている件数を教えていただきたい、つまり前回の八十四件に当たるものを教えていただきたいということ、あわせて、訂正をしないということになると、せっかく領収書があるけれども、年金の支給増額に結び付いていないということの確認もさせていただきたいと思えます。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 前回は八十四件と五十五件に絞られる過程でいろいろ御議論もいただいたということで、現在の社会保険庁の調査というものについては、まず本当に我が方に記録がないかということで調査をしておいて、それが市町村を巻き込んだ調査ということで時間が掛かっているということでございます。

○浅尾慶一郎君 まあ、そこは理解できないんで

すけど。

そうすると、領収書があつても、その人たちの年金の受給の増額に結び付いていないという理解でよろしいですか。

○委員長(鶴保庸介君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 現場はどこかといいますが、社会保険事務所ということでございまして、社会保険事務所において訂正はしているというところでございますが、その段階で数字を本庁に徴求しているということがなくて、むしろ社会保険事務所ではその記録の所在、有無というものを調べること、今注力しているという状況でございます。

○浅尾慶一郎君 そうすると、私が二つの種類の質問をしていますが、一番気になっているのは、せっかく領収書を出された方が、それによつて訂正されて年金の増額になっているのか、なっていないのか。なっているということですね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) その限りではそのとおりでございます。

○浅尾慶一郎君 後段の方でいえば、その件数が幾つあるかというのかなり重要な情報ですから、それは早急に出していただくようお願いをしたいと思えますし、そのことに基づいて審議をすべきだということも併せて申し上げさせていだ

だきたいと思えます。
次に、政府は対策は行っているということをおっしゃっているんですが、受給者、被保険者一億人に、どうして対策として、あなたはこれだけの納付記録がありますよという緊急送付ができないのか、お答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、浅尾委員、今日と前回との厚生労働委員会に御出席でござい

ますが、要するに、私が従来から御答弁申し上げておりますのは、年金の納付記録を正確にコンピュータの中からきちっと把握をして、それを

年金の受給者又は被保険者の方々にお送りするというプロセスの中で、そういうデータをまたコンピュータの中から析出するというのも新たなプログラムを組んでの指示、命令ということが必要になるわけでございます。右から左にすぐ納付記録が皆さんの手元にお送りできるようなそういう仕組みになつていない。コンピュータの中に入っているという一億件になんかとする、あるいはオーバーする、そういう記録でありますのでそういう処理になつていくということでございます。

しかし、この点については、いづれにしても私ももしつかりやるつもりでございまして、一番最初に私どもやらせていただきたいことは、この五千万件の記録の中の受給者の方々、その世代に属するのが二千八百八十万件なんですけれども、これと今の受給者名簿の三千万件の突合をして、この五千万件の未統合の記録の中に三千万件の方々のものがないかどうかということに至急にチェックをさせていただいて、その後におきまして、私どもとしては、今委員が提案をされるようなことをやり、かつ冒頭、福山委員が御提案になられたような元資料に当たるといことも同時に進めたい、このように考えているということでございます。

○浅尾慶一郎君 私が、一億人の被保険者、年金受給者に送付した方がいいというのは、この問題、かなり国民の関心が高いわけでありまして、また社保庁の人員も限られているということであれば、むしろ国民の皆さんの御協力をいただいた方がいんじゃないかという趣旨で申し上げたわけでありまして、データがあるのであれば、それを抽出するのには、そのプログラムを作るのになに難しいとは思ひますが、是非それは検討していただきたいと思ひますし、それは早急に実現をしていただきたいと思ひます。

次に、五千万件、うち、今、年金受給年齢に達しているものについてはまず突合をするというふう

うにおっしゃってられますが、それを一年で実行するのに必要な人、物、金というのをどういうふうに見積もっておられるんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私自身が申したことでございすけれども、五千万件のうち、要するに二千八百八十万件が現に年金を受給する世代の方々の記録であると、これがもうはつきりしているわけでございます。

一方、三千万件の方々が今受給をされているというところでございますので、この方々が支給不足になつていくことがあれば、これは最も私ども避けなければならないことだということで、この突合をするというのを真つ先の課題にさせていただいていくわけでございますが、これについてどのように人、物、金の体制、あるいは予算を想定しているかということについても、今ちよつとここで申し上げるだけの準備がないわけでございます。

システムの開発費、人員という、それが分かれば予算もおのずと分かつてくるわけでございすけれども、今システムの開発そのものについても、先ほど正に委員が言われたとおり、例えば保険料の総額というものはどのぐらいかというようなことを中心として、何をそこから析出していかという、そういう析出すべき事項等についてもいろいろ検討させていただいておりまして、そういう意味で、それらのことによつて変数として出てくる面もございすものですから、今現在でお答えすることが困難でございます。

○浅尾慶一郎君 要するに、いろんなことについては今の段階で決まっていなくても、法案を通してくれと言つておられるというふうな理解をいたします。

次に、対策ということで第三者委員会というものを設けられるということなんですが、第三者委員会と社会保険審査会との関係について総務副大臣に伺ひますが、まず、社会保険審査会の決定に不服の場合に第三者委員会に審査請求できるんでしょうか。

○副大臣(田村憲久君) 社会保険審査会の裁判に

対してという話だと思ふんですが、基本的には社会保険審査会の裁判は拘束力はありませんけれども、今日も前の質問にお答えしたんですが、棄却裁判に関しては拘束力が認められないというふうな、これは通説や判例でそのように言われております。

したがいまして、同審査会の棄却裁判された事案であつても、その事案が例えば年金の記録が社会保険庁にない、さらには領収書等がないというところでどうしても証明ができないという話になつた場合に、それはもちろん第三者委員会の方にお持ちをいただければ、それにのつとつて判断をさせていただくと、こういうことになると思ひます。

○浅尾慶一郎君 柳澤大臣は六月十四日の当委員会において、一事不再理ということにならないようにしなさいかぬと、全く同じ条件であれば、それは第三者委員会に不服申立てというのとはできないというような御答弁をされていますが、今の総務副大臣の答弁と矛盾があるんじゃないですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 第三者委員会の位置付けというか、その後いろいろ、第三者委員会の方々による基準づくりをめぐるいろんな御議論でございしますが、それについて見ますと、いろいろなことで審査会における審査というもので救済されない、そういうケースについてとにかく門戸を開くという姿勢でございしますので、私としては、その言葉を使わせていただいたのは、例えば悪いかもしれないけれども、ぐるぐる回りになつていつまでも終わらないというようなことはやつぱり行政としておかしいという気持ちで先に立つたわけでございします。

恐らく私の申し上げたこと、これ以上は言う必要はないかもしれないけれども、法律上の機関であります社会保険審査会におきます御議論としてはそういうこともあり得ようかと思ひますけれども、第三者委員会ではかなり広く門戸を開く

ということでありまして、私の発言はやつぱりその意味では適切さを欠いたということとございします。

○浅尾慶一郎君 この第三者委員会というのは個別的法的な根拠はありません。個別的法的な根拠がなく、閣議決定、骨太の方針の閣議決定とか、あるいは政令でもつて認められるというのか、委任がされるということなんですが、この個別的法的な根拠がない第三者委員会の決定に社会保険庁とか社会保険審査会が拘束されるというのはやや問題があるんじゃないかなと。つまり、第三者委員会というものに個別的法的な根拠を付けた上で社会保険庁とか社会保険審査会に拘束力を持たせた方が三権分立との関係でもいいんじゃないかと、こういうふうに思ひますが、法制局、来ていますけれども、どういうふうに考えておられますか。

○政府参考人(近藤正吾君) 第三者委員会でございますけれども、政令によりまして設置がされておりますけれども、一応、根拠は国家行政組織法の第八条ということによる合議制の機関ということで、政令に基づきまして設置がされておると理解しております。

それで、第三者委員会の、中央と地方がございすけれども、基本的には総務省により行われます苦情に関するあつせん、苦情の申出に対するあつせん、この年金記録に関するあつせん申出に対するあつせんについてのあつせん案をお作りになるということ、それに基づいて総務省が社会保険庁にあつせん案をされるということとございします。

○浅尾慶一郎君 あつせんだから従わなくてもいいということになるのかもしませんが、そうすると行政は混乱するということになつてくるんだらうなということを指摘させていただいて、次の

質問に移りたいと思ひますが。

本日、藤末委員が随意契約の問題点について指摘をいたしました。ちよつと違う話ですが、年金相談、これは電話で受け付けていますね。年金相談を幾つかのいわゆるテレホンオペレーターにお願いはしているようなんですが、どうも話を聞くところによると、契約は結んでいない。契約は結んでいないと、既にお断いをして仕事はしてもらつていないということなんですが、この実態についてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 年金電話相談につきましては、平日は一日当たり一、二万件、平時はです、本年は五月二十八日以降、大変急増をいたしましたわけでございます。特に、六月十一日には四十七万件ということで、平時の三十倍にも上る多数のアクセスがございまして、応答率も三割台というふうな大変低水準になりました。

社会保険庁におきましては、緊急に電話の応需体制を大幅に強化すべきというふうな多くの御指摘をいただきました。緊急な対応として対応可能な民間業者にこの役務提供をお願いしたわけでございます。その意味で、今委員が御指摘になりましたように、契約書の作成前に役務の提供を開始させているわけでございます。これは決して国の会計手続上好ましいものではございませんけれども、現在この現状の治癒を図るべく鋭意最大限の努力をしているところでございます。

○浅尾慶一郎君 明らかに会計法に反していると思ひます。少し伺いたいのは、この業務委託をされている会社の名前、もしもホットラインとトランスコスモスというのとは分かつているんですが、それ以外の会社名、お答えいただけますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) もしもホットラインとトランスコスモスのほかのこの契約の相手方は、ビーウィズ株式会社、また株式会社テレマーケティングジャパン、それから株式会社ベルシステム24、株式会社KDDIエボルバの四社でございます。

います。

○浅尾慶一郎君 これ、契約結んでいないということは、それぞれのオペレーターとの間で守秘義務が法律上は担保されないという理解でよろしいですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、この緊急にお願いした四社につきましてはコールバック方式を取つておりまして、端末を装備してそこから情報を見るとき、そういう立場には立つておりません。また、研修を行つておりまして、その際にはそうしたことにしても留意をさせるようにということは行つているところでございます。(発言する者あり)

○委員長(鶴保庸介君) 御静粛にお願いします。

○浅尾慶一郎君 要は、守秘義務がないんです。それで、守秘義務がないところに、そのコールバックする人はもしかしたら社会保険庁の職員かもしれないんですが、一義的な情報はその人が聞くことになつていゝんです。もう少し具体的に言うところ、何を聞くかという、氏名、住所までいいですよ、年金番号、銀行口座、これも聞くんですよ、オペレーターの人。そういう守秘義務掛かつていないということだけは指摘をさせていただきますと思ひます。

ちなみに、この電話相談の経費について、総理は一般財源と答弁されていますが、一般的に、一般財源と一般的なもの言葉が重なりませんが、一般的な年金相談もあるんで年金保険料も使うというふうな昨日のレクでは答えがありました。そういう理解でよろしいですか。つまり、一般財源プラス保険料も使われているという理解でよろしいですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回のことにつきましては、すべて私ども、新たな追加的な経費という位置付けをいたしております。これは平成十九年度の既定経費の中から緊急かつ速やかにこれを手当てするという考え方でございします。したがいまして、具体的に申しますと、新たに保険料の負担を求めるところではなくて、財

政の合理化の努力を行った上で、国庫財源で対処するということになります。

○浅尾慶一郎君 次の質問に移らせていただきますが、本日、大臣は、社会保険庁の職員がやはり問題があった、したがってこれは民営化するんだということをおっしゃっていましたが、私はこれ、何も社会保険庁の職員だけじゃなくて、厚生省全体の問題だということに思っています。

その厚生省全体の問題の例として一つ出しますが、戦傷病者の妻たちに対する特別交付金という制度がありまして、これは、もうだれが戦争で亡くなったかというのは戦争が終わった段階で明らかになっていくわけですね。それまではずっと台帳に基づいて戦争で亡くなった方の奥さんに十年に一回、交付金を渡していました。それが昭和六十年に、オンライン化しましたという大変すばらしい発想の下で、オンライン化自体、私は否定しませんが、オンライン化をしました。

問題は、問題は、これはもう答弁残っていますけれども、オンライン化するに当たって、人手がないという理由で、台帳はあるんですよ、台帳はあるんだけれども、台帳にあるものを全部入れないで、その申請をした人しかオンラインに載せなかったというのをしっかりと答弁をされています。ですから、それは、しかもそれは厚生省援護局の仕事ですから、社会保険庁だけじゃなくて厚生省全体でそういう体質を持っているんじゃないかということをもっと指摘させていただきたいと思いますが、大臣はその点どういうふうに考えられますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 戦没者の妻に対する特別交付金についてはまた引き続き御議論があるうかと思えますけれども、その処理の適否の問題と、現在、私どもが国民の皆様から大変この御不信を買ってしまった年金記録の問題とは、私は直接には結び付いていないというふうに考えるわけでございます。

○浅尾慶一郎君 いやいや、私が申し上げている

のは、人手がないからという理由でオンラインを導入したときに入れなかったそのことの責任についてはどういうふうに見えるんですかという話です。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、台帳に入れるということが委員の御主張かと思えますけれども、現に恩給受給者のデータというものを、現実に特別交付金を受けられた方ということを中心に把握をするという、そういう処理をしたということでございます。

○浅尾慶一郎君 よく訳の分からない御答弁なんです。要するに、紙台帳があると、紙台帳があったものをすべてオンラインに入れば、そういう時効でなくなってしまうというものはなかったはずなんです。これで消えたお金が約四百十億円ということになっていますが。

衆議院の発議者、鴨下先生、ちょうど目が合いましたんで。いろいろと、特に戦争で亡くなった方の奥さんなんて大変高齢なんですね。こういう方の、救うために、私も民主党は議員立法をこの国会に出させていただきました。そういうことについて衆議院の発議者としてどういうふうに考えられるか、また、そのことを例えば遺族会の方に面と向かって言えるかということも含めて御答弁いただきたいと思っています。

○衆議院議員(鴨下一郎君) 先生のおっしゃっていることにつきましては理解する部分もあるわけでありまして、我々、この提案者がお答えするべきかどうかということについては多少逡巡があります。

今のこの年金制度のこの保険料納付に基づいて給付される仕組みの中で、年金時効特例法案と、こういうようなものについては提案をさせていただいているわけでありまして、この戦没者の妻の特別給付金の時効特例法案、これとの関係性については、我々がある意味で解釈してお答えするというような立場ではございませんので、申し訳ございませんが、お許しをいただきたいと思えます。

○浅尾慶一郎君 時間が来ましたので、終わります。

○足立信也君 民主党の足立信也でございます。非常に熱心な質疑の結果、七人、私もこれまで質問してまいりました。私の残り時間が十七分しかございませんので、質問通告の順番は全く無視して質問をいたします。

私たちが今の理事会で、当委員会の理事会で要求していることをまず申し上げます。

先ほど来議論がありますように、第三者委員会、これが総務省の中に、年金記録問題検証委員会と年金記録確認第三者委員会、二つつくられております。この検証委員会は大変重要な役割を担っている。この宙に浮いた、消えた年金記録問題の原因はどこにあるのか、どういう構造的な問題があるのか、それを基にどういう組織が望ましいのかと、恐らくここまでは、中間報告、秋の最終報告では出てくるんだと思います。これが何よりも国民の信頼を取り戻すためには重要な検証であって、それを基に法案が作成されるべきだと、このことを主張しているわけなんです。

これを基に、私たちいろいろな場面で合同審査、連合審査を要求してまいりましたが、正に総務省のおっしゃることと社保庁のおっしゃること、判断基準の段階から異なっている。これから先は総務省に聞いてください、これから先は社保庁に聞いてください、いつもそういう答弁なんです。まず第一に、連合審査を強く望みます。このことを提案して、申し上げております。

次に、これだけ国民の関心の高い重要広範議案でありながら、地方公聴会、まだ一度も開かれておりません。これが第二点の要求でございます。そして、今週の前半、我が党の議員あるいは野党の議員、理事、台帳が保管されている民間の会社へ赴きました。社会保険庁からの指示で、視察とは断られました、中止されました。ここは委員会として、その台帳、先ほどの福山議員の質問の中にもありました、これは宝物かもしれない、不安を払拭するその基になるものかもしれない、是非

とも見たい、見て調べてみたい、この視察も今私たちが要求しているところでございます。この三点、これを共通の認識にさせていただきたい、そのように思います。

次に、これは通告していませんが、今朝、新聞で書かれております。これほど国民が不安に陥れられている年金相談に関しては、二十四時間対応だったと私は思っております。年金相談センター、私、土、日、見ておりましたら、開いておりません、開かれておりません。我が党の山井議員の、彼は電話調査をいたしました。全国五十五か所ある社会保険庁の年金相談センター、このうち、次の土、日、開いて相談に応じるというところは、一か所しかありません。年金相談センターに対してどういう指示を出しているんですか、長官、お答えください。

○政府参考人(青柳親房君) 担当部長としてお答えさせていただきます。

年金相談センターにつきましては、一つには、他のビルを借りて開庁しているものがございます。こういうものについては、土、日にはなかなか開けないというものが一つにはございます。それからもう一つ、それだけではございませんで、土、日に物理的に開けるセンターにつきましては、現在、近隣に社会保険事務所がある場合には、この社会保険事務所の相談の方に言わば人員をシフトすると、集中するという形でやっているものがございます。その結果、土、日に年金相談センターとしては開庁していないものがあるという結果になったものと承知しております。

○足立信也君 私が聞いたのは、どのような指示を出していますかということをお願いなんです。国民は相談という言葉があれば、まず今国民の皆さんがしたいのは相談なんです。相談センターなんです。どこに、その相談センターに対してどういう指示を出したんですか。そのことを聞いています。

○政府参考人(青柳親房君) 土、日の年金相談センターの開庁でございますが、これははっきり申

し上げて、場所によりましてお客様がたくさ
んいらつしやるところとそうでないところがござ
います。したがいまして、私どもの指示といたし
ましては、そういう形でお客様がたくさん必ずし
もいらつしやらない年金相談センターについては
開かなくてもいいと、その代わり、近隣の社会保
険事務所にその人員をシフトして対応するよう
というふうに指示をさせていただいております。

○足立信也君 ということは、訪れた人が間違
なく社会保険事務所へ訪ねていけるようなシス
テムをもつてついているということを今おつしや
つたんですか。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めくださ
い。

(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてくださ
い。

○政府参考人(青柳親房君) 失礼しました。

ただいまの足立委員のお尋ねにつきましては、
一々の例えば相談センターに何かの公告なり通知
をしているということではございませんけれども、
むしろ新聞等の広告の中では社会保険事務所
が土、日に開いているということを中心に広報さ
せていただいておりますので、まずは土、日の場
合には社会保険事務所においていただくというこ
とで対応させていただいております。

○足立信也君 それでは、この週末、土、日、年
金相談センター、全国五十五か所あるうち何か所
開くんですか。

○委員長(鶴保庸介君) 速記をお止めくださ
い。

(速記中止)

○委員長(鶴保庸介君) 速記を起こしてくださ
い。

○政府参考人(青柳親房君) 大変失礼いたしまし
た。

先ほども申し上げましたように、年金相談セン
ターの中には要するにビルを借りている関係でど
うしても土、日が開けないものがございます。し
たがいまして、それを除きまして、他の年金相談
センターについては土、日に開庁するようにとい

う指示を改めてさせていただく予定でございま
す。

○足立信也君 端的にお聞きします。土、日に年
金相談センターを開いているか開いていないか、
把握していないんですか。

○政府参考人(青柳親房君) これは、年金相談セ
ンターの管理は一義的には各事務局にゆだねてお
りますので、最終的にこれを開くことになるかど
うかについて事務局に確認した上で私どもも把握を
しておるということでございます。

○足立信也君 それでは、組織として国として社会
保険庁として、国民の皆さんの不安を払拭するた
めにいつもオープンに相談に乗る体制を開いてい
ると、そう言えるんですか。

これは今朝、新聞を見て私は質問していますの
で、十分な準備ができてないのかもしれない。
しかし、これは今まで二十四時間対応でやると、
社会保険事務所ではやると言ってきたわけです
よ。それ、国民にとつて、ここは相談センターだ
からここは無理だと、この事務所だつたらいつ
だつて大丈夫だと、そういう判断ができますか。
そういう公告すらやつてないじゃないですか。答
える気があるんですか、相談に乗る気があるん
ですか。そのことを言っているんです。少なくと
も把握ができていて当たり前じゃないですか。お
任せするんですか、事務局に。

長官、どう思いますか。

○政府参考人(村瀬清司君) 今の委員にお答え申
し上げます。

基本的にまず御理解いただきたいのは、三百九
の事務所が第一線での相談体制をやるとい部分
でございます。そして、その三百九の事務所で対
応できない部分を相談センターということで開か
せていただいております。その中で、例えば土
曜、日曜の開庁につきましては基本的には事務所
を中心にやらせてございます。したがいまして、
今委員御指摘のように、センターに対してすべて
開けという指示は、先ほどの青柳君が言いました
ように、しておりません。したがって、今できる

ところからやるということで把握をしていないの
が現状でございます。

この土曜、日曜につきましても事務所を開くこ
うことで考えておりますので、センターについ
てどういう形になるか、再度調査をしたいとい
うふうに思っております。

○足立信也君 検討していない、あるいはこれか
ら検討する、把握はしていない。大臣ね、やつぱ
りこれはね……(発言する者あり) 本当そうす
よ、何を信用する、どこに行けばいいのかわか
らぬ問題なんですね。政府としてどういう取組を
してくれているんだらうと、期待感もあるわけ
です。今までの質疑の中で、大臣、この年金相談セ
ンター、ほとんど把握されてないわけですね。閉じら
れているんです。このことについて大臣の所見、
ちよつとお伺いしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもは、現在の国民
の皆様の御自身の年金記録への不安に全力を挙げ
てその解決のために努めなければならぬと、こ
ういうふうに考えております。そういう意味合
いで今のような管理体制ということとは適切でな
い、このように考えまして、早急に是正方を長官
に指示したい、このように考えます。

○足立信也君 私は、今日、どうしてもやりた
かったことがあるんですが、ほとんどできないま
ま終わろうとしております。ただ、流用のことだ
けについてはちよつとお伺いしたい。

その前に、私が今まで言つたことは、特に前回
問題になったことは、消えた年金記録問題、これ
が、この原因はどこにあるのか検証も終わらない
ままに法案提出に至つたということなんです。こ
の法案は今のこの未曾有の大問題、これを解決す
るための法案でも何でも無いということなんです。
決して焦ることはないというのが私の考えで
す。

その中でも、三つ法案、政府・与党含めて三つ
法案ありますが、私は流用のこと、これは三年
前、自民党としても、年金保険料は一切流用しな
いと、そうワーキンググループまでつくつて決め

たんじやないですか。

それが今回、端的にお聞きします。条文では、
事務経費、それとそれ以外の経費と分けられてい
ます。事務費用に關しては保険料は使つてはいけ
ないことになつています。しかしながら、時限立
法的に事務経費だけ保険料を使えるように今なつ
ています。これを取り外すということは年金
事業に關することは何でも使えるということにな
るんじゃないですか、条文上は。この点、明確に
お答えください。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもは、平成十六年
の年金制度改正の御審議の際の御議論を踏まえま
して、今後、年金保険料は年金給付と年金給付に
關連すること以外には使わないということの方針
をいたしております。

この考え方に基づきまして、私ども、昨年の
十二月、財務大臣、厚生労働大臣の二人の合意と
いう形で二点決めさせていただきました。一つ
は、年金給付と密接不可分なコストである適用、
徴収、給付等の保険事業運営に直接かかる経費
は保険料負担とする、一方、基礎的な行政事務経
費はこれを国庫負担とするということとした
わけでございます。これら経費の具体的な取決
め、取扱いにつきましては、毎年度の予算でこれ
を定めていただくということにいたしております。

私ども、年金機構法四十四条の二項におきま
しては、政府は、機構に交付金を交付するときに
は、財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及
びその用途を明らかにするということとされてお
りまして、この法律の規定に基づきまして交付金
を交付するときは、この国庫負担あるいは保険
料の別のみならず、それぞれの充当すべき経費の
内訳についてもこれをお示しするというこに
いたしております。そういう形で国民の皆様御
批判を常にいただながら、この事業運営に努め
ていきたいと考えているわけでございます。

○足立信也君 適用徴収システム経費に限定する
と、今おつしやいました。これは法律の条文には

書いておりません。どこで限定、規定するんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、先ほど申し上げましたように、予算の範囲内で、機構に対し、業務に要する費用に相当する金額を交付するということを四十四条で決めておりまして、それで政府は、この今申し上げた規定によって交付金を交付するときは、機構に対し、その交付に充てるための財源の国庫負担又は保険料の別ごとに内訳、当該財源の内訳に対応した交付金の使途を明らかにするという、そういう縛りを法律上掛けておりまして、したがって、そのすべてが明らかになつていくということでございます。そういうことを、これを前提にしまして、私ども、この交付金の使途についてはただいま申し上げたようなことで処理をさせていただきます、それでまた御批判をいただいていきたいと、こういう仕組みになつていくわけでございます。

○足立信也君 厚生労働省の説明でも、国民年金法あるいは厚生年金法で、教育、広報にはこれは使うんだということを言っておるわけですが、これは条文では使うことができるという限りは書いてない、その事業しかできないという限定は書いてないんですよ。これは使えるとしか書いてない。これは間違いないことです。

私はまだ、これだけの業務、今国民が不安を持っている年金の統合、記録の統合やらなきやいけない、人員としては必ず必要なんだろう、しかし人員削減計画はこれからずっと続いているわけですよ。このことも今日はただしたかった。でも、もう時間ありませんから、最後にお聞きしたい。

大臣、この年金関連三法案、審議は十分だと思いませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私といたしましては、これまで参議院の厚生労働委員会の先生方の御審議におきまして、衆議院を上回る、そういう審議の経過をたどっているということを承知をいたしているところでございます。そういう意味合い

で、いろいろと広範な御質疑をいただきまして、それについて私どもできるだけ御答弁を申し上げて、私どもとして度々、この日本年金機構法案、関連する議員立法を含めて二つの法案につきまして、是非御理解と御賛同をお願いしたいということをお願いしてまいりました。またそれをどのようにお取り扱いますかということについては、委員長始め理事の皆さん方、委員の皆さん方に話をゆだねているという状況でございます。

○委員長(鶴保庸介君) もう時間です。

○足立信也君 最後です。理事会への要求事項もでございます。それから私自身も、それから皆さんも、まだまだ審議足りない部分、分らない部分、一杯あります。そのことを申し上げて、私の今日の質問は終わります。

○委員長(鶴保庸介君) この際、申し上げます。ただいまの大臣の発言のとおり、これまで本委員会では、参考人質疑や視察を含め、十分な審議を行ってきたものと認めます。会期末を控え、当委員会としても何らかの結論を出すべきときが来たものと考えます。(発言する者多く、議場騒然)

この際、お諮りいたします。他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕異議ありと呼ぶ者あり

○委員長(鶴保庸介君) 御異議があるようですから、これより採決を行います。質疑を終局することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よって、質疑は終局したものと認めます。(発言する者多し)

これより討論に入ります。討論は終局したものと認めることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつ

て、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。(発言する者多し) 初めに、日本年金機構法案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。(発言する者多し)

〔賛成者挙手〕
○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつ

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。(発言する者多し)

〔賛成者挙手〕
○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつ

て、本案は原案どおり可決すべきものと認めました。

なお、三案の審査報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつ

て、本委員会の審査報告書につきましては、委員長に御一任いただいたものと認めます。(発言する者多し)

本日は散会いたします。
午後六時五十七分散会

平成十九年七月六日印刷

平成十九年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D